

令和2年版

消防白書

消防庁

はじめに

特集 ① 最近の大規模自然災害への対応及び消防防災体制の整備

1 令和2年7月豪雨による被害及び消防機関等の対応状況	3
(1) 災害の概要	3
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	5
2 令和2年台風第10号による被害及び消防機関等の対応状況	11
(1) 災害の概要	11
(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動	13
3 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における消防庁の取組	15
(1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の閣議決定.....	15
(2) 3か年緊急対策における消防庁の施策	15
(3) 今後の取組	19

特集 ② 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症患者の発生と政府等の対応	20
(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生と感染拡大の状況	20
(2) 政府の動き	20
(3) 総務省の動き	22
2 新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組	22
(1) 消防庁の体制	22
(2) 具体的な取組	22

特集 ③ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

1 消防団の現状	32
(1) 消防団員数の減少	32
(2) 被雇用者である消防団員の割合の増加	32
(3) 消防団員の平均年齢の上昇	32
(4) 女性消防団員の増加	33
(5) 学生消防団員の増加	34
(6) 機能別消防団員の増加	34
(7) 消防団の装備・教育訓練の充実等に関する必要性の高まり	35
2 消防団の充実強化施策	35
(1) 市町村における議論の創出等	35
(2) 消防団への加入促進	35
(3) 消防団員の処遇の改善	39
(4) 装備等の充実強化	40
(5) 教育・訓練の充実	40
(6) 消防団活動の活性化等	40

特集 4 Society5.0 時代における AI 等の活用

1 消防防災技術に係る研究開発の方向性	43
(1) 消防防災科学技術高度化戦略プラン 2018	43
(2) 統合イノベーション戦略等を踏まえた対応	43
(3) 消防庁における研究開発の取組	43
2 研究開発の状況	43
(1) 消防ロボットシステム（スクラムフォース）の配備	43
(2) 迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発	46
(3) ドローンによる画像の解析結果の消防防災活動への活用	47
(4) G空間情報と ICT を活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発（競争的資金）	48

特集 5 戸別受信機等の配備促進に向けた取組

1 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化	50
2 戸別受信機等の有効性	50
3 戸別受信機等の配備状況	52
4 戸別受信機等の配備促進のための取組	53
(1) 戸別受信機等の配備に係る財政措置	53
(2) 戸別受信機の標準モデル	53
(3) アドバイザー派遣	53
(4) 戸別受信機等の配備促進事業	53

第 1 章 災害の現況と課題

第 1 節 火災予防

[火災の現況と最近の動向]	57
1. 出火状況	58
(1) 1日当たり 103 件の火災が発生	58
(2) 出火率は 3.0 件／万人	59
(3) 火災覚知方法は 119 番通報が最多	59
(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多	60
2. 火災による死者の状況	60
(1) 火災による死者の状況	60
(2) 建物火災による死者の状況	62
(3) 住宅火災による死者の状況	63
3. 火災による損害額	65
4. 出火原因	66
(1) 「たばこ」による火災の半数以上は不適當な場所への放置によるもの	66
(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少	66
(3) 「こんろ」による火災の大半は消し忘れによるもの	68
5. 火災種別ごとの状況	68
(1) 建物火災	68

(2) 林野火災	69
(3) 車両火災	70
(4) 船舶火災	70
(5) 航空機火災	70
[火災予防行政の現況]	71
1. 住宅防火対策の現況	71
2. 防火対象物	72
3. 防火管理制度	73
(1) 防火管理者	73
(2) 統括防火管理者	73
(3) 防火対象物定期点検報告制度	73
4. 防災管理制度	74
(1) 防災管理者	74
(2) 統括防災管理者	74
5. 立入検査と違反是正	74
(1) 立入検査と違反是正の現況	74
(2) 適マーク制度	75
(3) 違反対象物の公表制度の運用開始	75
6. 消防用設備等	75
(1) 消防同意の現況	75
(2) 消防用設備等の設置の現況	76
(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者	77
(4) 防災規制	77
(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制	77
7. 消防用機械器具等の検定等	77
(1) 検定	77
(2) 自主表示	78
8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定	79
9. 火災原因調査の現況	79
10. 製品火災対策の推進	80
[火災予防行政の課題]	81
1. 住宅防火対策の推進	81
2. 違反是正に係る関係部局間の連携の推進	81
3. 小規模施設における防火対策の推進	81
(1) 自動消火設備の設置の促進	81
(2) 小規模施設における消防訓練の実効性向上	82
4. 消防用設備等の点検報告の推進	82
[コラム] 地震火災対策について	83

第2節 危険物施設等における災害対策

[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]	85
1. 火災事故	86
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害	86

(2) 危険物施設における火災事故の発生要因	86
(3) 無許可施設における火災事故	87
(4) 危険物運搬中の火災事故	87
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故	87
2. 流出事故	87
(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害	87
(2) 危険物施設における流出事故の発生要因	87
(3) 無許可施設における流出事故	88
(4) 危険物運搬中の流出事故	88
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故	88
[危険物行政の現況]	89
1. 危険物規制	89
(1) 危険物規制の体系	89
(2) 危険物施設の現況	89
(3) 危険物取扱者	89
(4) 事業所における保安体制	90
(5) 保安検査	91
(6) 立入検査及び措置命令	91
2. 石油パイプラインの保安	91
(1) 石油パイプライン事業の保安規制	91
(2) 石油パイプラインの保安の確保	92
[危険物行政の課題]	92
(1) 官民一体となった事故防止対策の推進	92
(2) 科学技術及び産業経済の動向等を踏まえた安全対策の推進	92
(3) 大規模災害への対応	93
(4) 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた対策	93

第3節 石油コンビナート災害対策

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]	95
1. 事故件数と被害	95
2. 事故の特徴	96
(1) 事故種別ごとの一般事故件数	96
(2) 原因別の一般事故件数	96
(3) 特定事業所種別の一般事故件数	97
(4) 特定事業所業態別の一般事故件数	97
[石油コンビナート災害対策の現況]	98
1. 特別防災区域の現況	98
2. 都道府県・消防機関における防災体制	100
(1) 防災体制の確立	100
(2) 災害発生時の応急対応	100
(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備	100
3. 特定事業所における防災体制	100
(1) 自衛防災組織等の設置	100

(2) 大容量泡放射システムの配備	100
(3) 自衛防災体制の充実	101
4. 事業所のレイアウト規制	101
(1) レイアウト規制	101
(2) 新設等届出等の状況	101
5. その他の災害対策	101
(1) 災害応急体制の整備	101
(2) 防災緩衝緑地等の整備	102
6. 最近の石油コンビナート等における災害対策	102
(1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議	102
(2) 石油コンビナート等の地震・津波対策	102
(3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	102
(4) 先進技術を活用した石油コンビナート災害対応に関する検討会の開催	103
[石油コンビナート災害対策の課題]	103
1. 石油コンビナートにおける災害対策の推進	103
(1) 東日本大震災を踏まえた石油コンビナートの地震・津波対策	103
(2) 特定事業所における防災体制の充実強化	103
(3) 大容量泡放射システムの効果的な活用	103
2. 国家石油備蓄基地への対応	103

第4節 林野火災対策

[林野火災の現況と最近の動向]	104
[林野火災対策の現況]	104
1. 林野火災特別地域対策事業	104
2. 広域応援・空中消火による消防活動	104
(1) 空中消火の実施状況	104
(2) 広域応援・空中消火体制の整備	104
3. その他の対策	105
(1) 出火防止対策の徹底	105
(2) 林野火災用消防施設等の整備	105
[林野火災対策の課題]	105

第5節 風水害対策

[風水害の現況と最近の動向]	107
1. 令和元年中の主な風水害	107
(1) 5月18日から大雨による被害等の状況	108
(2) 台風第3号による被害等の状況	108
(3) 6月29日から大雨による被害等の状況	108
(4) 梅雨前線による大雨及び台風第5号による被害等の状況	109
(5) 台風第6号による被害等の状況	109
(6) 台風第8号による被害等の状況	109
(7) 台風第9号による被害等の状況	109

(8) 台風第 10 号による被害等の状況	110
(9) 令和元年 8 月の前線に伴う大雨による被害等の状況	110
(10) 台風第 13 号による被害等の状況	110
(11) 令和元年房総半島台風（台風第 15 号）による被害等の状況	110
(12) 台風第 17 号による被害等の状況	111
(13) 台風第 18 号による被害等の状況	111
(14) 令和元年東日本台風（台風第 19 号）等による被害等の状況	112
(15) 低気圧に伴う暴風雪による被害等の状況	113
2. 令和 2 年 1 月から令和 2 年 10 月までの主な風水害	113
(1) 6 月 29 日からの梅雨前線に伴う大雨による被害等の状況	113
(2) 低気圧及び前線に伴う大雨による被害等の状況	113
(3) 台風第 9 号による被害等の状況	114
(4) 台風第 12 号及び前線に伴う大雨による被害等の状況	114
(5) 台風第 14 号及び前線に伴う大雨による被害等の状況	114
[風水害対策の現況]	114
1. 風水害対策の概要	114
(1) 洪水	115
(2) 土砂災害	115
(3) 高潮	115
(4) 竜巻等突風	115
2. 避難体制の整備、避難行動要支援者対策	116
(1) 避難行動要支援者の支援対策の推進	116
(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底及び安全確保等	116
3. 災害危険箇所に関する情報の周知	117
4. 防災訓練の実施	117
[風水害対策の課題と対応]	118
1. 令和元年東日本台風（台風第 19 号）等を受けた対応	118
(1) 令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム	118
(2) 令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ	118
(3) 避難勧告等の発令・伝達体制の改善	119
2. 防災基本計画の修正	120
3. 中央防災会議通知	120

第 6 節 震災対策

[地震災害の現況と最近の動向]	121
1. 令和元年中の主な地震災害	121
(1) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況	122
(2) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況	122
(3) 北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害等の状況	122
(4) 日向灘を震源とする地震による被害等の状況	122
(5) 千葉県北東部を震源とする地震による被害等の状況	123
(6) 山形県沖を震源とする地震による被害等の状況	123
(7) 福島県沖を震源とする地震による被害等の状況	123

(8) 北海道宗谷地方北部を震源とする地震による被害等の状況	123
(9) 青森県東方沖を震源とする地震による被害等の状況	123
2. 令和2年1月から令和2年10月までの主な地震災害	124
(1) 石川県能登地方を震源とする地震による被害等の状況	124
(2) 千葉県東方沖を震源とする地震による被害等の状況	124
(3) 福井県嶺北を震源とする地震による被害等の状況	124
[震災対策の現況]	124
1. 震災対策の概要	124
(1) 南海トラフ地震対策	125
(2) 首都直下地震対策	127
(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策	128
(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策	128
(5) その他の対策	128
2. 地方公共団体における震災対策	129
(1) 地域防災計画（震災対策編等）の作成状況	130
(2) 震災時等における相互応援協定等の締結状況	130
(3) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況	130
(4) 震災対策施設等の整備事業	130
(5) 震災訓練の実施状況	131
(6) 津波対策の実施状況	131
[震災対策の課題]	131
1. 耐震化の一層の推進	131
2. 南海トラフ地震・首都直下地震などへの対策、津波対策の推進	132

第7節 原子力災害対策

[原子力災害等の現況と最近の動向]	133
1. 原子力施設の現況と主な事故	133
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応	133
[原子力災害対策等の現況]	134
1. 原子力施設等の原子力災害対策	134
2. 関係地方公共団体における原子力災害対策	134
3. 消防機関における活動対策	134
(1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布	134
(2) 放射性物質事故対応資機材の整備等	136
(3) 消防職員に対する教育・訓練等	136
[原子力災害対策等の課題]	136
1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組	136
(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援	136
(2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等	136
(3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理	137
2. 放射性物質等事故対応能力の向上	137

[火山災害対策]	138
1. 令和元年以降の主な火山活動の動向.....	138
(1) 阿蘇山の火山活動による被害等の状況	138
(2) 浅間山の火山活動による被害等の状況	138
(3) 口永良部島の火山活動による被害等の状況	138
(4) 薩摩硫黄島の火山活動による被害等の状況	138
(5) 桜島の火山活動による被害等の状況	138
2. 火山災害の特徴と課題等.....	138
3. 主な火山災害対策.....	139
(1) 火山防災対策推進ワーキンググループ	139
(2) 活動火山対策特別措置法の改正	139
(3) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ	140
(4) 退避壕・退避舎等	140
(5) 噴火速報	141
[雪害対策]	141
1. 雪害の現況と最近の動向.....	141
2. 雪害対策の現況.....	141
3. 雪害対策の課題.....	141
(1) 除雪作業における対策	142
(2) 雪崩等に対する適切な避難勧告等の発令・伝達	142
(3) 避難体制	142
(4) 防災体制の確立	142
(5) 住民、車両ドライバー等への迅速・的確な情報提供	142
(6) 大雪時等における交通対策	142
[地下施設等の災害対策]	143
1. 地下施設等の災害の現況と最近の動向.....	143
2. 地下施設等の災害対策の現況.....	143
(1) 鉄道トンネル	143
(2) 道路トンネル	143
(3) 大深度地下空間	143
3. 地下施設等の災害対策の課題.....	144
[消防活動阻害物質に係る災害対策]	144
1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向.....	144
(1) 火災事故の状況	145
(2) 漏えい事故の状況	145
(3) 最近の動向	145
2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題.....	146
(1) 実態の把握及び指導	146
(2) 危険物災害等情報支援体制の充実	146
[海上災害対策]	146
1. 海上災害の現況と最近の動向.....	146
2. 海上災害対策の現況.....	146

3. 海上災害対策の課題	147
[航空災害対策]	147
1. 航空災害の現況と最近の動向	147
2. 航空災害対策の現況	147
3. 航空災害対策の課題	147

第2章 消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

1. 消防組織	151
(1) 常備消防機関	151
(2) 消防団	152
2. 消防防災施設等	152
(1) 消防車両等の整備	152
(2) 消防通信施設	153
(3) 消防水利	155
3. 消防財政	156
(1) 市町村等の消防費	156
(2) 消防費の財源	156
(3) 都道府県の防災費	157
(4) 消防庁予算額	158
4. 常備消防体制整備の課題	160
(1) 消防力の整備	160
(2) 消防隊員用個人防火装備	160

第2節 消防の広域化の推進

1. 消防の広域化とは	162
2. 消防の広域化のメリット	162
(1) 初動体制の充実等による住民サービスの向上	162
(2) 人員配置の効率化及び現場体制の充実	162
(3) 消防体制の基盤強化	162
3. これまでの取組	163
(1) 平成6年からの取組	163
(2) 消防組織法の改正（平成18年）	163
(3) 広域化基本指針の制定（平成18年）	163
(4) 広域化基本指針の改正（平成25年）	164
(5) 連携・協力基本指針の制定（平成29年）	164
(6) 広域化基本指針の改正（平成30年）	164
(7) これまでの取組の成果	165
4. 関係機関の取組	165
(1) 消防庁の取組	165
(2) 都道府県の取組	166

(3) 市町村の取組 167

第3節 消防職団員の活動

1. 活動状況 168

2. 公務による死傷者の状況 168

3. 勤務条件等 169

 (1) 消防職員の勤務条件等 169

 (2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策 171

 (3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進 174

 (4) 消防団員の処遇改善 176

4. 安全衛生体制の整備 178

 (1) 安全衛生体制 178

 (2) 消防団員の安全対策 178

 (3) 惨事ストレス対策 179

5. 消防表彰等 179

 (1) 国の栄典 179

 (2) 内閣総理大臣表彰 180

 (3) 総務大臣表彰 181

 (4) 総務大臣感謝状 181

 (5) 消防庁長官表彰 181

 (6) 賞じゅつ金及び報賞金 182

 (7) 退職消防団員報償 182

 (8) 消防庁長官感謝状 182

 (9) その他 182

【コラム】女性消防吏員の採用拡大に向けた消防本部の取組 184

第4節 教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練 185

2. 職場教育 185

3. 消防学校における教育訓練 185

 (1) 消防学校の設置状況 185

 (2) 教育訓練の種類 185

 (3) 消防学校における教育訓練の充実強化 186

 (4) 教育訓練の実施状況 186

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助 186

 (1) 施設・設備 186

 (2) 教育訓練の実施状況 187

 (3) 消防学校に対する技術的援助 189

 (4) 特別講習会 190

第5節 救急体制

1. 救急業務の実施状況	191
(1) 救急出動の状況	191
(2) 傷病程度別搬送人員の状況	192
(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況	192
(4) 現場到着所要時間の状況	193
(5) 病院収容所要時間の状況	193
(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況	194
2. 救急業務の実施体制	196
(1) 救急業務実施市町村数	196
(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数	196
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移	197
(4) 救急自動車数	198
(5) 高速自動車国道等における救急業務	198
3. 消防と医療の連携促進	199
(1) 救急搬送における医療機関の受入れ状況	199
(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準	199
(3) 救急医療体制	200
4. 救急業務高度化の推進	200
(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進	200
(2) 救急救命士の処置範囲の拡大	201
(3) メディカルコントロール体制の充実	202
(4) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用	203
5. 救急業務を取り巻く課題	203
(1) 救急車の適正利用の推進	203
(2) 一般市民に対する応急手当の普及	205
(3) 感染症への対策	208
(4) 熱中症への対応	209
(5) 外国人傷病者への救急対応	211
【コラム】救急安心センター事業（# 7119）の推進	213

第6節 救助体制

1. 救助活動の実施状況	216
(1) 救助活動件数及び救助人員の状況	216
(2) 事故種別ごとの救助活動の状況	216
2. 救助活動の実施体制	216
(1) 救助隊数及び救助隊員数	216
(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況	217
3. 全国消防救助技術大会の実施	217
4. 救助体制の課題	218
(1) 体制の整備	218
(2) 車両及び資機材の整備	218

(3) 救助技術の高度化等 220

第7節 航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況 221

2. 今後の取組 222

 (1) 航空消防防災体制の整備 222

 (2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて 225

 (3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて 226

【コラム】 消防防災ヘリコプターの安全運航に向けた取組 227

第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制 229

 (1) 消防の相互応援協定 229

 (2) 広域消防応援体制の整備 229

2. 緊急消防援助隊 230

 (1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化 230

 (2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等 232

 (3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備 235

 (4) 緊急消防援助隊の活動 237

 (5) 緊急消防援助隊の訓練 238

 (6) 今後の取組 238

【コラム】 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの改定 240

第9節 国と地方公共団体の防災体制

1. 国と地方の防災組織等 242

 (1) 防災組織 242

 (2) 災害対策基本法の改正 242

 (3) 消防庁の防災体制 242

2. 地域防災計画 243

 (1) 地域防災計画の修正 243

 (2) 地区防災計画の策定 243

 (3) 広域防災応援体制 243

3. 防災訓練の実施 244

4. 防災体制の整備の課題 245

 (1) 地方防災会議の一層の活用 245

 (2) 地域防災計画の見直しの推進 245

 (3) 実効性のある防災体制の確保 245

 (4) 地方公共団体等の災害対応力強化のための研修 246

第10節 消防防災の情報化の推進

1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立	247
2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備	247
(1) 消防防災通信ネットワークの概要	248
(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備	249
3. 情報システムの活用	251
(1) 災害時対応支援システムの導入と活用	251
(2) 統計調査系システム	252
4. 情報化の最近の動向	252
(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化	252
(2) 消防防災業務の業務・システムの最適化	253

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

1. 国民保護法の成立	257
(1) 国民保護法の制定経緯	257
(2) 国民保護法の目的	257
2. 国民保護法に基づく国民の保護に関する措置の概要	257
(1) 住民の避難に関する措置	258
(2) 避難住民等の救援に関する措置	259
(3) 武力攻撃災害への対処に関する措置	259
(4) その他の措置等	259
3. 消防庁等の役割	259
(1) 消防庁の役割	259
(2) 地方公共団体と消防の役割	259
4. 基本指針・国民保護計画	260
(1) 基本指針	260
(2) 消防庁国民保護計画	260
(3) 都道府県国民保護計画	260
(4) 市町村国民保護計画	260
5. 主な課題と取組等	261
(1) Jアラートによる迅速な情報伝達	261
(2) 国民保護共同訓練	263
(3) 市町村における避難実施要領のパターンの作成	263
(4) 避難施設の指定	264
(5) 安否情報システムの運用	264
(6) 地方公共団体職員の研修・普及啓発	265
(7) 地方公共団体における体制整備	265
(8) 特殊標章等	265
6. テロ対策	266
(1) 体制の整備	266

(2) NBC テロ災害に対応するための車両・資機材の整備	266
(3) 消防機関に対する危機管理教育訓練の充実強化	266
(4) テロ災害に対応するための救急資器材の導入に向けた教育の推進	267

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

(1) 消防庁の対応	268
(2) Jアラートによる情報伝達	269
(3) 弾道ミサイル発射事案に係る国民の理解の促進	269

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

[防火防災意識の高揚]	273
1. 全国火災予防運動等	273
(1) 全国火災予防運動 (秋季 令和元年11月9日～11月15日 春季 令和2年3月1日～3月7日)	273
(2) 文化財防火デー (1月26日)	273
(3) 全国山火事予防運動 (令和2年3月1日～3月7日)	274
(4) 車両火災予防運動 (令和2年3月1日～3月7日)	274
(5) 消防記念日 (3月7日)	274
2. 危険物安全週間	274
3. 防災知識の普及啓発	275
[住民等の自主防災活動]	275
1. コミュニティにおける自主防災活動の促進	275
2. 自主防災組織等	277
(1) 地域の自主防災活動	277
(2) 女性防火クラブ	277
(3) 少年消防クラブ	277
(4) 幼年消防クラブ	277
(5) 事業所等による地域の防災活動	277
[災害に強い安全なまちづくり]	278
1. 防災基盤等の整備	278
(1) 公共施設等の耐震化	278
(2) 防災施設等の整備	278
(3) 防災拠点の整備	278

第5章 国際的課題への対応

[国際緊急援助]	281
1. 国際消防救助隊設立の経緯	281
2. 派遣体制	281
3. 教育訓練	281
4. 派遣実績	282
(1) ネパール地震災害	282

(2) メキシコ地震災害	282
(3) 台湾東部地震災害	283
[国際協力・国際交流]	285
1. 国際消防防災フォーラムの開催	285
2. 開発途上国からの研修員受入れ等	285
(1) 課題別研修の実施	285
(2) 国別研修の実施	285
(3) 諸外国への情報提供等	285
3. 技術協力等	286
4. 国際交流	286
[基準・認証制度の国際化への対応]	286
1. 消防用機械器具等の国際規格の現況	286
2. 規格の国際化への対応	286
[日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開]	286
1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信	287
(1) 日本の消防用機器等に係る日本の消防制度や規格の英訳の公開	287
(2) 日本の消防用機器等の紹介リーフレットの作成	287
2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート	287
(1) 日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催	287
(2) 個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出	287
3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組	287
[地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）]	287
1. ハロン消火剤等の放出抑制について	287
2. PFOS を含有する泡消火薬剤の排出抑制について	288

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

[研究・開発の推進]	293
1. 消防庁における重点研究開発目標	293
2. 消防研究センター	293
3. 消防防災科学技術研究推進制度	293
[消防研究センターにおける研究開発等]	293
1. 消防防災に関する研究	293
(1) 消防ロボットシステム（スクラムフォース）の研究開発	295
(2) 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発	296
(3) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発	298
(4) 危険物施設の安全性向上に関する研究開発	301
(5) 火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発	302
(6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発	307
2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応	307
(1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等	307
(2) 災害・事故への対応	309
3. 研究成果をより広く役立てるために	309
(1) 一般公開	309

※目次中のグレイアウト箇所は抜粋版の割愛部分を示します。

(2) 全国消防技術者会議	309
(3) 消防防災研究講演会	309
(4) 調査技術会議	309
(5) 消防防災科学技術賞	310
(6) 施設見学	310
[競争的資金における研究開発等]	310
[消防機関の研究等]	310
[消防防災科学技術の研究における今後の取組]	310

附属資料索引

附属資料Ⅰ	東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和2年3月1日現在）	315
附属資料Ⅱ	消防防災施設災害復旧費補助金 対象施設	316
附属資料Ⅲ	消防防災設備災害復旧費補助金 対象設備	316
附属資料Ⅳ	令和元年度及び令和2年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）	316
附属資料Ⅴ	平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和2年4月1日現在）	317
附属資料Ⅵ	非常備町村一覧	318
附属資料1-1-1	令和元年中の主な火災	319
附属資料1-1-2	都道府県別火災損害状況	320
附属資料1-1-3	月別火災損害状況	323
附属資料1-1-4	出火原因別火災損害状況	324
附属資料1-1-5	主な出火原因の推移（上位10位）	325
附属資料1-1-6	昭和21年以降の火災損害状況	326
附属資料1-1-7	昭和21年以降の大火記録	328
附属資料1-1-8	昭和21年以降の火災損害比較	329
附属資料1-1-9	1日当たり及び1件当たりの火災の状況	330
附属資料1-1-10	出火件数の構成比率	330
附属資料1-1-11	四季別出火状況	330
附属資料1-1-12	初期消火における消防用設備等の使用状況	331
附属資料1-1-13	都道府県別の火災による死者の状況	331
附属資料1-1-14	月別の火災による死者発生状況	332
附属資料1-1-15	月別の火災による死傷者発生状況	332
附属資料1-1-16	時間帯別火災100件当たりの死者発生状況	332
附属資料1-1-17	時間帯別の出火件数及び死者数	333
附属資料1-1-18	火災による死因別死者発生状況の推移	333
附属資料1-1-19	死に至った経過と年齢別の死者発生状況	334
附属資料1-1-20	年齢別・性別放火自殺者等発生状況	336
附属資料1-1-21	火災による年齢別・性別死者発生状況	336
附属資料1-1-22	用途別の主な火災事例	337
附属資料1-1-23	火災による死傷者の発生状況	338
附属資料1-1-24	火災種別ごとの死者発生状況	338
附属資料1-1-25	建物用途別及び階層別の死者の発生状況	339
附属資料1-1-26	建物構造別・死因別死者発生状況	339
附属資料1-1-27	時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	339
附属資料1-1-28	火災による損害額の推移	340
附属資料1-1-29	主な出火原因別の火災による損害額	340
附属資料1-1-30	失火による出火件数	341
附属資料1-1-31	主な着火物別出火件数	341
附属資料1-1-32	放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件当たりの損害額	341
附属資料1-1-33	放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額	342
附属資料1-1-34	建物火災の火元建物用途別の損害状況	342
附属資料1-1-35	建物火災の月別火災件数	343

附属資料 1 - 1 - 36	火元建物の構造別損害状況	343
附属資料 1 - 1 - 37	建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数	343
附属資料 1 - 1 - 38	建物火災の放水開始時間別焼損状況	344
附属資料 1 - 1 - 39	建物火災の鎮火所要時間別 1 件当たり焼損状況	344
附属資料 1 - 1 - 40	全国の防火管理実施状況	345
附属資料 1 - 1 - 41	全国の統括防火管理実施状況	346
附属資料 1 - 1 - 42	全国の防災管理等実施状況	347
附属資料 1 - 1 - 43	全国の統括防災管理実施状況	348
附属資料 1 - 1 - 44	立入検査実施状況	349
附属資料 1 - 1 - 45	命令の状況	349
附属資料 1 - 1 - 46	防火対象物に関する命令等（消防法第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3）の状況	350
附属資料 1 - 1 - 47	防火管理に関する命令等（消防法第 8 条及び第 8 条の 2）の状況	351
附属資料 1 - 1 - 48	消防用設備等に関する措置命令等（消防法第 17 条の 4）の状況	352
附属資料 1 - 1 - 49	消防設備士の数	353
附属資料 1 - 1 - 50	検定申請状況	353
附属資料 1 - 1 - 51	特殊消防用設備等の認定件数	354
附属資料 1 - 1 - 52	世界各都市（地域）の火災状況	355
附属資料 1 - 2 - 1	危険物施設数の推移	356
附属資料 1 - 2 - 2	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）	357
附属資料 1 - 2 - 3	危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年）	358
附属資料 1 - 2 - 4	危険物施設における火災発生原因の推移（過去 15 年）	359
附属資料 1 - 3 - 1	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況	360
附属資料 1 - 3 - 2	主な石油コンビナート災害	362
附属資料 1 - 5 - 1	昭和 23 年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの）	363
附属資料 1 - 5 - 2	平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間に発生した自然災害による 都道府県別被害状況	364
附属資料 1 - 6 - 1	関東地震以降の主な地震災害	366
附属資料 1 - 6 - 2	過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による都道府県別被害状況	367
附属資料 2 - 1 - 1	都道府県別市町村消防組織一覧	368
附属資料 2 - 1 - 2	消防機関数と消防職団員数の推移	369
附属資料 2 - 1 - 3	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	370
附属資料 2 - 1 - 4	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	371
附属資料 2 - 1 - 5	市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移	372
附属資料 2 - 2 - 1	消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧	373
附属資料 2 - 5 - 1	救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数	374
附属資料 2 - 5 - 2	救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員	375
附属資料 2 - 5 - 3	救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況	376
附属資料 2 - 5 - 4	都道府県別救急業務実施状況	377
附属資料 2 - 5 - 5	都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表	378
附属資料 2 - 6 - 1	都道府県別救助活動件数及び救助人員	379
附属資料 2 - 8 - 1	緊急消防援助隊登録状況	380
附属資料 2 - 8 - 2	緊急消防援助隊の出動実績	381
附属資料 2 - 8 - 3	緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況	386
附属資料 2 - 10 - 1	衛星通信ネットワーク地球局整備状況	387

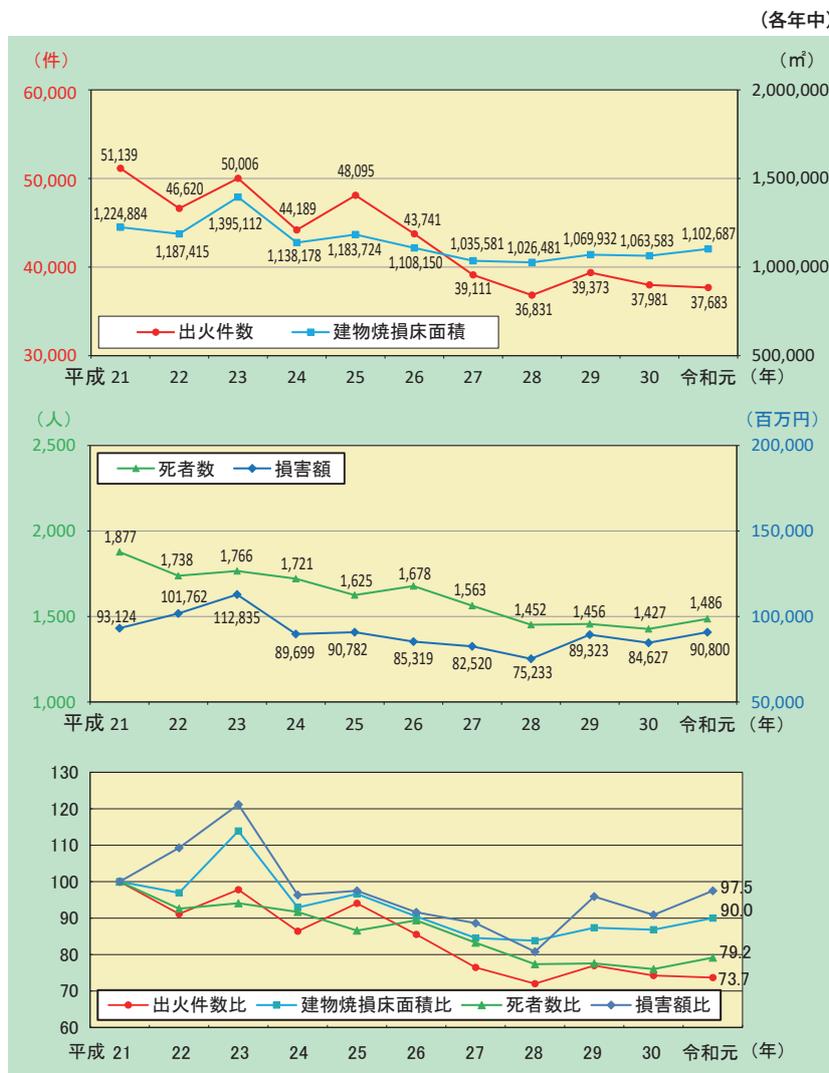
附属資料 2-10-2	市町村防災行政無線通信施設整備状況	388
附属資料 2-10-3	過去5年間の防災行政無線等の整備率の推移等	389
附属資料 4-1	自主防災組織の都道府県別結成状況	390
附属資料 4-2	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別）	391
附属資料 6-1	令和2年度の政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標	392
附属資料 6-2	採択研究テーマの一覧	392
附属資料 6-3	応募件数、採択件数等の推移	393
附属資料 6-4	消防機関の研究部門等の概要	393

火災の現況と最近の動向

平成21年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっており、令和元年中の出火件数は、3万7,683件と前年に比べ298件（0.8%）減少しており、

10年前（平成21年中の出火件数）の73.7%となっている。また、火災による死者数も、平成21年以降おおむね減少傾向にあり、令和元年中の火災による死者数は、1,486人と前年に比べ59人（4.1%）増加しているが、10年前（平成21年中の火災による死者数）の79.2%となっている（第1-1-1図、第1-1-1表）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの、以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成21年中の値を100とした比

第1-1-1表 火災の状況

(各年中)

区 分	平成21年	平成30年 (A)	令和元年 (B)	増 減 (B) - (A) (C)	増減率 (C) / (A) × 100 (%)
出火件数 (件)	51,139	37,981	37,683	△ 298	△ 0.8
建物火災	28,372	20,764	21,003	239	1.2
林野火災	2,084	1,363	1,391	28	2.1
車両火災	5,326	3,660	3,585	△ 75	△ 2.0
船舶火災	109	69	69	0	0.0
航空機火災	4	1	1	0	0.0
その他の火災	15,244	12,124	11,634	△ 490	△ 4.0
焼損棟数 (棟)	38,800	29,962	30,653	691	2.3
全 焼	8,433	7,138	7,404	266	3.7
半 焼	2,537	1,658	1,631	△ 27	△ 1.6
部 分 焼	11,034	7,833	7,853	20	0.3
ぼ や	16,796	13,333	13,765	432	3.2
建物焼損床面積 (㎡)	1,224,884	1,063,583	1,102,687	39,104	3.7
建物焼損表面積 (㎡)	123,176	117,981	111,123	△ 6,858	△ 5.8
林野焼損面積 (a)	106,400	60,624	83,651	23,027	38.0
死者 (人)	1,877	1,427	1,486	59	4.1
負傷者 (人)	7,654	6,114	5,865	△ 249	△ 4.1
り災世帯数 (世帯)	25,487	18,180	18,364	184	1.0
全 損	5,554	3,978	4,173	195	4.9
半 損	2,085	1,233	1,206	△ 27	△ 2.2
小 損	17,848	12,969	12,985	16	0.1
り災人員 (人)	61,517	39,758	39,983	225	0.6
損 害 額 (百万円)	93,124	84,627	90,800	6,173	7.3
建物火災	87,365	76,353	84,186	7,833	10.3
林野火災	521	202	269	67	33.0
車両火災	2,332	2,227	2,259	32	1.4
船舶火災	721	859	254	△ 605	△ 70.4
航空機火災	74	730	3	△ 727	△ 99.6
その他の火災	1,432	3,172	3,286	114	3.6
爆 発	680	1,084	543	△ 541	△ 49.9
出 火 率 (件/万人)	4.0	3.0	3.0	△ 0.0	-

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 人口は、平成21年については3月31日現在の住民基本台帳、平成30年、令和元年については1月1日現在の住民基本台帳による。

14 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

15 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

16 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

(略)

(略)

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

令和元年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万58件）は、放火を除いた建物火災の件数（1万9,716件）の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（899人）は、放火自殺者等を除

く建物火災による死者数（1,080人）の約8割となっている（附属資料1-1-25）。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置・維持管理対策会議」を開催し、同会議において策定された「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和2年7月1日時点で全国の設置率^{*3}は82.6%、条例適合率^{*4}は68.3%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなってい

第1-1-15表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（令和2年7月1日時点）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	82.6%	68.3%	三重	76.3% (39)	61.8% (38)
北海道	84.1% (16)	70.8% (11)	滋賀	82.4% (21)	63.6% (31)
青森	81.0% (26)	67.5% (18)	京都	87.9% (5)	75.1% (7)
岩手	85.1% (13)	64.8% (26)	大阪	84.1% (16)	76.4% (6)
宮城	92.1% (2)	69.1% (13)	兵庫	85.5% (11)	65.7% (23)
秋田	82.5% (20)	63.6% (31)	奈良	74.9% (42)	62.3% (35)
山形	82.4% (21)	63.3% (33)	和歌山	78.9% (33)	62.3% (35)
福島	79.3% (32)	58.2% (41)	鳥取	85.4% (12)	63.8% (30)
茨城	73.1% (43)	60.2% (39)	島根	87.4% (7)	65.8% (22)
栃木	78.4% (35)	67.3% (19)	岡山	77.5% (38)	63.1% (34)
群馬	71.4% (44)	57.0% (43)	広島	87.2% (8)	79.4% (4)
埼玉	78.1% (37)	67.3% (19)	山口	79.8% (30)	65.3% (25)
千葉	75.9% (40)	52.5% (45)	徳島	79.7% (31)	65.7% (23)
東京	89.9% (4)	77.7% (5)	香川	75.6% (41)	59.2% (40)
神奈川	84.3% (15)	68.7% (14)	愛媛	78.8% (34)	68.5% (15)
新潟	87.0% (9)	72.2% (9)	高知	70.8% (45)	52.1% (46)
富山	84.9% (14)	66.2% (21)	福岡	82.8% (19)	71.8% (10)
石川	87.5% (6)	84.1% (2)	佐賀	68.1% (46)	56.8% (44)
福井	94.8% (1)	87.0% (1)	長崎	78.2% (36)	57.9% (42)
山梨	81.1% (25)	68.2% (16)	熊本	80.0% (29)	64.0% (29)
長野	80.7% (28)	64.8% (26)	大分	86.3% (10)	70.6% (12)
岐阜	81.3% (23)	64.4% (28)	宮崎	83.8% (18)	74.3% (8)
静岡	80.9% (27)	68.1% (17)	鹿児島	91.1% (3)	81.8% (3)
愛知	81.2% (24)	62.3% (35)	沖縄	57.5% (47)	43.6% (47)

()内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

る（第1-1-15表）。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等*5の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和2年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げ

る防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、421万5,231件である。

また、21大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、120万5,031件と全国の防火対象物の28.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の86.9%）、準地下街*6（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同57.1%）などである（第1-1-16表）。

第1-1-16表 防火対象物数

（令和2年3月31日現在）

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	
(一)	イ 劇場等	4,551	663	14.6	(六)	ハ	(三) 保育所等	36,781	8,014	21.8
	ロ 公会堂等	65,049	6,274	9.6			(四) 児童発達支援センター等	3,440	546	15.9
(二)	イ キャバレー等	788	134	17.0			(五) 身体障害者福祉センター等	21,295	3,523	16.5
	ロ 遊技場等	9,370	1,790	19.1			小計	84,731	16,091	19.0
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	175	100	57.1			ニ 幼稚園等	16,127	3,908	24.2
ニ カラオケボックス等	2,487	611	24.6	(七) 学校	125,598	28,204	22.5			
(三)	イ 料理店等	2,695	488	18.1	(八) 図書館等	7,632	860	11.3		
	ロ 飲食店	88,006	18,605	21.1	イ 特殊浴場	1,416	648	45.8		
(四)	百貨店等	158,618	28,857	18.2	ロ 一般浴場	4,141	977	23.6		
					(十) 駐車場	3,915	1,415	36.1		
(五)	イ 旅館等	60,770	8,153	13.4	(十一) 神社・寺院等	58,937	12,353	21.0		
	ロ 共同住宅等	1,370,573	528,616	38.6	(十二) 工場等	490,158	72,311	14.8		
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	6,249	1,024	16.4	ロ スタジオ	378	156	41.3	
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3,204	643	20.1	イ 駐車場等	52,165	14,742	28.3	
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	9,478	2,339	24.7	ロ 航空機格納庫	860	101	11.7	
		(4) 無床診療所、無床助産所	44,792	8,484	18.9	(十四) 倉庫	335,640	55,312	16.5	
	小計	63,723	12,490	19.6	(十五) 事務所等	489,348	110,681	22.6		
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	43,641	8,215	18.8	(十六) 特定複合用途防火対象物	381,134	143,680	37.7	
		(2) 救護施設	239	48	20.1	ロ 非特定複合用途防火対象物	274,245	125,279	45.7	
		(3) 乳児院	147	35	23.8	(十六の二) 地下街	61	53	86.9	
		(4) 障害児入所施設	492	74	15.0	(十六の三) 準地下街	7	6	85.7	
		(5) 障害者支援施設等	6,986	1,153	16.5	(十七) 文化財	9,180	1,485	16.2	
小計	51,505	9,525	18.5	(十八) アーケード	1,248	463	37.1			
ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	22,991	3,962	17.2	(十九) 山林	0	0	-		
	(2) 更生施設	224	46	20.5	合計	4,215,231	1,205,031	28.6		

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）により作成
 2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

*3 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合
 *4 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合
 *5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）
 *6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和2年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万7,127件あり、そのうち82.4%に当たる88万7,968件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は83万4,777件で全体の77.5%となっている（附属資料1-1-40）。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。

令和2年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に、8万8,224件あり、そのうち62.3%に当たる5万4,976件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ

届け出ている防火対象物は5万2,521件で、全体の59.5%となっている（附属資料1-1-41）。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士*10や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和2年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万2,712人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は、「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

*7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*8 防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの

*9 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

*10 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*11}の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*12}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*13}の設置を義務付けている。

令和2年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万53件あり、そのうち94.6%に当たる9,510件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は9,160件で全体の91.1%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,043件で全体の90.0%となっている(附属資料1-1-42)。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和2年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に2,854件あり、そのうち92.8%に当たる2,649件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,583件で全体の90.5%となっている(附属資料1-1-43)。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和元年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、82万7,783回となっている(附属資料1-1-44)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている(附属資料1-1-45、附属資料1-1-46、附属資料1-1-47、附属資料1-1-48)。

特に、特定違反対象物(床面積1,500m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の全部又は過半にわたって未設置の防火対象物をいう。)については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、令和2年3月31日現在、148件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある(第1-1-17表)。

*11 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

第1-1-17表 特定違反対象物の改善状況の推移

区分 年度別	年度当初の 違反対象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率(%) (c=b/a×100)
平成21年度	301	63	20.9%
平成22年度	299	69	23.1%
平成23年度	389	37	9.5%
平成24年度	179	46	25.7%
平成25年度	230	54	23.5%
平成26年度	249	56	22.5%
平成27年度	331	100	30.2%
平成28年度	359	125	34.8%
平成29年度	392	151	38.5%
平成30年度	240	95	39.6%
令和元年度	189	85	45.0%
令和2年度	148	—	—

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時（3月31日現在）における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
 3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である（新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない。）。

(2) 適マーク制度

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月1日から申請・受付を開始し、同年8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク（銀）の掲出が開始されている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができる。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

(3) 違反対象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反対象物の公表制

度」は、特定防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月には全ての指定都市において公表制度が開始された。

また、平成30年4月から、管轄人口が20万人以上の全ての消防本部においても公表制度が開始されたほか、管轄人口が20万人未満の消防本部においても、順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期等を確認することができる（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/>）。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

令和元年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、23万141件で、そのうち不同意としたものは10件であった（第1-1-18表）。

第1-1-18表 消防同意処理状況

内訳 申請要旨	同意		不同意		合計	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
新築	213,645	206,776	10	8	213,655	206,784
増築	18,533	17,220	5	0	18,538	17,220
改築	665	543	0	0	665	543
移転	101	93	0	0	101	93
修繕	132	155	0	0	132	155
模様替	110	109	0	0	110	109
用途変更	3,975	2,193	3	2	3,978	2,195
その他	2,690	3,042	1	0	2,691	3,042
合計	239,851	230,131	19	10	239,870	230,141

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和2年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.8%、自動火災報知設備の設置率は99.4%となっている（第1-1-19表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。近年では、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者10人、負傷者5人）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設

備の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年10月16日に公布され、平成28年4月1日から施行された。施行に際し、既存の施設については、令和7年6月30日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災（焼損床面積30,213.45m²）を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月28日に公布され、令和元年10月1日から施行された。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

第1-1-19表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(令和2年3月31日現在)

防火対象物の区分	設備の種類	設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
			設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
(一)	イ	劇場等	809	809	0	100.0	3,798	3,791	7	99.8
	ロ	公会堂等	551	549	2	99.6	31,129	31,099	30	99.9
(二)	イ	キャバレー等	7	7	0	100.0	439	429	10	97.7
	ロ	遊技場等	710	701	9	98.7	8,592	8,582	10	99.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	2	2	0	100.0	159	158	1	99.4
	ニ	カラオケボックス等	9	9	0	100.0	2,555	2,548	7	99.7
(三)	イ	料理店等	2	2	0	100.0	1,880	1,865	15	99.2
	ロ	飲食店	107	106	1	99.1	34,711	34,364	347	99.0
(四)		百貨店等	7,541	7,514	27	99.6	85,598	85,315	283	99.7
(五)	イ	旅館等	2,321	2,310	11	99.5	74,157	73,391	766	99.0
イ		避難のために患者の介助が必要な病院	3,875	3863	12	99.7	5,942	5,937	5	99.9
		避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,358	1354	4	99.7	2,845	2,840	5	99.8
		病院(1)に掲げるものを除く、有床診療所(2)に掲げるものを除く、有床助産所	3,608	3605	3	99.9	9,116	9,111	5	99.9
		無床診療所、無床助産所	205	205	0	100.0	21,452	21,420	32	99.9
		小計	9,046	9,027	19	99.8	39,355	39,308	47	99.9
ロ		(1) 老人短期入所施設等	41,825	41,785	40	99.9	43,826	43,810	16	100.0
		(2) 救護施設	196	196	0	100.0	239	239	0	100.0
		(3) 乳児院	126	126	0	100.0	223	221	2	99.1
		(4) 障害児入所施設	445	444	1	99.8	514	514	0	100.0
		(5) 障害者支援施設等	6,588	6,572	16	99.8	7,556	7,549	7	99.9
	小計	49,180	49,123	57	99.9	52,358	52,333	25	100.0	
ハ		(1) 老人デイサービスセンター等	1,359	1,353	6	99.6	15,163	15,136	27	99.8
		(2) 更生施設	43	12	31	27.9	171	171	0	100.0
		(3) 保育所等	108	108	0	100.0	30,787	30,772	15	100.0
		(4) 児童発達支援センター等	33	33	0	100.0	1,476	1,475	1	99.9
		(5) 身体障害者福祉センター等	652	648	4	99.4	17,677	17,630	47	99.7
	小計	2,195	2,154	41	98.1	65,274	65,184	90	99.9	
(九)	ニ	幼稚園等	217	217	0	100.0	14,138	14,133	5	100.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	20,256	20,212	44	99.8	208,030	205,739	2,291	98.9
(十六の二)		地下街	59	59	0	100.0	61	61	0	100.0
(十六の三)		準地下街	5	5	0	100.0	6	6	0	100.0
合計			93,037	92,826	211	99.8	623,565	619,629	3,936	99.4

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 設置率は、小数点第2位を四捨五入している。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和2年3月31日現在、消防設備士の数は延べ122万8,901人（附属資料1-1-49）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）727人、第1種（機械系統）16万1,049人、第2種（電気系統）15万1,683人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

（4）防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多

数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和2年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、99万6,258件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.9%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で87.6%、展示用合板を使用する防災防火対象物で84.7%となっている（第1-1-20表）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（5）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等 ……………

（1）検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令第37条に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定め

第1-1-20表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(令和2年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用しているもの		左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	
				適合率(%)		適合率(%)		適合率(%)			
(一) イ 劇場等	4,282	2,622	2,501	95.4	1,952	1,859	95.2	479	453	94.6	
ロ 公会堂等	63,202	42,657	38,976	91.4	25,403	22,713	89.4	4,296	3,786	88.1	
(二) イ キャバレー等	746	369	276	74.8	396	320	80.8	46	41	89.1	
ロ 遊技場等	9,149	4,661	4,204	90.2	4,290	3,967	92.5	639	573	89.7	
ハ 性風俗特殊営業店舗等	190	131	112	85.5	106	92	86.8	7	4	57.1	
ニ カラオケボックス等	2,450	1,333	1,205	90.4	1,069	992	92.8	169	160	94.7	
(三) イ 料理店等	2,584	1,602	1,384	86.4	1,483	1,306	88.1	154	131	85.1	
ロ 飲食店	83,985	40,906	33,574	82.1	23,634	19,679	83.3	4,333	3,643	84.1	
(四) 百貨店等	152,672	64,871	59,246	91.3	33,312	29,721	89.2	8,341	7,256	87.0	
(五) イ 旅館等	58,734	46,102	42,423	92.0	36,936	34,293	92.8	2,817	2,420	85.9	
(六) イ 病院等	61,715	45,413	42,838	94.3	25,124	23,416	93.2	4,063	3,690	90.8	
ロ 特別養護老人ホーム等	50,118	41,461	39,454	95.2	23,423	22,214	94.8	3,846	3,574	92.9	
ハ 老人デイサービスセンター等	82,363	61,016	57,056	93.5	34,409	31,518	91.6	5,622	5,135	91.3	
ニ 幼稚園等	15,661	12,224	11,413	93.4	6,356	5,876	92.4	1,043	937	89.8	
(九) イ 特殊浴場	1,524	1,105	970	87.8	1,032	946	91.7	69	55	79.7	
(十二) ロ スタジオ	497	187	170	90.9	159	149	93.7	71	63	88.7	
(十六) イ 特定複合用途防火対象	328,786	148,594	118,093	79.5	95,536	77,133	80.7	17,774	13,630	76.7	
ロ 非特定複合用途防火対象	21,379	3,668	2,951	80.5	2,791	2,291	82.1	929	752	80.9	
(十六の二) 地下街	61	46	39	84.8	39	35	89.7	12	12	100.0	
(十六の三) 準地下街	7	5	3	60.0	4	3	75.0	1	1	100.0	
高層建築物	56,153	24,798	21,100	85.1	22,353	19,148	85.7	4,279	3,638	85.0	
合計	996,258	543,771	477,988	87.9	339,807	297,671	87.6	58,990	49,954	84.7	

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

る技術上の規格に適合している旨の承認)と「型式適合検定」(個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定)からなっている(附属資料1-1-50)。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成20年10月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルのすり替えなどの不正行為が、また、平成22年3月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。これらを踏まえ、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等

を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等を定めた消防法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行された。

また、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「消防用結合金具」並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加する消防法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行された。

なお、平成25年に型式承認を受けた泡消火薬剤について、型式承認試験時に申請値と組成が異なるサンプルを提出する不正行為が行われたことが明らかになり、令和2年9月、消防法第21条の6の規定に基づき、型式承認の失効の行政処分を行った。

(2) 自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等(以下「自主表示対象機械器具等」という。)は、製造事

業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化を行う消防法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行された。

自主表示対象機械器具等の対象品目については、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「消防用結合金具」及び「漏電火災警報器」並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加する消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年4月1日から施行された。

令和元年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ35件、消防用ホース32件、消防用吸管0件、消防用結合金具22件、エアゾール式簡易消火具3件及び漏電火災警報器2件となっている。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定 …

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能で

ある「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和2年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで73件が認定を受けている（**附属資料 1-1-51**）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況 ……………

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。

また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政の在り方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（P.307 第6章2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応を参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法令の改正を

第 1-1-21 表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち消防法令の改正を行ったもの

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10人)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12人)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59人)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15人)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

行ったものは、第 1-1-21 表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとする消防法の一部を改正する法律が平成 25 年 4 月 1 日から施行された。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造

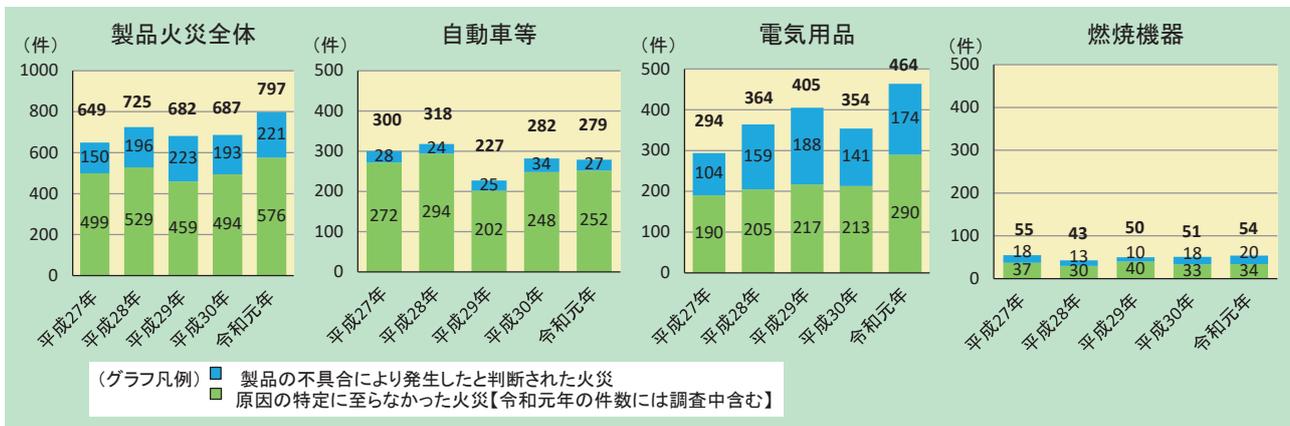
事業者名や製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

令和元年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では 797 件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が 221 件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が 512 件、「現在調査中の火災」が 64 件であった（第 1-1-19 図）。

なお、近年、電気用品に係る製品火災においては、バッテリーに起因するものが多く発生している傾向がある。平成 30 年 2 月 1 日からモバイルバッテリーについては、電気用品安全法に基づく P S E マークの表示が義務付けられており、当該表示がないものについて販売が制限されるなど、危険防止が図られている。

第 1-1-19 図 最近 5 年間の製品火災の調査結果の推移

令和 2 年 5 月 31 日現在



(備考) 詳細については、消防庁ホームページ参照 (URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>)

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

(略)

第2節

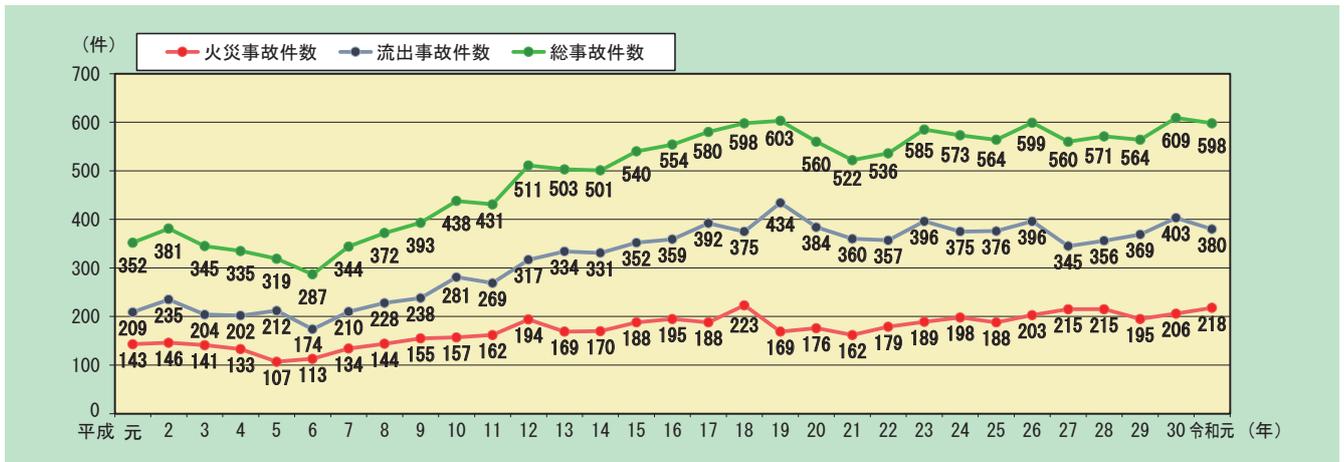
危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設^{*1}における事故は、火災（爆発を含む。）

と危険物^{*2}の流出に大別される。危険物施設の火災及び流出事故件数は、平成6年（1994年）から増加傾向にある。令和元年中は、火災が218件、流出が380件で合計598件となっており、前年より11件減少している（第1-2-1図）。

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いている。

*1 消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分される。

区分	内容	
製造所	危険物を製造する施設	
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵
取扱所	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所
一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所	

*2 消防法（第2条第7項）では「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一 備考」に類別に定義されている。

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を引き起こす。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーバテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、エタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

1. 火災事故

危険物施設における令和元年中の火災事故の発生件数は218件となっており、平成元年以降火災事故が最も少なかった平成5年（1993年）の107件と比較すると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、約2.0倍に増加している。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因によるものが多くを占めている。

(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害

令和元年中の危険物施設における火災事故の発生件数は218件（対前年比12件増）、損害額は55億8,800万円（同31億6,900万円増）、死者は1人（同1人減）、

負傷者は37人（同83人減）となっている（第1-2-2図）。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで給油取扱所、製造所の順となっており、これらの3施設区分の合計で全体の90.8%を占めている（第1-2-3図）。

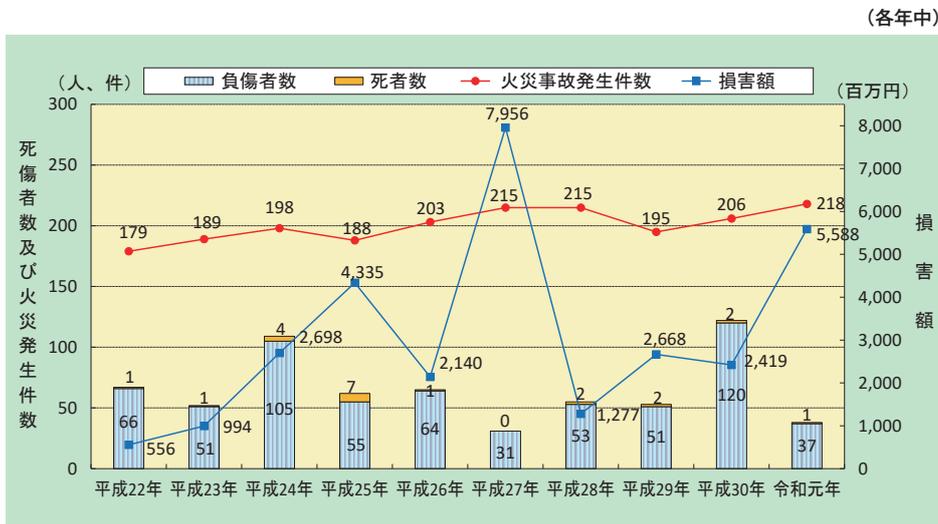
一方、火災事故218件のうち97件（全体の44.5%）は、危険物が出火原因物質となっている（第1-2-4図）。

(2) 危険物施設における火災事故の発生要因

令和元年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が56.9%、物的要因が29.4%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが13.8%となっている（第1-2-5図）。

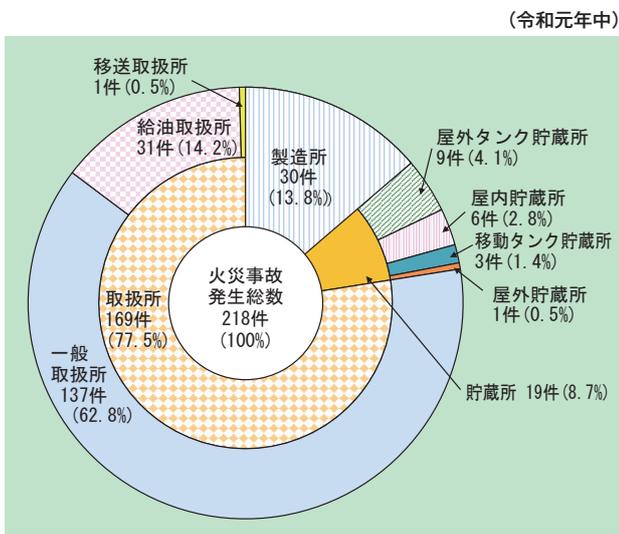
また、着火原因別にみると、静電気火花が40件（対

第1-2-2図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



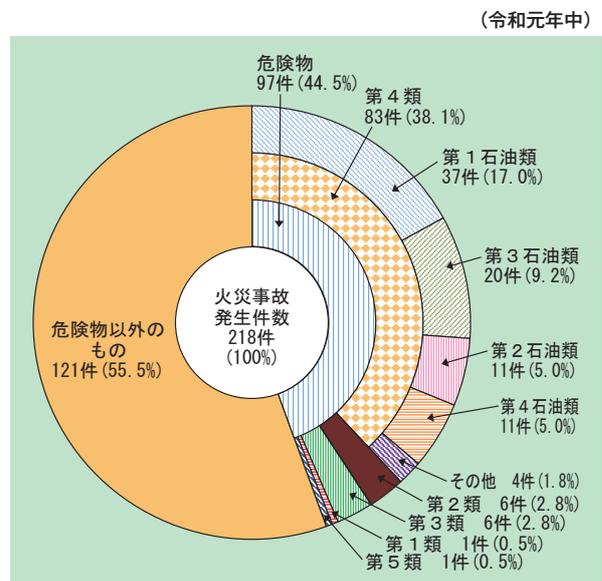
(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

第1-2-3図 危険物施設別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-4図 出火原因物質別火災事故発生件数

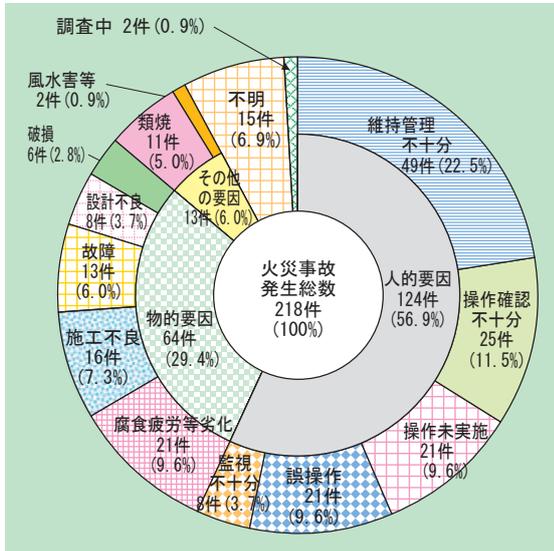


(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

前年比8件増)と最も多く、次いで高温表面熱が26件(同11件減)、電気火花が25件(同10件増)、過熱着火が25件(同4件増)となっている(第1-2-6図)。

第1-2-5図 発生原因別火災事故発生件数

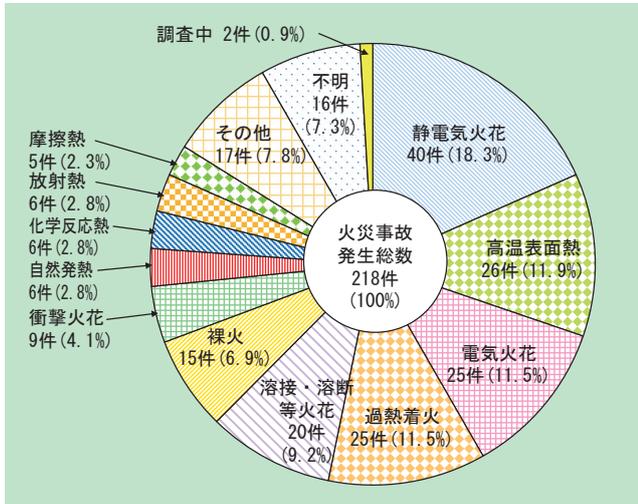
(令和元年中)



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-6図 着火原因別火災事故発生件数

(令和元年中)



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの(以下「無許可施設」という。)における令和元年中の火災事故の発生件数は4件(対前年比2件増)であり、死者は3人(同3人増)、負傷者は3人(同2人増)となっている。

(4) 危険物運搬中の火災事故

令和元年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は

0件(対前年比2件減)となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

令和元年中の仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故の発生件数は0件(対前年比1件減)となっている。

2. 流出事故

危険物施設における令和元年中の危険物の流出事故の発生件数は380件となっており、平成元年以降流出事故が最も少なかった平成6年(1994年)の174件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.2倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるものうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害

令和元年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数(火災に至らなかったもの)は、380件(対前年比23件減)、損害額は9億6,000万円(同4億6,600万円増)、死者は0人(前年同数)、負傷者は27人(前年同数)となっている(第1-2-7図)。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで給油取扱所、屋外タンク貯蔵所の順となっている(第1-2-8図)。

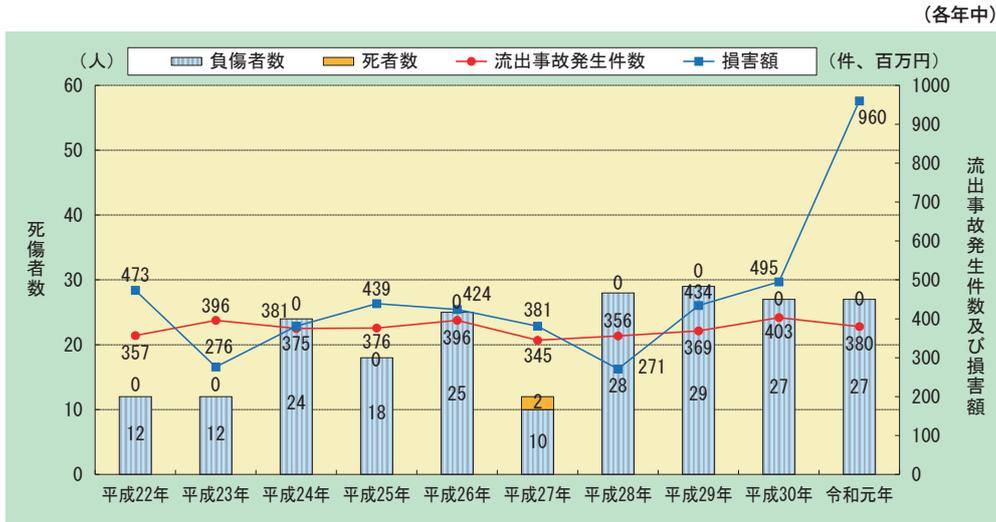
一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、98.2%が石油製品を中心とする第4類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第2石油類(軽油等)が最も多く、次いで第3石油類(重油等)、第1石油類(ガソリン等)の順となっている(第1-2-9図)。

(2) 危険物施設における流出事故の発生要因

令和元年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因をみると、人的要因が40.0%、物的要因が52.4%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが7.7%となっている。

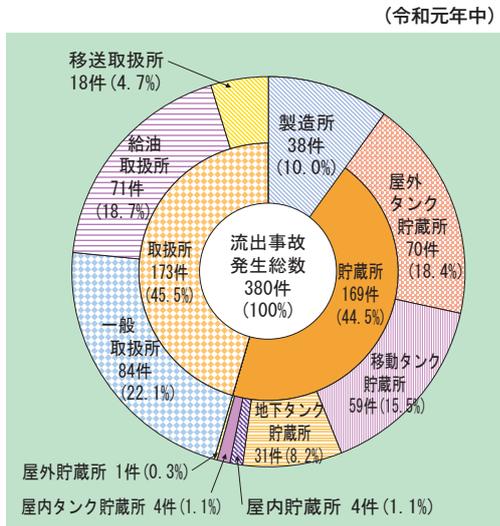
また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが128件(対前年比2件減)と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが51件(同7件減)、誤操作によるものが34件(同8件増)となっている(第1-2-10図)。

第1-2-7 図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



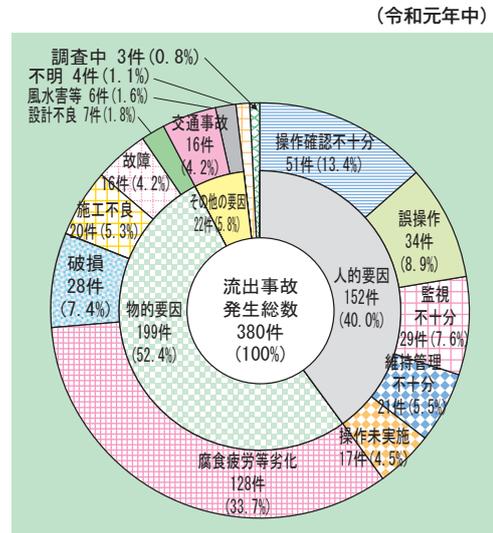
(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-8 図 危険物施設別流出事故発生件数



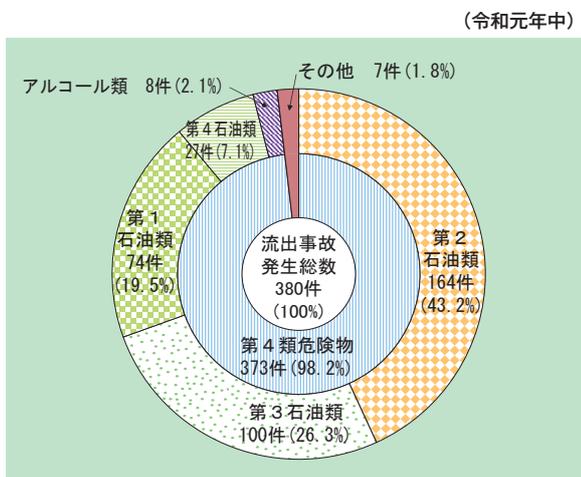
(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-10 図 発生原因別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-9 図 流出物質別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における流出事故

令和元年中の無許可施設における流出事故の発生件数は5件(対前年比2件減)であり、平成30年に引き続き死傷者は発生していない。

(4) 危険物運搬中の流出事故

令和元年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は11件(対前年比1件減)であり、死者は0人(前年同数)、負傷者は0人(対前年比1人減)となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故

令和元年中の仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故の発生件数は1件(対前年比1件増)であり、平成30年に引き続き死傷者は発生していない。

危険物行政の現況

1. 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」(P.85 * 2 参照)として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

危険物に関する規制は、昭和34年(1959年)の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設(P.85 * 1 参照)に対する、より安全で必要十分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである(第1-2-11図)。

- ・ 指定数量(消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量)以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・ 危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・ 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

(2) 危険物施設の現況

ア 危険物施設数の状況

令和2年3月31日現在の危険物施設の総数(設置許可施設数)は39万6,457施設となっている(第1-2-1表)。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が68.3%と最も多く、次いで取扱所が30.4%、製造所が1.3%となっている(第1-2-12図)。

イ 危険物施設の規模別構成

令和2年3月31日現在における危険物施設総数に占める規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の施設数では、指定数量の50倍以下の危険物施設が、全体の75.4%を占めている(第1-2-13図)。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は、全ての危険物を取り扱うことができる「甲種」、取得した類の危険物を取り扱うことができる「乙種」及び第4類のうち指定された危険物を取り扱うことができる「丙種」に区分されている。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

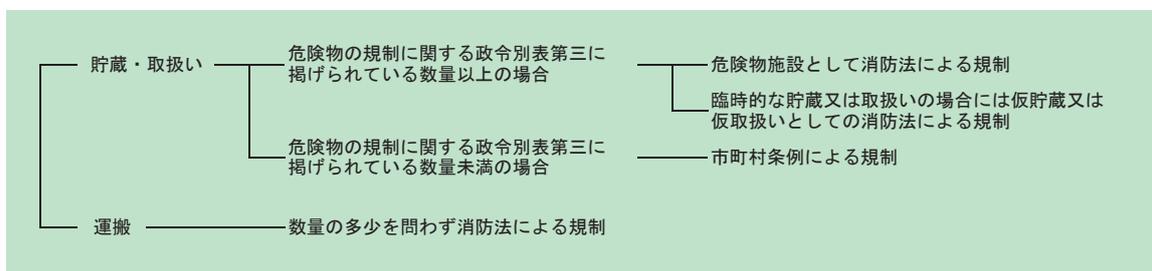
令和2年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数(累計)は975万1,086人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

ア 危険物取扱者試験

令和元年度中の危険物取扱者試験は、全国で3,657回(対前年度比113回増)実施された。受験者数は32万9,479人(同2万5,882人減)、合格者数は14万8,475人(同1万1,720人減)で平均の合格率は約45.1%(前年同数)となっている(第1-2-14図)。

この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が全体の67.3%、次いで丙種が全体の8.4%

第1-2-11図 規制の体系



第1-2-1表 危険物施設数の推移

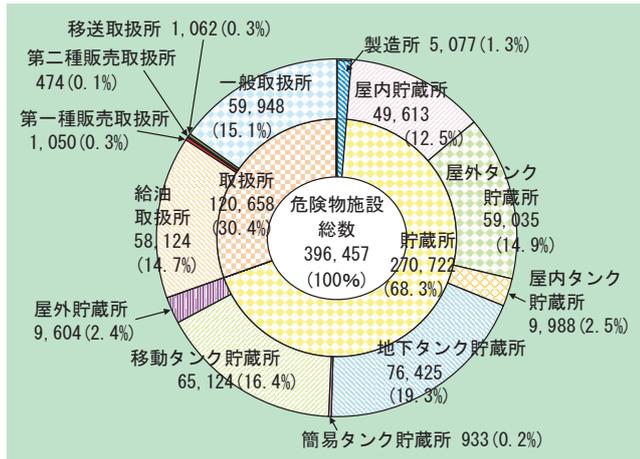
(各年3月31日現在)

施設		年度	平成28年 (A)	平成29年	平成30年	平成31年 (B)	令和2年 (C)	増減率(%)	
								$(C/A-1) \times 100$	$(C/B-1) \times 100$
製造所			5,088	5,096	5,093	5,098	5,077	△ 0.2	△ 0.4
貯蔵所	屋内貯蔵所		50,201	50,023	49,811	49,717	49,613	△ 1.2	△ 0.2
	屋外タンク貯蔵所		62,120	61,124	60,360	59,699	59,035	△ 5.0	△ 1.1
	屋内タンク貯蔵所		10,802	10,586	10,386	10,170	9,988	△ 7.5	△ 1.8
	地下タンク貯蔵所		83,341	81,417	79,723	77,988	76,425	△ 8.3	△ 2.0
	簡易タンク貯蔵所		1,002	986	961	940	933	△ 6.9	△ 0.7
	移動タンク貯蔵所		67,170	66,733	65,806	65,425	65,124	△ 3.0	△ 0.5
	屋外貯蔵所		10,213	9,994	9,832	9,702	9,604	△ 6.0	△ 1.0
小計			284,849	280,863	276,879	273,641	270,722	△ 5.0	△ 1.1
取扱所	給油取扱所		61,401	60,585	59,715	58,865	58,124	△ 5.3	△ 1.3
	第一種販売取扱所		1,178	1,138	1,107	1,078	1,050	△ 10.9	△ 2.6
	第二種販売取扱所		510	499	493	482	474	△ 7.1	△ 1.7
	移送取扱所		1,111	1,098	1,084	1,077	1,062	△ 4.4	△ 1.4
	一般取扱所		62,097	61,372	60,867	60,398	59,948	△ 3.5	△ 0.7
	小計		126,297	124,692	123,266	121,900	120,658	△ 4.5	△ 1.0
計			416,234	410,651	405,238	400,639	396,457	△ 4.8	△ 1.0

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-12図 危険物施設数の区分別の状況

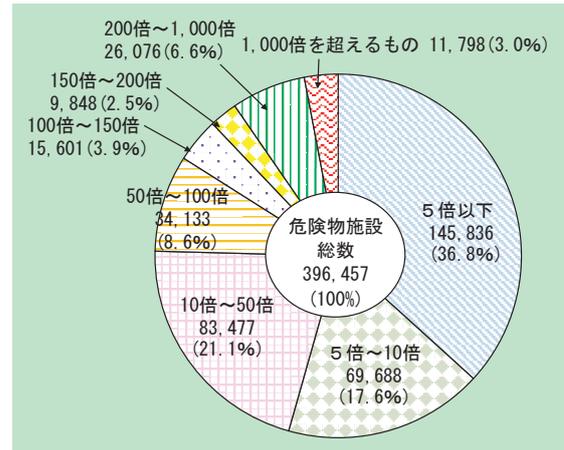
(令和2年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-13図 危険物施設の規模別構成比

(令和2年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値である。
3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

となっており、この2種類で全体の75.7%を占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内(平成24年4月1日からは、危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けた日以降における最初の4月1日から3年以内)ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)を受けなければならないこととされている。

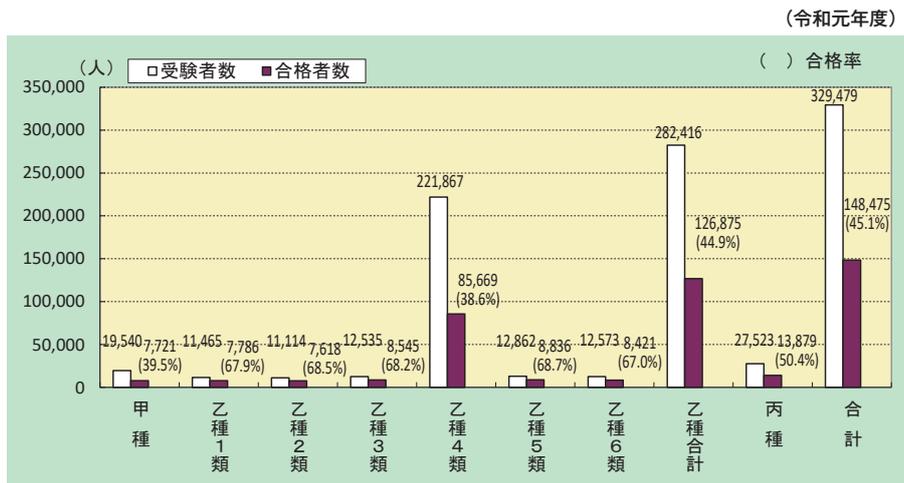
令和元年度中の保安講習は、全国で延べ1,463回(対前年度比11回増)実施され、18万2,537人(同263人減)が受講している(第1-2-2表)。

(4) 事業所における保安体制

令和2年3月31日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で18万611事業所となっている。

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定(1,594事業所)、予防規程の作成(4万2,522事業所)が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置(98事業所)、危険物保安統括管理者の選任(232事業所)が義務付けられている。

第1-2-14 図 危険物取扱者試験実施状況



(備考) 「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」(一財) 消防試験研究センター) により作成

第1-2-2 表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

(各年度)

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						小計	丙種	種類別 総計	講習 回数
			1類	2類	3類	4類	5類	6類				
H27	178,843	14,280	9,507	10,554	9,008	152,324	10,362	11,248	203,003	25,473	242,756	1,407
28	178,002	14,182	10,702	11,581	10,129	153,091	11,452	11,991	208,946	24,660	247,788	1,467
29	170,287	14,219	10,536	11,511	9,739	142,322	11,125	11,664	196,897	23,815	234,931	1,460
30	182,800	14,813	11,215	11,721	10,106	153,670	11,526	12,444	210,682	24,402	249,897	1,452
R1	182,537	14,809	11,539	12,558	10,358	155,943	12,078	12,197	214,673	25,452	254,934	1,463

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

令和元年度中に実施された保安検査は215件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは211件、移送取扱所に関するものは4件となっている。

(6) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

令和元年度中の立入検査は17万3,702件の危険物施設について、延べ18万9,458回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設

の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。

令和元年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を行った件数は215件となっている（第1-2-15図）。

2. 石油パイプラインの保安

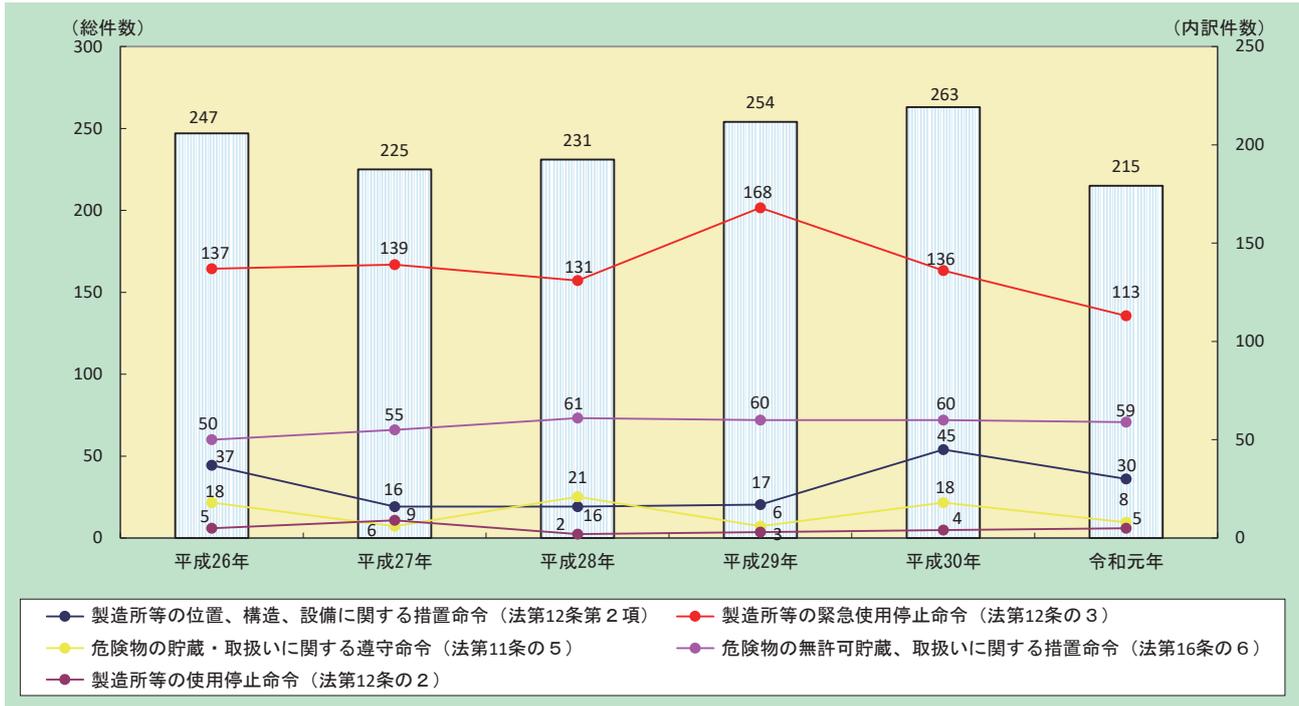
(1) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、その安全を確保するため、昭和47年（1972年）に制定された石油パイプライン事業法により、主務大臣は、基本計画を策定するとともに、事業の許可に当たって総務大臣の意見を聴かなければならない。また、総務大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、保安検査等を行う。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

第 1-2-15 図 危険物施設等に関する措置命令等の推移

(各年度)



(備考) 「危険物規制事務調査」により作成

(2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

(略)

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

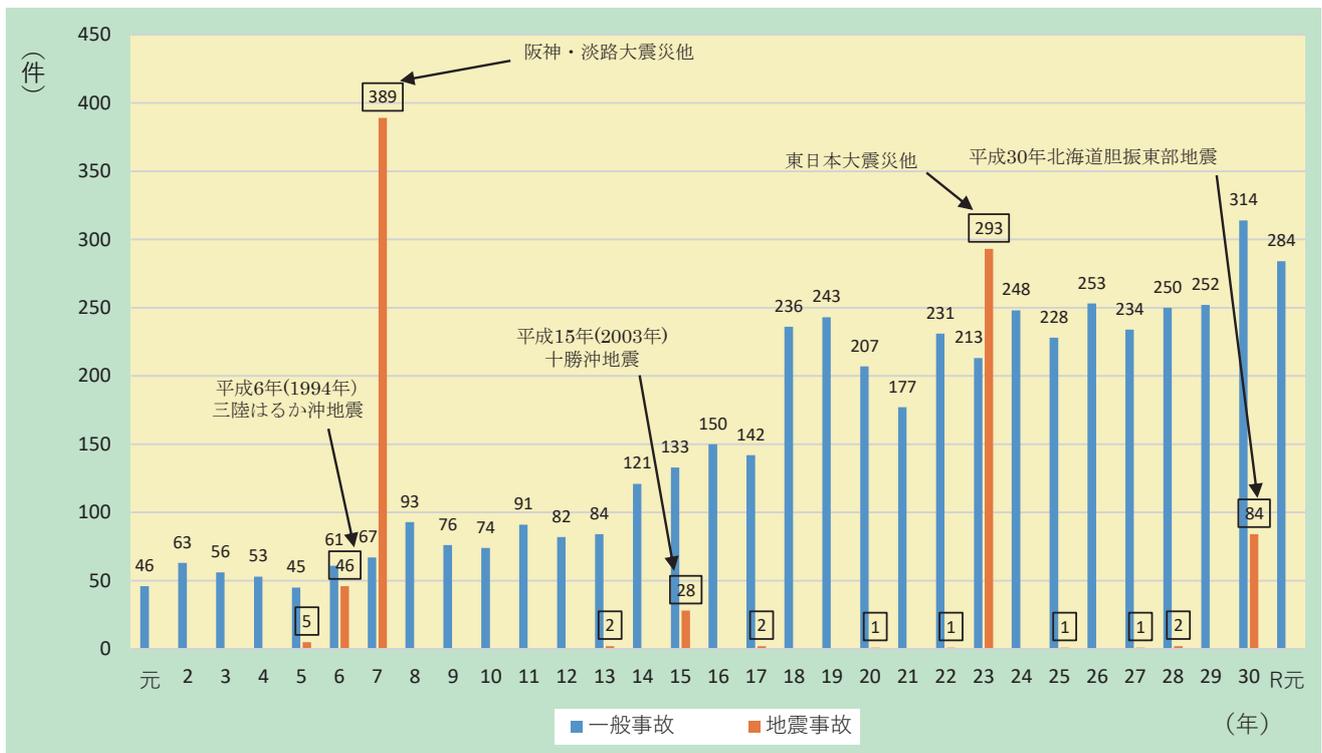
1. 事故件数と被害

令和元年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故総件数は284件で、地震及び津波による事故

（以下「地震事故」という。）は発生しておらず、地震以外の事故（以下「一般事故」という。）は284件である。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降、増加傾向にあり、令和元年中の事故は、過去最多件数を記録した昨年に比べ、事故件数は減少したものの、過去2番目に多い284件（対前年比30件減）を記録した（第1-3-1図）。

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移



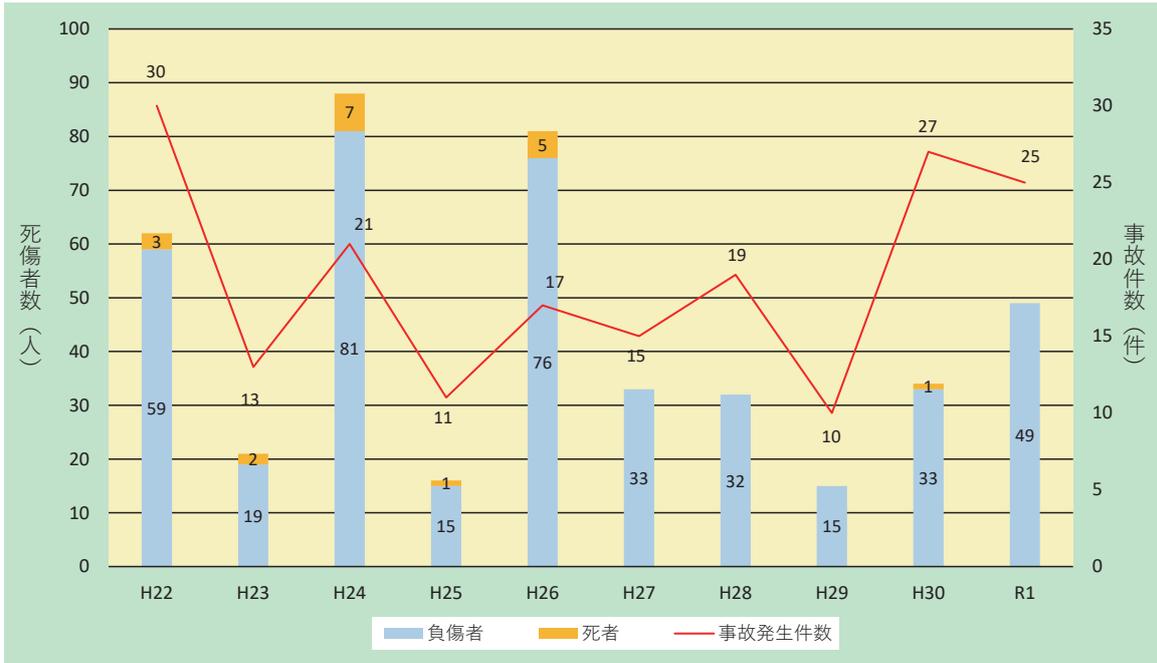
（備考）「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（令和元年中）」により作成

令和元年中、一般事故で死傷者の発生した事故は25件（対前年比2件減）で、死傷者の内訳は、死者

は発生しておらず（同1人減）、負傷者49人（同16人増）となっている（第1-3-2図）。

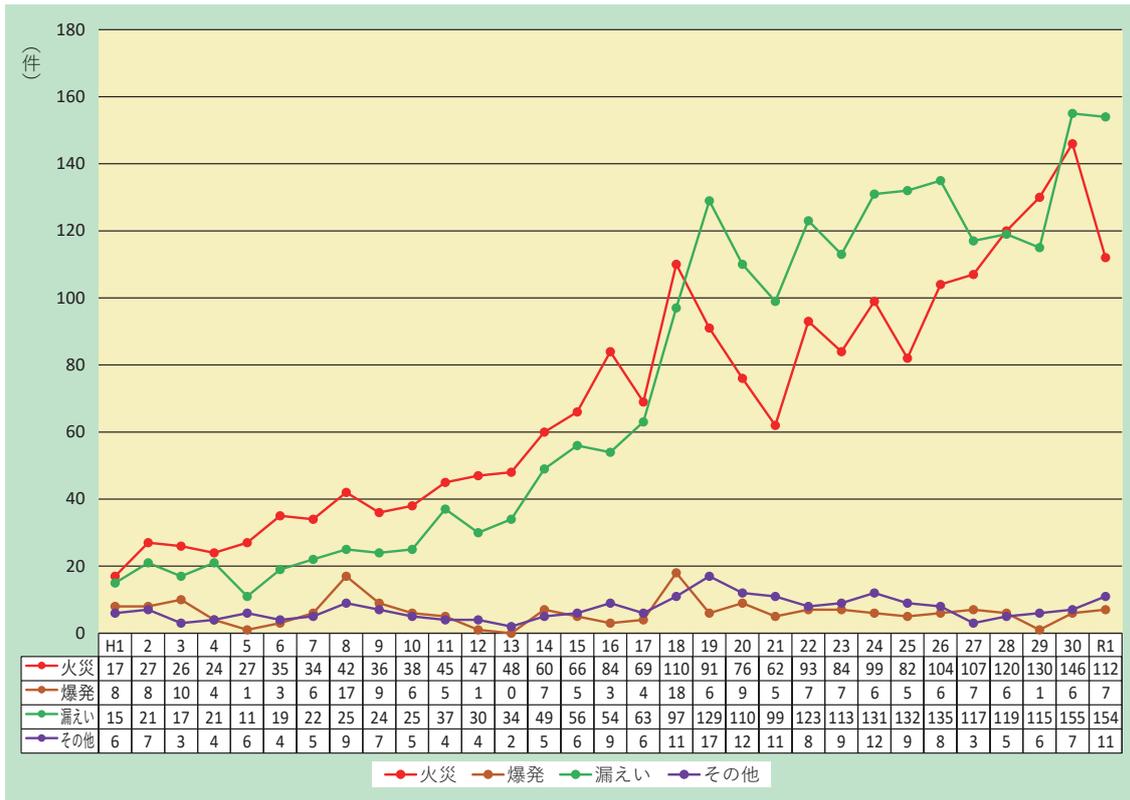
*1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）をいう。

第1-3-2図 死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者数の推移



(備考)「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和元年中)」により作成

第1-3-3図 事故種別ごとの一般事故件数の推移



(備考)「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和元年中)」により作成

2. 事故の特徴

(1) 事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災 112 件 (対前年比 34 件減)、爆発 7 件 (同 1 件増)、漏えい 154 件 (同 1 件減)、その他 11 件 (同 4 件増) である (第 1-3-3 図)。

(2) 原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが 108 件 (対前年比 25 件減)、物的要因が 155 件 (同 1 件減)、その他の要因が 21 件 (同 4 件減) である。その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化 93 件 (同 4 件増)、維持管理不十分 38 件 (同 1 件増)、操作確認不十分 30 件 (同 23 件減) となっている (第 1-3-4 図)。

第1-3-4 図 原因別の一般事故件数



(備考) 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和元年中)」により作成

(3) 特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第1種事業所が

229件 (うちレイアウト事業所*² 189件) で、全体の80.6%を占めている (第1-3-1表)。

第1-3-1表 特定事業所種別ごとの一般事故発生件数

特定事業所別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に 対する割合 (%)	一事業所当たりの事 故発生件数 (B/A)
第一種事業所	340	229	80.6	0.67
レイアウト事業所	158	189	66.6	1.20
上記以外の事業所	182	40	14.0	0.22
第二種事業所	327	55	19.4	0.17
合計	667	284	100.0	0.43

(備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和元年中)」により作成

2 特定事業所数は、平成31年4月1日現在

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

(4) 特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が95件 (対前年比4件減)、化学工

業関係が85件 (同6件減)、鉄鋼業関係が35件 (同26件減)、電気業関係が19件 (同4件減) である (第1-3-2表)。

*2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制 (p101) の対象となる。

第1-3-2表 特定事業所業態別の一般事故件数

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 えい	そ の 他	小 計	事故の総件数に対する割合(%)	業態別事業所数	一事業所当たりの事故発生件数
食料品製造業関係	3		1		4	1.4	12	0.33
パルプ・紙・紙加工品製造業関係							3	0.00
化学工業関係	31	3	47	4	85	30.0	225	0.38
石油製品・石炭製品製造業関係	19	2	70	4	95	33.5	47	2.02
窯業・土石製品製造業関係	2		2		4	1.4	10	0.40
鉄鋼業関係	32	1	1	1	35	12.3	31	1.13
非鉄金属製造業関係	1		2		3	1.1	6	0.50
機械器具製造業関係	8				8	2.8	9	0.89
電気業関係	7		12		19	6.7	60	0.32
ガス業関係	1	1	6	2	10	3.5	28	0.36
倉庫業関係	2		9		11	3.9	220	0.05
廃棄物処理業関係	3				3	1.1	8	0.38
その他	3		4		7	2.5	8	0.88
合 計	112	7	154	11	284	100.0	667	0.43

(備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（令和元年中）」により作成
2 特定事業所数は、平成31年4月1日現在

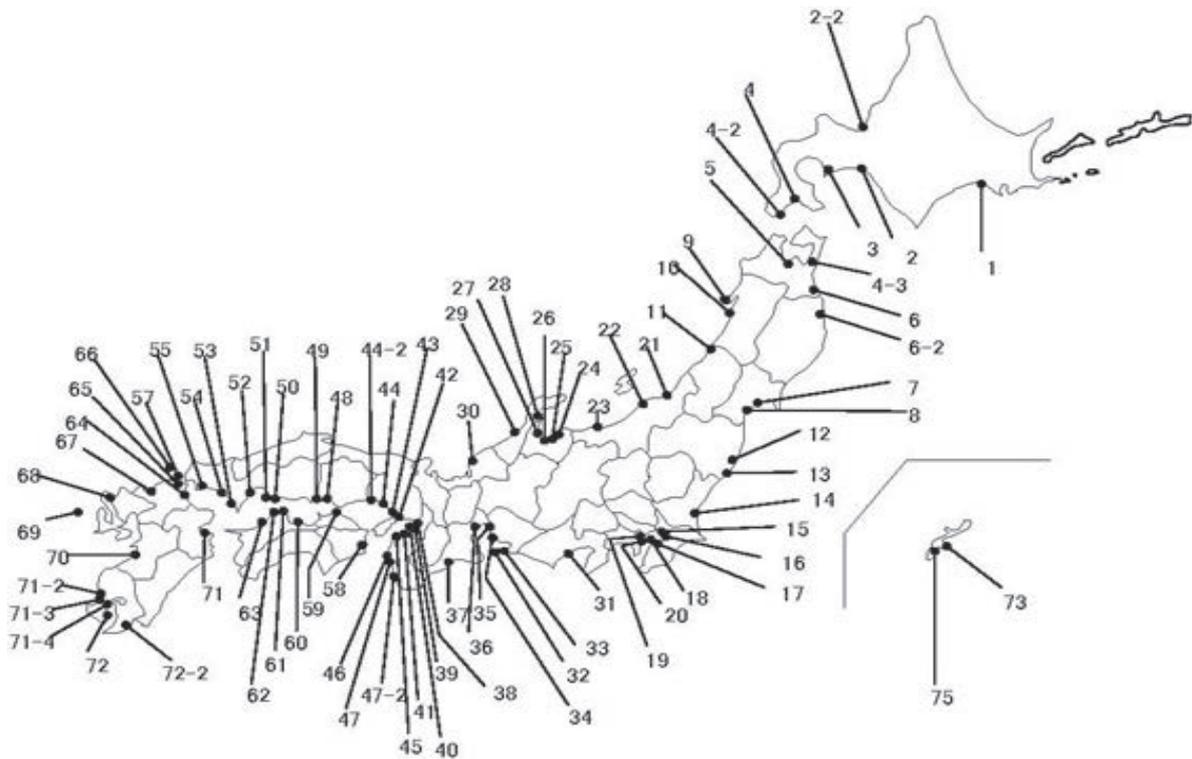
石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1. 特別防災区域の現況 ……………

令和2年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33都道府県102市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している83地区が特別防災区域に指定されている（第1-3-5図）。これら特別防災区域を90消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は659事業所であり、そのうち第1種事業所が333事業所（レイアウト事業所154事業所を含む。）、第2種事業所が326事業所である。



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	15	京葉臨海北部	33	田原	49	福山・笠岡	68	福島
2	苫小牧	16	京葉臨海中部	34	衣浦	50	江田島	69	上五島
2-2	石狩	17	京葉臨海南部	35	名古屋港臨海	51	能美	70	八代
3	室蘭	18	東京国際空港	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	71	大分
4	北斗	19	京浜臨海	37	尾鷲	53	下松	71-2	川内
4-2	知内	20	根岸臨海	38	大阪北港	54	周南	71-3	串木野
4-3	むつ小川原	21	新潟東港	39	堺泉北臨海	55	宇部・小野田	71-4	鹿児島
5	青森	22	新潟西港	40	関西国際空港	57	六連島	72	喜入
6	八戸	23	直江津	41	岬	58	阿南	72-2	志布志
6-2	久慈	24	富山	42	神戸	59	番の州	73	平安座
7	塩釜	25	婦中	43	東播磨	60	新居浜	75	小那覇
8	仙台	26	新湊	44	姫路臨海	61	波方		
9	男鹿	27	伏木	44-2	赤穂	62	菊間		
10	秋田	28	七尾港三室	45	和歌山北部臨海北部	63	松山		
11	酒田	29	金沢港北	46	和歌山北部臨海中部	64	豊前		
12	広野	30	福井臨海	47	和歌山北部臨海南部	65	北九州		
13	いわき	31	清水	47-2	御坊	66	白島		
14	鹿島臨海	32	渥美	48	水島臨海	67	福岡		

※83区域

2. 都道府県・消防機関における防災体制 …

(1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力し、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

(2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和2年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車70台、大型高所放水車54台、泡原液搬送車86台、大型化学高所放水車34台、3%泡消火薬剤2,961kl、6%泡消火薬剤848kl、消防艇33隻等が整備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備23基、可搬式泡放水砲5基等が整備されている。

さらに、緊急消防援助隊に特殊災害の対応に特化した部隊である「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の12地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、消防庁としても特別防災区域所在市町村等の消防力の整備の支援を実施している。

3. 特定事業所における防災体制 ……………

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者（特定事業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織^{*3}、広域共同防災組織^{*4}及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）^{*5}の設置について規定している。

令和2年4月1日現在、全ての特定事業所（659事業所）に自衛防災組織が置かれ、71の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び55の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員5,270人、大型化学消防車84台、大型高所放水車41台、泡原液搬送車126台、大型化学高所放水車116台、大容量泡放水砲24基、油回収船22隻等が整備されている。

さらに、特定事業所には、その規模に応じて流出等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の設置を義務付けている。令和2年4月1日現在、流出等防止堤が133事業所に、消火用屋外給水施設が483事業所に、非常通報設備が462事業所にそれぞれ設置されている。

(2) 大容量泡放射システムの配備

平成15年9月に発生した十勝沖地震では、北海道苫小牧市内の石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、さらに、地震発生から約54時間が経過した後に、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈み、全面火災が発生した。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクで発生する火災について、本災害の発生前はリング火災^{*6}が想定されていたが、我が国における地震の発生危険等を考慮すると、災害想定をタンクの全面火災にまで拡充することが必要となった。

これを受け、石油コンビナート等災害防止法が平成16年6月に、同法施行令が平成17年11月に改正さ

*3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

*4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

*5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

*6 リング火災：浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、浮き屋根とタンクの側板の間で全周にわたって火災となり、リング状に燃え広がるもの

れ、防災体制の充実強化とともに、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、新たな防災資機材である大容量泡放射システムを平成20年11月までに配備することが特定事業所に義務付けられた。

大容量泡放射システムは、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大10倍程度の泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分1万リットルから4万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。



大容量泡放射システム

（3）自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける防災活動は、危険物等が大量に取り扱われていることや設備が複雑に入り組んでいるため困難な場合が多く、また大規模な災害となる危険性もあることから、災害発生時には自衛防災組織や共同防災組織による的確な防災活動を行う必要があり、当該活動を担う防災要員には広範な知識と技術が求められる。

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的にわかりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新入者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提

案し、防災体制の強化を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制 ……………

（1）レイアウト規制

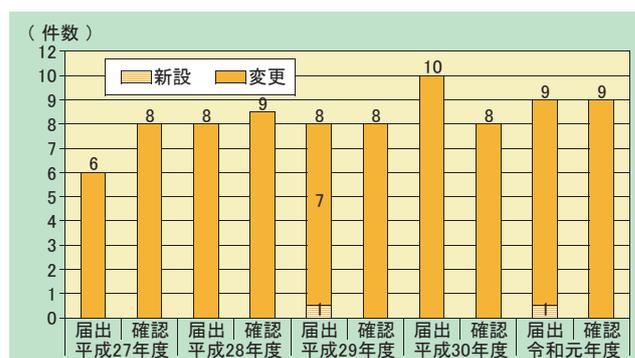
大量の石油と高圧ガスを取り扱うレイアウト事業所では、特に災害が拡大するおそれ大きいことから、事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分ではなく、被害軽減の観点から事業所全体で対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

（2）新設等届出等の状況

令和元年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は9件であり、確認件数は9件である（第1-3-6図）。

第1-3-6図 レイアウト事業所の新設等の届出及び確認の状況



- （備考）
- 石油コンビナート等災害防止法第5条及び第7条の規定に基づく届出の件数により作成
 - 石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成
 - 新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

5. その他の災害対策 ……………

（1）災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象^{*7}が発生した場合には消

*7 異常現象…特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

6. 最近の石油コンビナート等における災害対策

(1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

平成26年1月に発生した三菱マテリアル株式会社四日市工場における爆発火災事故を契機として、石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省、経済産業省で平成26年度から定期的に連絡会議を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。

令和元年度は、屋内でのドローン活用の安全要件を整理し、その際に必要なリスクアセスメントやリスク対策を盛り込む形で、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」を改訂し、都道府県、消防本部、事業所に周知した。

また、令和2年11月には、プラント保安分野におけるAIを導入する際の課題解決に資するため、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」及び「プラントにおける先進的 AI 事例集」を取りまとめ、都道府県、消防本部、事業所に周知した。

ドローンやAIの更なる活用により、プラントの保安力の向上や労働災害の撲滅につながることが期待されている。

(石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同

運営サイト：https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html)

(2) 石油コンビナート等の地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、防災アセスメント指針、自衛防災組織等の防災活動の手引きの改訂を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

(3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に、特定事業所内で大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車等及び化学消防車等を使用し、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を取めた自衛防災組織等を総務大臣及び消防庁長官が表彰している。



コンテスト



コンテスト表彰式

(4) 先進技術を活用した石油コンビナート災害対応に関する検討会の開催

消防庁では、石油コンビナート防災体制強化を目的として検討会を実施している。

令和元年度は、石油コンビナート災害における事業所、消防機関の災害対応をより安全で効果的に行うため、AI・IoT技術等に代表される先進技術の活用が推進されるよう、学識経験者、行政機関、業界関係者等をメンバーとした検討会を開催した。先進技術の災害対応時の活用方策について調査分析を行い、現状における課題等の検討を加えた上で、今後の災害対応イメージを提案し、報告書として取りまとめ公表した。

(略)

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和2年4月1日現在では、全国に726消防本部、1,719消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万6,628人であり、うち女性職員は5,587人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

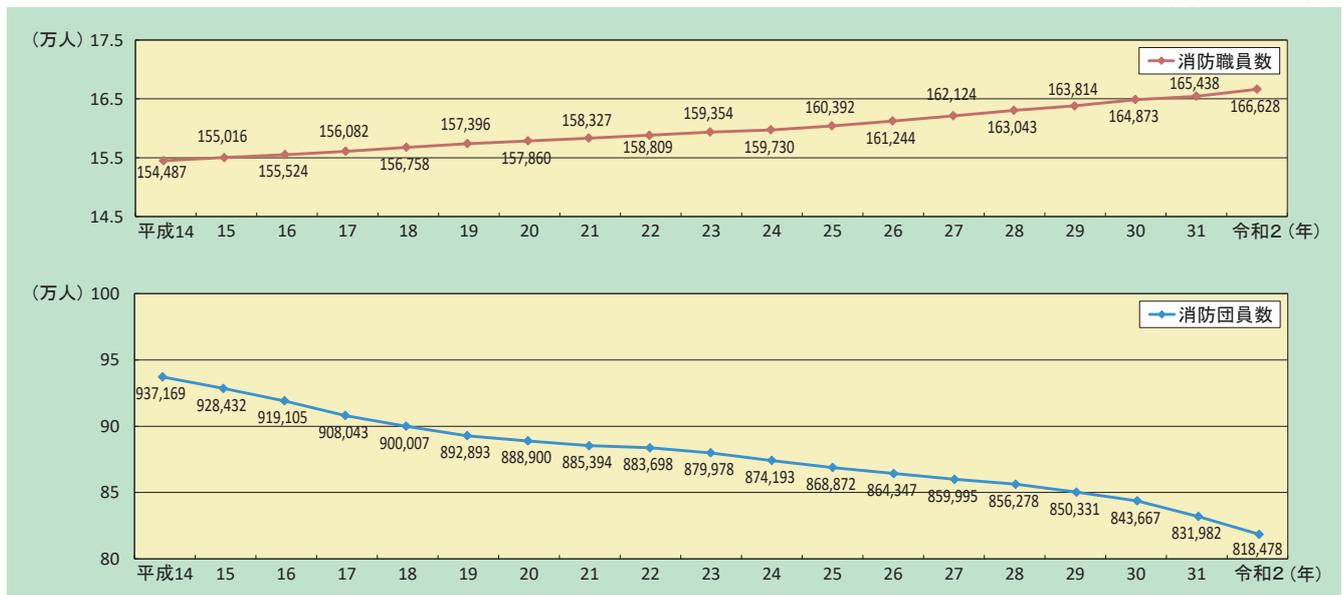
（各年4月1日現在）

区分		平成31年	令和2年	比較		
				増減数	増減率	
消防本部	消防本部	726	726	0	0.0	
	内訳	単独市町村	385	385	0	0.0
		一部事務組合等	52	52	0	0.0
		消防署	289	289	0	0.0
	出張所	1,719	1,719	0	0.0	
	消防職員数	3,113	3,106	△7	△0.2	
うち女性消防職員数	165,438	166,628	1,190	0.7		
消防団	うち女性消防職員数	5,307	5,587	280	5.3	
	消防団	2,198	2,199	1	0.0	
	消防団員数	22,388	22,309	△79	△0.4	
	うち女性消防団員数	831,982	818,478	△13,504	△1.6	
		26,625	27,200	575	2.2	

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第2-1-1図 消防職団員数の推移

（各年4月1日現在）



（備考）1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

令和2年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.3%（市は100%、町村は96.9%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されてお

り、人口の99.96%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は289本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,110市町村（371市、599町、140村）は常備化市町村全体の65.7%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は143市町村（37市、86町、20村）であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する（第2-1-2図）。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(令和2年4月1日現在)

消防本部数		市町村				常備/非常備	
		市	町	村			
726		1,690	793	736	161	常備市町村	
単独	437	437	385	51	1	設置方式	単独 一部事務組合等構成 事務委託
一部事務組合等	289	1,110	371	599	140		
		143	37	86	20	非常備町村	
		29	-	7	22		
		1,719	793	743	183	合計	

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

(2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

令和2年4月1日現在、全国の消防団数は2,199団、消防団員数は818,478人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.9倍）
- ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

(令和2年4月1日現在) (単位:台、艇、機)

区分	消防本部	消防団	計	
消防ポンプ自動車	7,769	13,989	21,758	
はしご自動車	1,132	0	1,132	
化学消防車	946	4	950	
救急自動車	6,443	0	6,443	
指揮車	1,759	892	2,651	
救助工作車	1,243	0	1,243	
その他の消防自動車	9,489	2,118	11,607	
小型動力ポンプ	3,544	49,892	53,436	
内訳	自動車に積載	434	35,638	36,072
	台車に積載	1,821	2,594	4,415
	上記以外	1,289	11,660	12,949
消防艇	39	9	48	
消防防災ヘリコプター	33	0	33	

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急年報報告」、「救助年報報告」により作成

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

令和元年中の119番通報件数は、878万6,855件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の70.9%を占めている(第2-1-3図)。

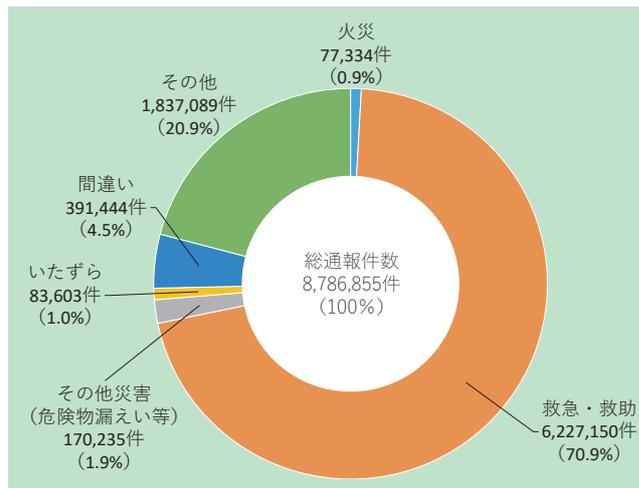
近年の携帯電話・IP電話等(以下「携帯電話等」という。)の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が47.7%、IP電話が24.2%となっている(第2-1-4図)。

(ア) 119番緊急通報での位置情報通知

119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報を受けた際にモニター上の地図に通

第2-1-3図 119番通報件数(通報内容別)

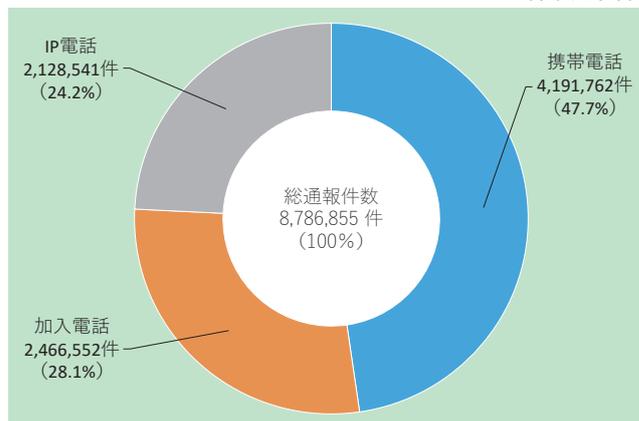
(令和元年中)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-4図 119番通報件数(回線区分別)

(令和元年中)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成21年10月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」*1を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

令和2年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、712本部(うち統合型位置情報通知システム598本部)となっている。

*1 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報(住所情報)を消防本部に通知するシステム

(イ) 音声によらない通報

119番通報は音声による意思疎通を前提とした仕組みであるため、聴覚・言語障害者が緊急通報を行う手段として、FAXや電子メールを用いた音声によらない代替手段が導入されている。しかし、FAXが置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在している。

聴覚・言語障害者が音声によらず119番緊急通報を行う手段として、消防庁では平成27年度から、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119緊急通報システム」(第2-1-5図)について検討し、平成29年3月に、全国の消防本部で導入すべきシステムの標準仕様等を取りまとめた。全ての消防本部に導入することを目標に取り組みしており、令和2年6月1日現在、726本部中307消防本部(約42%)が導入済みである。

さらに、聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、平成25年より公益財団法人日本財団がモデル事業を実施している。これまで、電話リレーサービスを用いた緊急通報は実現していなかったが、令和2年6月に成立、同年12月に施行された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」により電話リレーサービスが公共インフラとして位置付けられることとなり、消防としても、令和3年度に全国で提供が開始される電話リレーサービス経由の緊急通報へ対応していくため、必要な準備を進めている。

(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものである。

消防庁では、「電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について(通知)」(平成29年1月25日付け消防消第8号消防庁消防・救急課長通知)を各消防本部に通知し、都道府県内消防本部による共同契約、都道府県等が既に契約している電話通訳センターの利用などによる、119番通報時等における多言語対応の推進を図っているところであり、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。

令和2年6月1日現在、726本部中604本部(約83.2%)が導入済みである(第2-1-6図)。

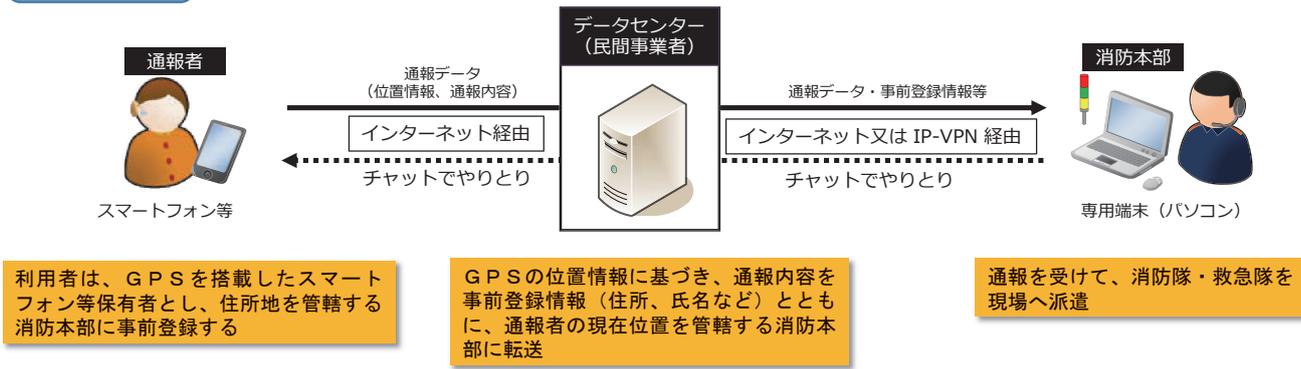
イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

また、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

第2-1-5 図 Net119の流れ

通報の流れ

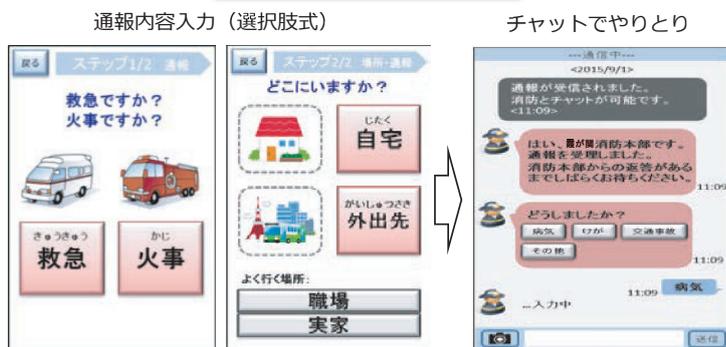


利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等保有者とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報(住所、氏名など)とともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

スマートフォン画面

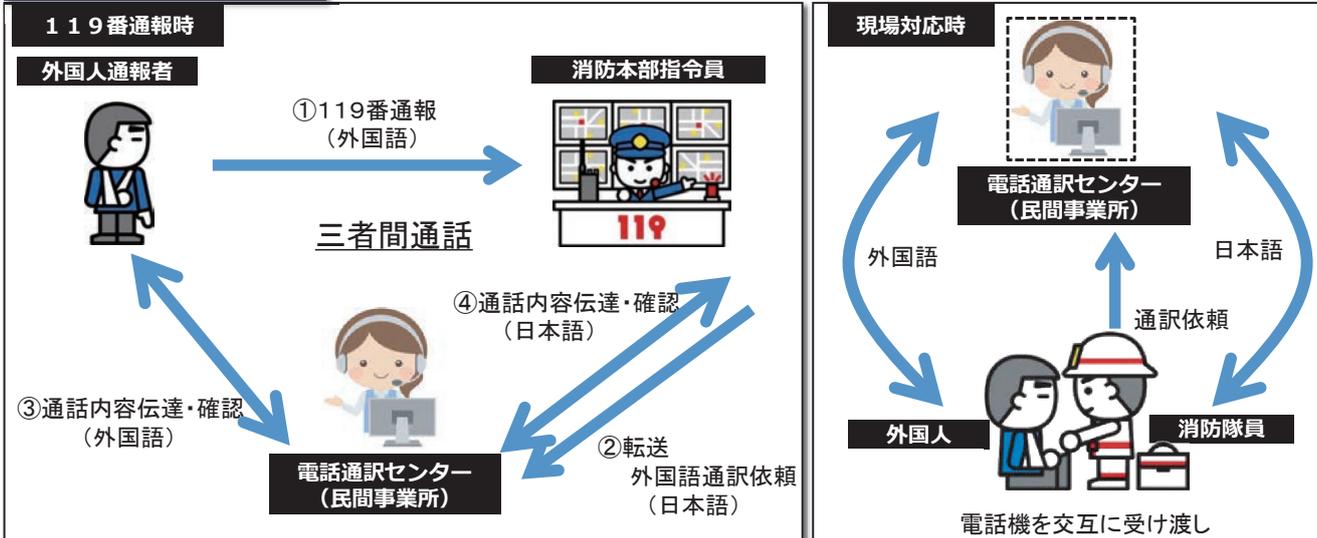


消防本部の受付画面



第2-1-6 図 三者間同時通訳の流れ

三者間同時通訳の流れ



(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として

活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)においても、平成26年に、計画的に配置する旨改正した(第2-1-3表参照)。

さらに近年は、前述の耐震性能への懸念のほか、消

防水利の老朽化への懸念、木造建築物の密集地域等における新たな消防水利の需要が見込まれていることなどから、「消防水利の整備促進強化について」（平成29年11月24日付け消防消第272号消防庁消防・救急課長通知）により、市町村が消防水利の整備について短期・中期・長期と段階的に数値目標を設けることにより、充実の促進を図ることとしている。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせて配置することが求められる。

第2-1-3表 消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年4月1日現在）

区分	平成31年	令和2年	比較	
			増減数	増減率(%)
全国の整備数	2,483,960 (100.0)	2,491,074 (100.0)	7,114	0.3
消火栓	1,930,125 (77.7)	1,936,132 (77.7)	6,007	0.3
防火水槽	534,345 (21.5)	535,651 (21.5)	1,306	0.2
20㎡～40㎡未満	103,166	102,913	△ 253	△ 0.2
40㎡～60㎡未満	384,700	386,180	1,480	0.4
60㎡以上	46,479	46,558	79	0.2
井戸	19,490 (0.8)	19,291 (0.8)	△ 199	△ 1.0

（備考）1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 () は、構成比を示し、単位は%である。

(略)

第4節

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」、「消防操法の基準」、「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければなら

ず、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができる」とされている。

令和2年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用された全ての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、当該基準上の教育時間は800時間とされている。
- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、当該基準上の教育時間は24時間とされている。
- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う、消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- ・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(3) 消防学校における教育訓練の充実強化

災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景の下、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が必要であることから、消防学校における教育訓練の充実強化を図ることを目的に、平成27年3月に「消防学校の施設、人員及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部をそれぞれ改正した。

この改正では、標準的に備えるべき施設として、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設（模擬消火訓練装置、震災訓練施設等）を加えたほか、安全管理面に配慮した消防学校の教員数の算定方式の改正、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目及び時間配分への改正などを行っている。

(4) 教育訓練の実施状況

消防職員については、令和元年度中に延べ3万578人が消防学校における教育訓練を受講した（第2-4-1表）。

消防団員については、令和元年度中に延べ3万6,429人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した（第2-4-2表）。

消防団員にあつては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、令和元年度においては、自主防災組織の構成員等延べ1万6,759人に対し教育訓練が行われた。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

第2-4-1表 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

	平成30年度	令和元年度
初任教育	5,364	5,315
専科教育	10,017	10,113
警防科	1,201	1,200
特殊災害科	704	642
予防査察科	1,112	1,065
危険物科	447	389
火災調査科	1,130	1,226
救急科	3,748	3,906
准救急科		4
救助科	1,675	1,681
幹部教育	3,835	3,554
初級幹部科	2,301	2,294
中級幹部科	1,131	882
上級幹部科	403	378
特別教育	12,828	11,596
合計	32,044	30,578

（備考）「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第2-4-2表 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

区分	令和元年度実績		
	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	4,277	3,451	7,728
専科教育	1,963	0	1,963
警防科	751	0	751
機関科	1,212	0	1,212
幹部教育	7,347	84	7,431
初級幹部科	2,336	48	2,384
指揮幹部科	561	0	561
分団指揮課程のみ	1,784	22	1,806
現場指揮課程のみ	2,666	14	2,680
特別教育	6,473	12,834	19,307
合計	20,060	16,369	36,429

（備考）「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

※平成26年3月の消防学校の教育訓練の基準の一部改正により、中級幹部科は指揮幹部科に改められた。

※「指揮幹部科」には、「分団指揮課程」及び「現場指揮課程」の両課程を修了した者を計上している。

(1) 施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第2本館、訓練施設及び寄宿舍がある。

本館には、4つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室等を設けている。

第2本館には、講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場等を設けている。

訓練施設には、地上4階の低層訓練棟及び地上11階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、

実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設のほか、木造密集等の活動困難地域等を想定した訓練を実施することができる街区形成集合住宅型ユニットを設けている。

寄宿舍は南寮と北寮の2寮からなり、女性専用スペース（浴室、トイレ、更衣室、談話室など）も設けている。

また、教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害車、災害支援車、高規格救急自動車及び資機材搬送車を保有している。



実火災体験型訓練（ホットトレーニング）

（2）教育訓練の実施状況

ア 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

消防大学校では、令和元年度において、総合教育及び専科教育で968人、実務講習で567人の卒業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、令和元年度ま



実火災体験型訓練（危険物火災）



多数傷病者対応訓練

で延べ6万4,230人となった。

また、令和2年度は定員1,916人の計画を策定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言等を踏まえ、一部の学科等の中止、延期又は日程変更を行い、定員を1,532人とした(第2-4-3表)。

第2-4-3表 教育訓練実施状況

区 分		令和元年度(実績)		令和2年度(計画)						
		実施回数 (回)	卒業生 (人)	当初計画		変更後計画 (令和2年7月時点)		期間	教育目的	
				実施回数 (回)	定員 (人)	実施回数 (回)	定員 (人)			
学 科	総合教育	幹部科	4	239	4	240	4	240	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	46	1	54	1	54	2週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	46	2	102	1 (※2)	102	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	63	2	72	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	1 (※2)	60	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	120	2	120	1 (※2)	60	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	1	48	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。
		予防科	2	96	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	33	1	42	1	42	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	1 (※2)	48	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1 (※1)	61	1	72	1	72	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
		現任教官科	中止 (※1)		1	36	1	36	2週間	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。
	小 計		20	968	21	1,098	17	930		
	実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	75	2	96	1 (※2)	96	2週間
高度救助・特別高度救助コース			中止 (※1)		1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
NBCコース			1	71	1	72	1	72	3週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
航空隊長コース			1	69	1	84	1	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
危機管理・防災教育科		危機管理・国民保護コース	1	56	1	96	中止 (※2)		1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	57	1	72	中止 (※2)		1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	2	77	2	128	2	128	2日間	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース	2	63	2	96	1 (※2)	48	1週間	消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
その他		女性活躍推進コース	1	51	1	60	1	60	2週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		査察業務マネジメントコース	1	48	1	48	1	48	1週間	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
小 計		12	567	13	818	9	602			
合 計		32	1,535	34	1,916	26	1,532			

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため、「新任教官科」はe-ラーニング及び2日間の短期スクーリングによる実施、「現任教官科」及び「高度救助・特別高度救助コース」は中止
 ※2 新型コロナウイルス感染症対策等のため、「新任消防長・学校長科」及び「指揮隊長コース」は各2回を1回に統合、「警防科」、「救助科」及び「火災調査科」は各2回のうち1回を令和3年度に延期、「消防団活性化コース」は2回のうち1回を中止、「危機管理・国民保護コース」及び「自主防災組織育成コース」は中止

学科については、平成18年度に大幅な再編を実施し、その後も受講者のニーズ等を踏まえて適宜見直しを行っている。

令和元年度においては、年間に22の学科と13の実務講習を実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月に予定していた2の学科と1の実務講習を中止した。各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するための科目として、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーション、大規模地震の際の受援シミュレーションなどを訓練に加えているほか、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）の実施や、査察業務マネジメントコースの設置などにより、カリキュラムの充実を図っている。

一部の課程では、インターネットを使った事前学習（eラーニング）を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。また、女性の研修機会の拡大を図るため、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し女性の入校を推進するとともに、女性消防吏員のキャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施しているほか、女性の活躍推進をテーマとした「消防大学校フォーラム」を開催している。

このほか、国際的な大規模イベント（令和3年に開催される2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）等）の開催に向け、NBC災害対応力の強化を図るため、平成28年度からオリンピック開催年度までの間、NBCコースの教育日数を10日間から15日間に増やすこととしている。

令和元年度には、大規模イベント等においてNBC災害等により多数傷病者が発生した場合の消防機関の対応能力の向上のため、消防大学校に陽圧式化学防護服、大型除染システム及び資機材搬送車等のNBC資機材を整備した。

イ 新型コロナウイルス感染拡大による影響

新型コロナウイルス感染症に係る政府の全国全ての小中高等学校等への臨時休業要請等を踏まえ、消防大

学校においても、令和2年3月に実施を予定していた「新任教官科（11日間）」は、eラーニング及び一泊二日の短期スクーリングによる実施とし、「現任教官科」及び「高度救助・特別高度救助コース」は中止した。

また、令和2年度においては、21の学科と13の実務講習を計画していたが、新型コロナウイルスの感染状況や緊急事態宣言等を受け、令和2年4月から6月上旬及び8月に実施を予定していた学科等について、統合や翌年度への延期、中止を行い、17の学科と9の実務講習を実施することとし、定員を1,916人から1,532人とした。

なお、教育訓練実施に当たっては、教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用等の飛沫防止対策、消毒・換気などの感染防止対策を徹底して行っている。

（3）消防学校に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県等の消防学校における教育訓練も充実強化が求められていることから、消防大学校では、次のような技術的援助を行っている。

ア 消防学校長・教官に対する教育訓練

消防学校長及び教官に対しては、それぞれ、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において教育訓練を行っている。

また、新任教官科及び現任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

なお、新任教官科及び現任教官科以外の各学科においても、教育指導者養成を目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

イ 講師の派遣

消防学校における教育内容の充実のため、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。令和元年度は、延べ131回の講師の派遣を実施した。

ウ 消防教科書の編集

消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、令和元年4月現在21種類が発行されている。

工 講師情報の提供等

消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

(4) 特別講習会

東京 2020 大会等の大規模イベント等への対応能力強化のため、平成 28 年度から大規模イベント等の会場所在都道府県において、安全管理、多数傷病者対応、NBC 対応の講義を行う特別講習会を実施しており、令和元年度までに全国 16 カ所で開催した。

第5節

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

令和元年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、663万9,767件(対前年比3万4,554件増、0.5%増)となっており、初めて500万件を超えた平成16年以降もほぼ一貫して増加傾向が続いている。救急出動件数は1日平均とすると約1万8,191件(同約95件増)で、約4.7秒(前年約4.8秒)に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾

向が続いており、597万8,008人(対前年比1万7,713人増、0.3%増)となっている。これは国民の21人に1人(前年同数)が救急隊によって搬送されたことになる。救急自動車による搬送の原因となった事故種別にみると、急病が392万2,274人(65.6%)、一般負傷が92万6,553人(15.5%)、交通事故が41万1,528人(6.9%)などとなっている(第2-5-1表、第2-5-2表、附属資料2-5-1、附属資料2-5-2)。

なお、消防防災ヘリコプターによる出動件数は3,005件(対前年比123件減)、搬送人員は2,250人(同68人減)となっている。

第2-5-1表 救急出動件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出動件数				搬送人員				(各年中)	
	全出動件数	うち 救急自動車 による 件数 (A)	うち 消防防災 ヘリコプ ター による 件数	対前年比 増減数・(増減率(%))	全搬送人員	うち 救急自動車 による 搬送人員	うち 消防防災 ヘリコプ ター による 搬送人員	対前年比 増減数・(増減率(%))	よ る (A) の 出 動 件 数 の 割 合 (急 病 に 対 し て)	(B A) の に 対 し て の 割 合 (%)
平成16年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成17年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成18年	5,240,478	5,237,716	2,762	△39,950 (△0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	△63,035 (△1.3)	3,163,822	60.4
平成19年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	△193,033 (△3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	△224,138 (△4.6)	3,102,423	60.9
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	3,648,074	62.9
平成25年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	3,732,953	63.1
平成26年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	3,781,249	63.2
平成27年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	3,851,978	63.6
平成28年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 (2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 (2.6)	3,975,380	64.0
平成29年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 (2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 (2.0)	4,061,989	64.0
平成30年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824 (4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949 (3.9)	4,294,924	65.0
令和元年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431 (0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645 (0.3)	4,335,687	65.3

(備考)「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

第2-5-2表 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

事故種別	平成30年中		令和元年中		対前年比	
	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	4,294,924 (3,891,040)	65.0 (65.3)	4,335,687 (3,922,274)	65.3 (65.6)	40,763 31,234	0.9 0.8
交通事故	459,977 (441,582)	7.0 (7.4)	432,492 (411,528)	6.5 (6.9)	△27,485 △30,054	△6.0 △6.8
一般負傷	997,804 (912,346)	15.1 (15.3)	1,013,435 (926,553)	15.3 (15.5)	15,631 14,207	1.6 1.6
自損行為	51,994 (35,156)	0.8 (0.6)	52,286 (35,545)	0.8 (0.6)	292 389	0.6 1.1
労働災害	58,891 (57,500)	0.9 (1.0)	57,308 (55,924)	0.9 (0.9)	△1,583 △1,576	△2.7 △2.7
加害	32,709 (25,038)	0.5 (0.4)	30,074 (22,750)	0.5 (0.4)	△2,635 △2,288	△8.1 △9.1
運動競技	43,785 (43,349)	0.7 (0.7)	42,102 (41,573)	0.6 (0.7)	△1,683 △1,776	△3.8 △4.1
火災	22,925 (5,393)	0.3 (0.1)	23,485 (5,234)	0.4 (0.1)	560 △159	2.4 △2.9
水難	5,249 (2,318)	0.1 (0.0)	5,071 (2,160)	0.1 (0.0)	△178 △158	△3.4 △6.8
自然災害	2,540 (1,957)	0.0 (0.0)	1,105 (640)	0.0 (0.0)	△1,435 △1,317	△56.5 △67.3
その他	634,415 (544,616)	9.6 (9.1)	646,722 (553,827)	9.7 (9.3)	12,307 9,211	1.9 1.7
合計	6,605,213 (5,960,295)	100 100	6,639,767 (5,978,008)	100 100	34,554 17,713	0.5 0.3

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-5-3表 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(令和元年中)

事故種別	死亡	重症 (長期入院)	中等症 (入院診療)	軽症 (外来診療)	その他	計
急病	62,227 (1.6)	294,196 (7.5)	1,685,123 (43.0)	1,879,708 (47.9)	1,020 (0.0)	3,922,274 (100)
交通事故	1,806 (0.4)	16,243 (3.9)	84,773 (20.6)	308,539 (75.0)	167 (0.0)	411,528 (100)
一般負傷	5,483 (0.6)	56,774 (6.1)	322,699 (34.8)	541,186 (58.4)	411 (0.0)	926,553 (100)
その他	7,181 (1.0)	118,951 (16.6)	450,950 (62.8)	139,594 (19.5)	977 (0.1)	717,653 (100)
計	76,697 (1.3)	486,164 (8.1)	2,543,545 (42.5)	2,869,027 (48.0)	2,575 (0.0)	5,978,008 (100)

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 初診時における傷病程度は次によっている。

- (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症又は軽症以外のもの
- (4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。

3 () 内は構成比を示し、単位は%である。

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

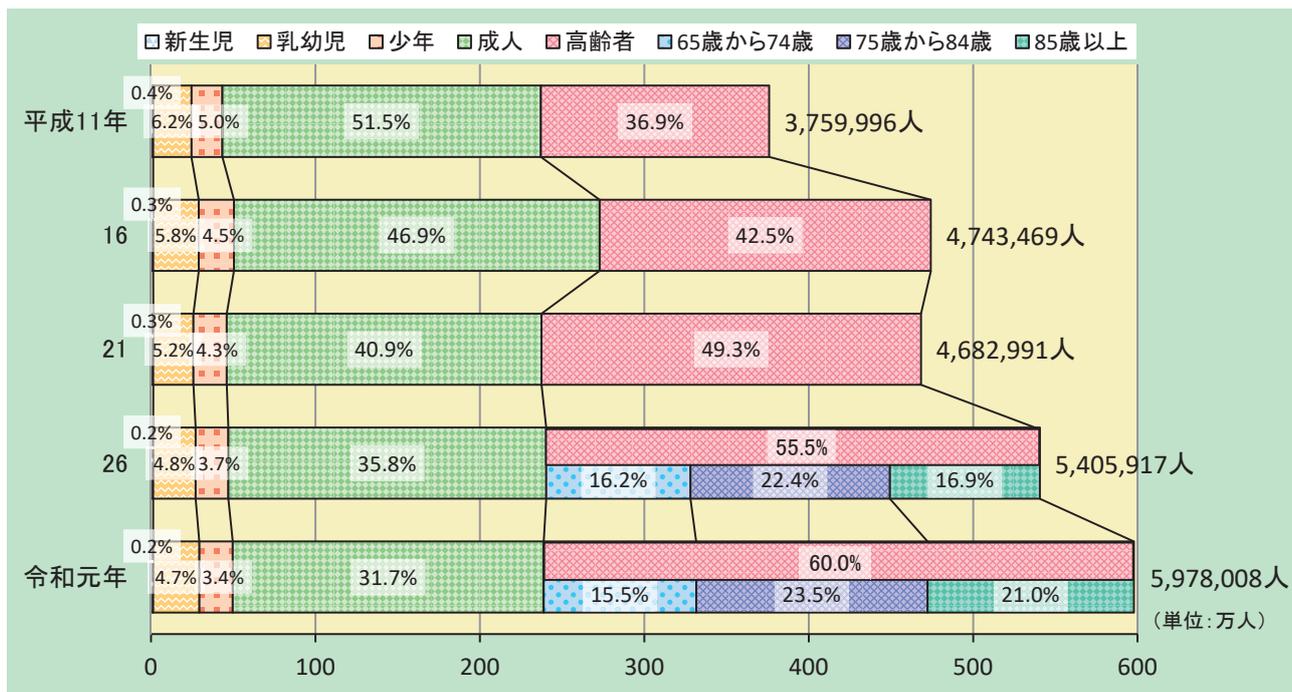
(2) 傷病程度別搬送人員の状況

令和元年中の救急自動車による搬送人員 597 万 8,008 人のうち、約半数が入院加療を必要としない軽症(外来診療)傷病者及びその他(医師の診断がないもの等)となっている(第2-5-3表)。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和元年中の救急自動車による搬送人員 597 万 8,008 人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が1万 2,938 人(0.2%)、乳幼児 28 万 728 人(4.7%)、少年が 20 万 2,830 人(3.4%)、成人が 189 万 2,457 人(31.7%)、高齢者が 358 万 9,055 人(60.0%)となっており、高齢化の進展

第2-5-1 図 年齢区分別搬送人員構成比率の推移



- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 ア 65歳から74歳 満65歳以上満75歳未満の者
 イ 75歳から84歳 満75歳以上満85歳未満の者
 ウ 85歳以上 満85歳以上の者
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

等により高齢者の占める割合が年々高まる傾向にある(対前年比0.6ポイント増)(第2-5-1図、附属資料2-5-3)。

また、急病では高齢者(243万7,522人、62.1%)、交通事故では成人(24万8,330人、60.3%)、一般負傷では高齢者(64万1,017人、69.2%)が最も高い割合で搬送されている(附属資料2-5-3)。

(4) 現場到着所要時間の状況

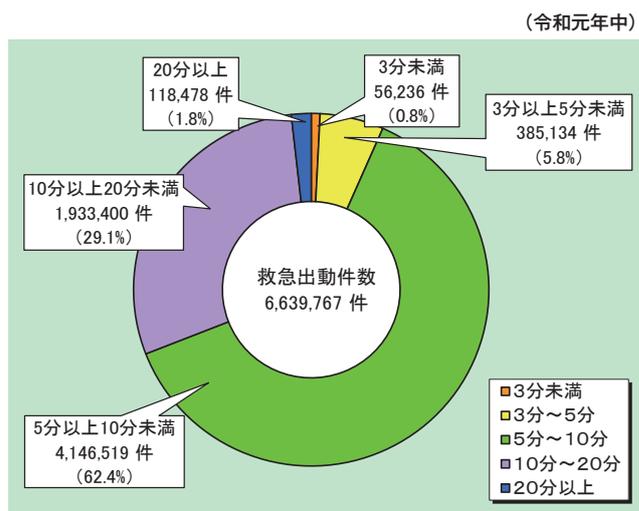
令和元年中の救急自動車による出動件数663万9,767件の内訳を現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)別にみると、5分以上10分未満が414万6,519件で最も多く、全体の62.4%となっている(第2-5-2図)。

また、現場到着所要時間の平均は約8.7分(前年約8.7分)となっており、10年前(平成21年)と比べ、0.8分延伸している(第2-5-4図)。

(5) 病院収容所要時間の状況

令和元年中の救急自動車による搬送人員597万

第2-5-2 図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況

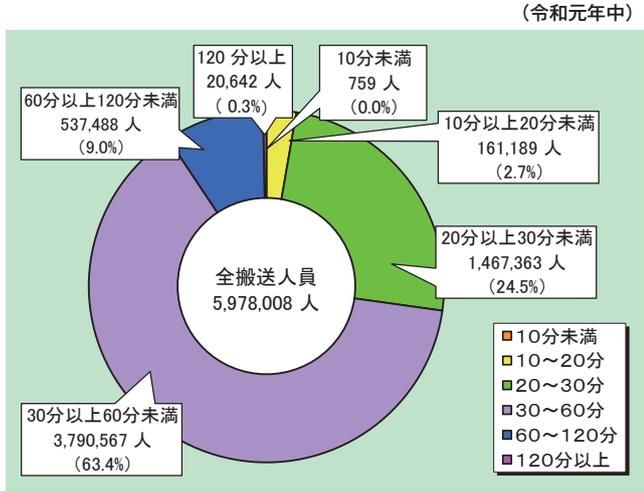


- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

8,008人の内訳を病院収容所要時間(119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間)別にみると、30分以上60分未満が379万567人(63.4%)で最も多くなっている(第2-5-3図)。

また、病院収容所要時間の平均は約 39.5 分（前年約 39.5 分）となっており、10 年前（平成 21 年）と比べ、3.4 分延伸している（第 2-5-4 図）。

第 2-5-3 図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



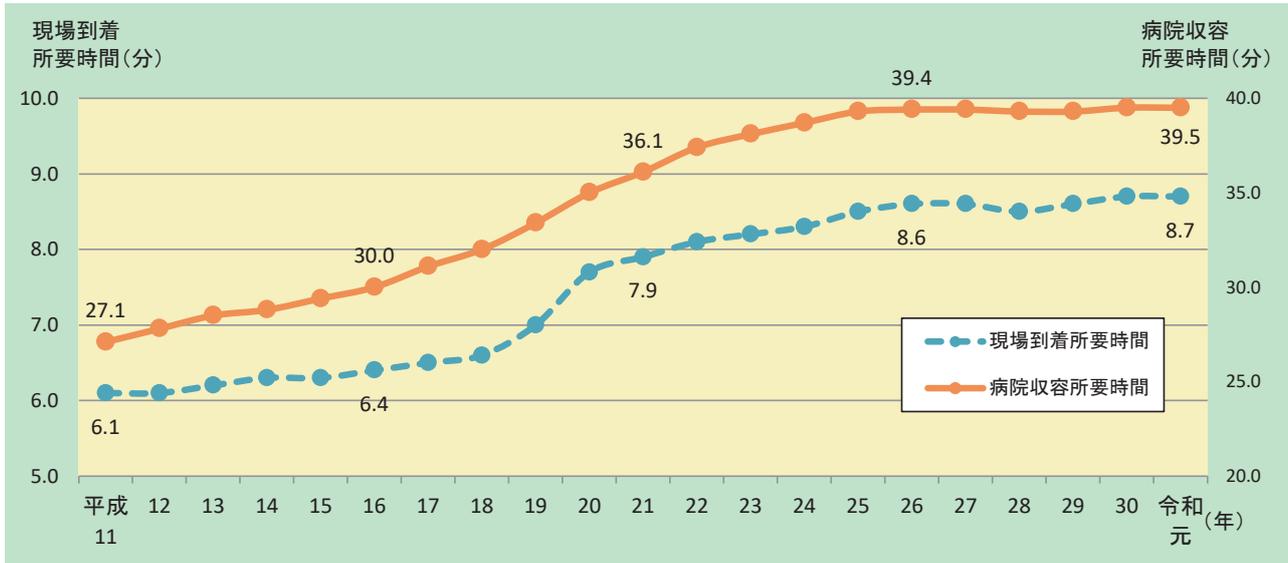
(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況

令和元年中の救急自動車による搬送人員 597 万 8,008 人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は 596 万 4,950 人 (99.8%) となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は 2,303 万 5,861 件である（第 2-5-4 表）。

また、平成 3 年（1991 年）以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（第 2-5-4 表における※の項目）の総件数は、1,661 万 8,225 件（対前年比 3.8% 増）となっているが、このうち救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置（除細動*¹（救急救命士以外の救急隊員が行うものを含む。）、気管挿管*² やラリングアルマスク*³ 等による気道確保、静脈路確保*⁴、薬剤投与*⁵、血糖測定*⁶、ブドウ糖投与*⁷、自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用*⁸）の件数は 24 万 1,675 件（対前年比 5,926 件増）に上り、対前年比で 2.5% 増となっている。

第 2-5-4 図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

- * 1 除細動：心臓がけいれんしたように細かく震えて血液が拍出できない致死的不整脈（心室細動）に電気ショックをかけることにより、その震えを取り除く処置のこと。
- * 2 気管挿管：医師の具体的な指示の下で、気管内チューブを用い、喉頭を経由して気道確保を行うこと。
- * 3 ラリングアルマスク：医師の具体的な指示の下で、気道確保を行うために用いられる換気チューブの一つ。喉頭を覆い隠すように接着し、換気路を確保する。
- * 4 静脈路確保：医師の具体的な指示の下で、静脈内に針を留置して輸液路を確保する処置のこと。静脈路確保により、薬剤を必要時に直ちに静脈内投与することが可能になる。
- * 5 薬剤投与：医師の具体的な指示の下で、アドレナリン（エピネフリンともいう。以下単に「アドレナリン」という。）の投与を行うこと。
- * 6 血糖測定：意識障害のある傷病者に対して血糖値を測定すること。
- * 7 ブドウ糖投与：医師の具体的な指示の下で、ブドウ糖溶液の投与を行うこと。
- * 8 自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用：アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピベン® など）を処方されている者であった場合には、救急救命士が、自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの投与を行うこと。

第2-5-4表 救急隊員の行った応急処置等の状況

(令和元年中)

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		3,918,211	410,180	923,754	712,805	5,964,950
応 急 処 置 等 項 目	止血	20,240 (0.1)	19,367 (1.2)	78,408 (2.3)	16,239 (0.6)	134,254 (0.6)
	被覆	18,727 (0.1)	71,961 (4.5)	193,255 (5.7)	34,423 (1.3)	318,366 (1.4)
	固定	31,536 (0.2)	164,217 (10.3)	154,787 (4.6)	42,440 (1.6)	392,980 (1.7)
	保温	1,060,858 (6.9)	74,853 (4.7)	222,627 (6.6)	171,969 (6.4)	1,530,307 (6.6)
	酸素吸入	768,913 (5.0)	28,207 (1.8)	51,679 (1.5)	188,302 (7.0)	1,037,101 (4.5)
	人工呼吸	32,467 (0.2)	748 (0.0)	3,230 (0.1)	4,715 (0.2)	41,160 (0.2)
	胸骨圧迫	9,796 (0.1)	289 (0.0)	1,081 (0.0)	1,107 (0.0)	12,273 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	3,246	56	384	280	3,966
	心肺蘇生	97,734 (0.6)	2,501 (0.2)	10,444 (0.3)	10,481 (0.4)	121,160 (0.5)
	※うち自動式心マッサージ器	15,426	278	1,649	1,358	18,711
	※在宅療法継続	40,822 (0.3)	279 (0.0)	3,696 (0.1)	3,889 (0.1)	48,686 (0.2)
	※ショックパンツ	39 (0.0)	6 (0.0)	7 (0.0)	4 (0.0)	56 (0.0)
	※血圧測定	3,699,632 (24.1)	398,147 (25.0)	872,464 (25.7)	668,946 (24.9)	5,639,189 (24.5)
	※心音・呼吸音聴取	1,230,335 (8.0)	124,765 (7.8)	173,889 (5.1)	153,225 (5.7)	1,682,214 (7.3)
	※血中酸素飽和度測定	3,811,586 (24.8)	403,667 (25.4)	903,330 (26.6)	695,374 (25.8)	5,813,957 (25.2)
	※心電図測定	2,380,567 (15.5)	117,729 (7.4)	299,815 (8.8)	353,791 (13.2)	3,151,902 (13.7)
	気道確保	160,371 (1.0)	4,123 (0.3)	15,900 (0.5)	18,085 (0.7)	198,479 (0.9)
	※うち経鼻エアウェイ	7,069	87	637	894	8,687
	※うち喉頭鏡、鉗子等	5,680	103	2,939	460	9,182
	※うちラリゲアルマスク等	34,947	656	2,794	2,370	40,767
	※うち気管挿管	6,626	108	2,213	775	9,722
	※除細動	10,895 (0.1)	155 (0.0)	398 (0.0)	716 (0.0)	12,164 (0.1)
	※静脈路確保	62,117 (0.4)	2,000 (0.1)	6,039 (0.2)	4,622 (0.2)	74,778 (0.3)
	うちCPA前	22,442	1,207	1,445	1,279	26,373
	うちCPA後	39,677	793	4,595	3,344	48,409
	※薬剤投与	26,779 (0.2)	630 (0.0)	3,144 (0.1)	2,346 (0.1)	32,899 (0.1)
	※血糖測定	58,961 (0.4)	498 (0.0)	1,570 (0.0)	1,044 (0.0)	62,073 (0.3)
	※ブドウ糖投与	8,887 (0.1)	19 (0.0)	30 (0.0)	52 (0.0)	8,988 (0.0)
	※自己注射が可能なアドレナリン製剤	217 (0.0)	10 (0.0)	34 (0.0)	23 (0.0)	284 (0.0)
	その他の処置	1,826,948 (11.9)	176,381 (11.1)	400,826 (11.8)	318,436 (11.8)	2,722,591 (11.8)
合計		15,358,427 (100)	1,590,552 (100)	3,396,653 (100)	2,690,229 (100)	23,035,861 (100)
拡大された応急処置等		11,403,831	1,049,193	2,275,032	1,890,169	16,618,225

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。

3 () 内は構成比を示し、単位は%である。

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

5 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。

6 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

2. 救急業務の実施体制

(1) 救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、令和2年4月1日現在、1,690市町村(793市、736町、161村)となっている(東京都特別区は、1市として計上している。以下、本節において同じ)。

98.3%(前年同数)の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%(前年同数)がカバーされている(人口は、平成27年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ)こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている(第2-5-5表、附属資料2-5-4)。

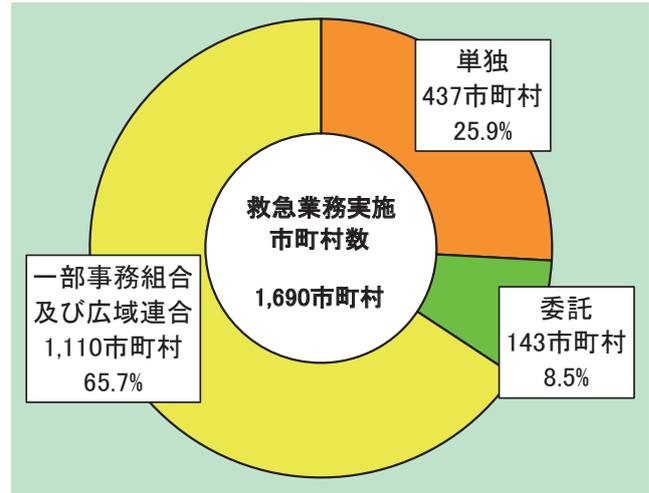
なお、救急業務実施形態別にみると、単独が437市町村、委託が143市町村、一部事務組合及び広域連合が1,110市町村となっている(第2-5-5図)。

(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、令和2年4月1日現在、5,270隊(対前

第2-5-5図 救急業務実施形態の内訳

(令和2年4月1日現在)



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

年比55隊増)設置されている(第2-5-6図)。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習(旧

第2-5-5表 救急業務実施市町村数の推移

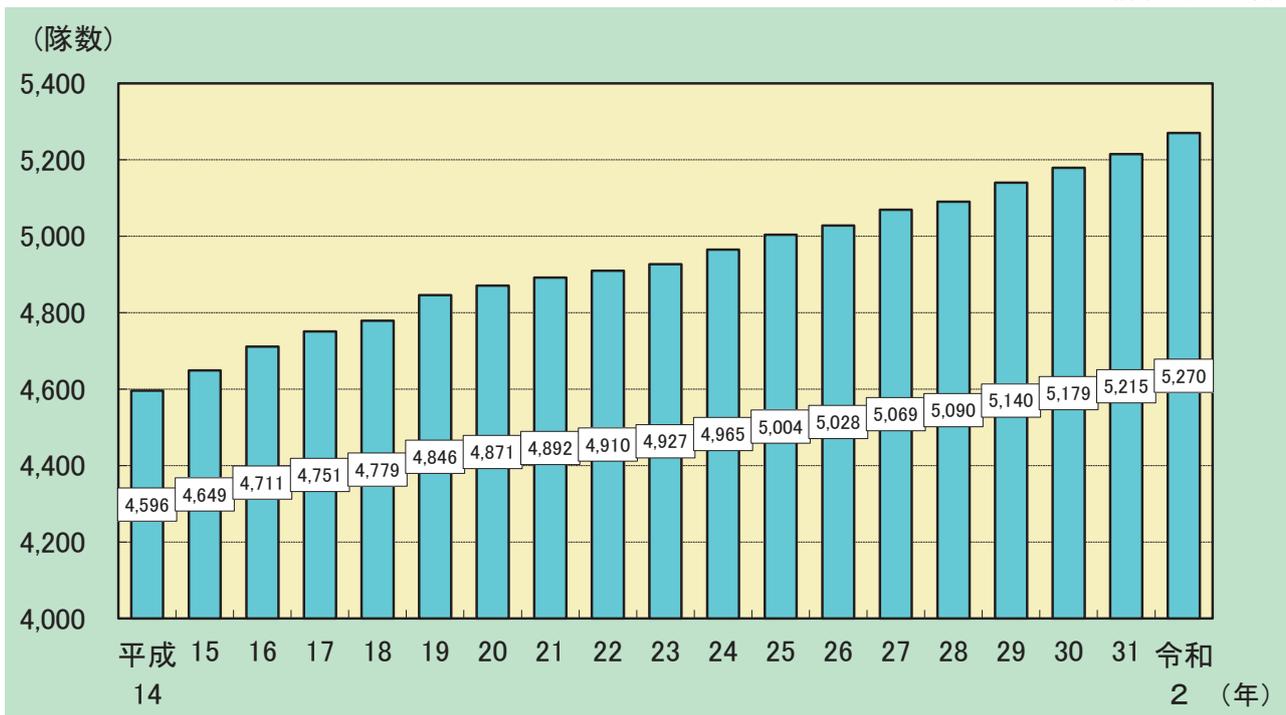
(各年4月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
市町村数	2,352	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)	98.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考) 「救急年報報告」により作成

第2-5-6図 救急隊数の推移

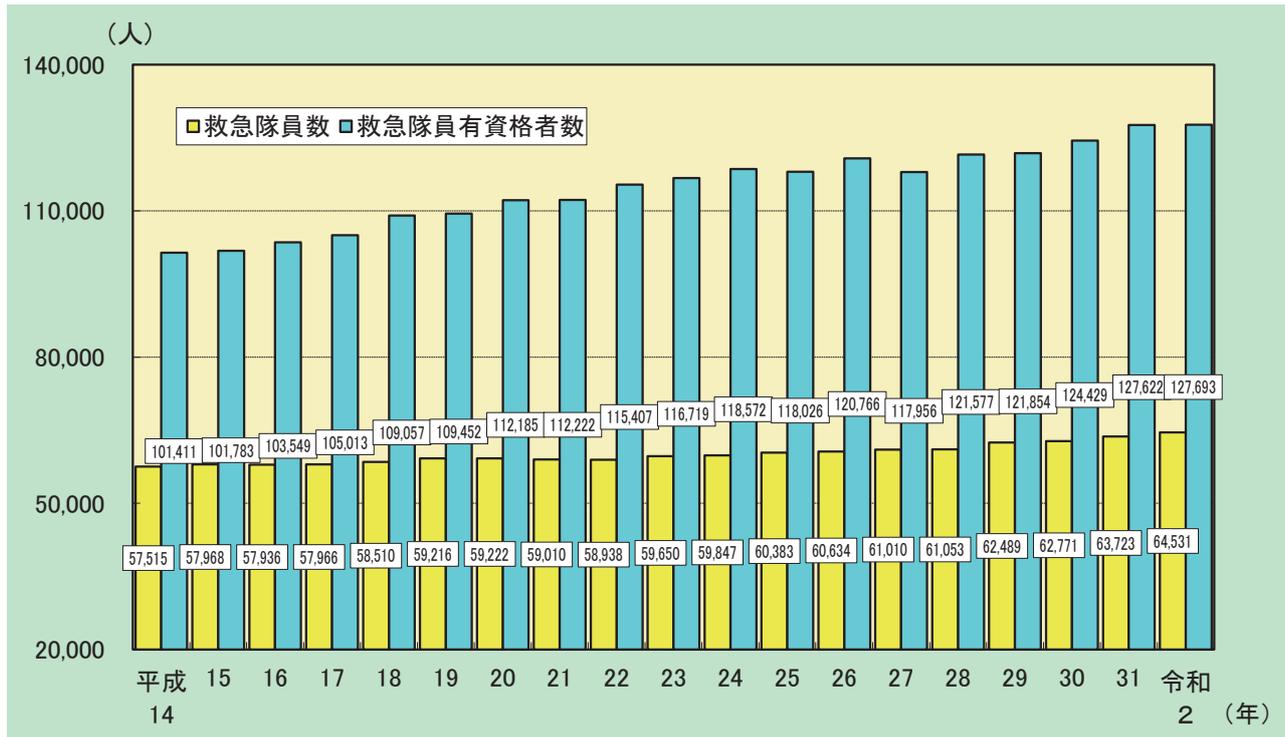
(各年4月1日現在)



(備考) 「救急年報報告」により作成

第2-5-7 図 救急隊員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

救急Ⅰ課程)を修了した者等とされている。

令和2年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で12万7,693人(対前年比71人増)となっており、このうち6万4,531人が、救急隊員(専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。)として救急業務に従事している(第2-5-7図)。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科(旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。以下同じ。)を修了した消防職員は、令和2年4月1日現在、全国で8万4,771人(対前年比666人減)となっており、このうち3万4,164人が救急隊員として救急業務に従事している。

なお、准救急隊員については、令和2年4月1日現在、全国で13人が救急業務に従事している。消防庁では平成28年12月に消防法施行令の一部を改正する政令を公布し、平成29年4月1日から過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として、総務省令で定める事項を記載した計画(実施計画)を定めたときには、救急隊員2人と准救急隊員1人による救急隊の編成を可能とした。准救急隊員とは、救急業務に関する基礎的な講習の課程

(92時間)を修了した常勤の消防職員等とされており、例えば、上記課程を修了した役場職員等で常勤の消防職員を併任する者を想定している。また、同課程の講習を受けた者以外に、上記課程修了と同等以上の学識経験を有する者についても准救急隊員とすることができることとしており、医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科を修了した者としている。

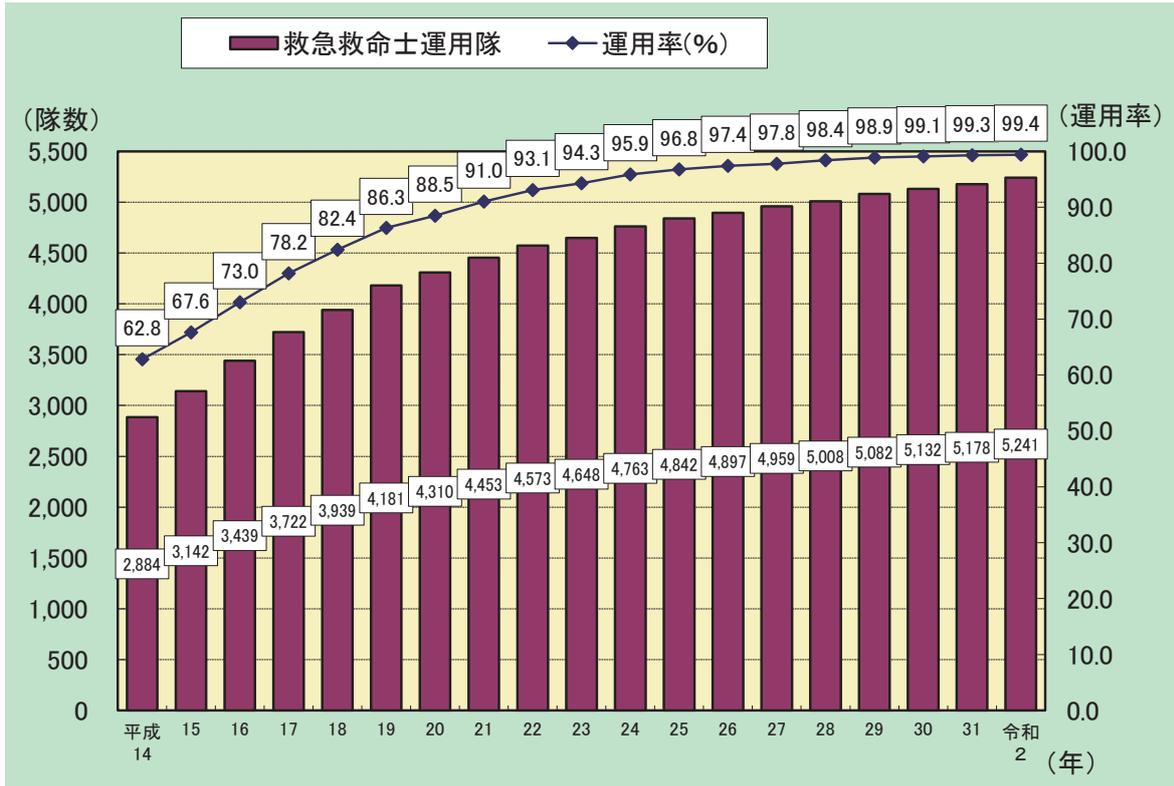
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

令和2年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国726消防本部のうち725本部で、その運用率は99.9%(前年同数)である。救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,270隊のうち99.4%(対前年比0.1ポイント増)に当たる5,241隊(同63隊増)となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は4万43人(同1,655人増)となっているが、このうち2万8,115人(同728人増)が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している(第2-5-8図、第2-5-9図)。

第2-5-8 図 救急救命士運用隊の推移

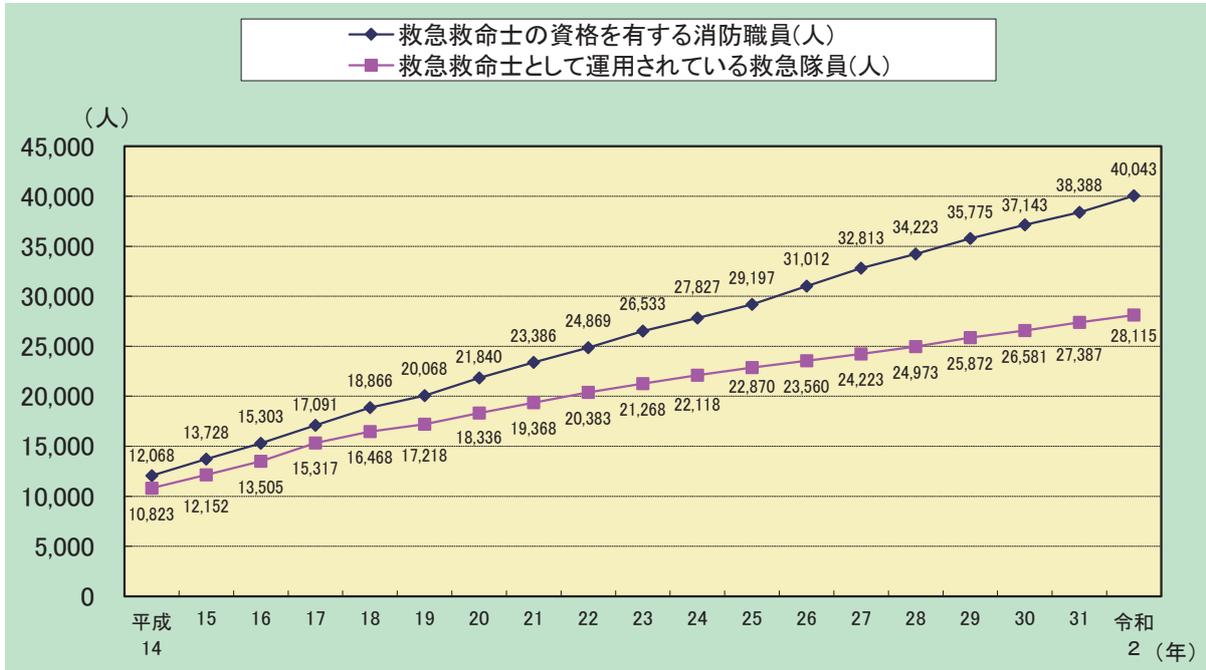
(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

第2-5-9 図 救急救命士の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

(4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和2年4月1日現在、6,443台(対前年比79台増)となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の97.5%に当たる6,279台(同100台

増)となっている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)に

における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社等」という。）が道路管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和2年4月1日現在、供用延長9,188kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3. 消防と医療の連携促進

(1) 救急搬送における医療機関の受入れ状況

全国各地で救急搬送時の受入れ医療機関の選定に困難を生ずる事案が報告されたことから、消防庁では、平成19年10月に、平成16年中から平成18年中までの期間における産科・周産期傷病者搬送の受入れ実態についての調査を初めて実施した。また、「平成19年

中の救急搬送における受入れ状況等実態調査」においては、産科・周産期傷病者に加え、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者も対象として調査を実施した。

「令和元年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、平成30年中の同調査と比較し、件数は、照会回数4回以上の事案及び現場滞在時間30分以上の事案の双方において、産科・周産期傷病者搬送事案で減少する一方、重症以上傷病者搬送事案、小児傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案で増加した。

割合は、照会回数4回以上の事案において、救命救急センター搬送事案で増加し、それ以外は横ばいとなった。現場滞在時間30分以上の事案においては、産科・周産期傷病者搬送事案、小児傷病者搬送事案で減少する一方、重症以上傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案で増加した(第2-5-6表、第2-5-7表)。

(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

救急搬送において、受入れ医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、消防庁では平成21年、

第2-5-6表 医療機関への受入れ照会回数4回以上の事案の推移

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	件数	割合								
重症以上傷病者搬送事案	11,754	2.7%	10,039	2.3%	9,834	2.2%	10,861	2.4%	11,067	2.4%
産科・周産期傷病者搬送事案	549	3.7%	540	3.5%	475	3.3%	545	3.6%	532	3.6%
小児傷病者搬送事案	8,570	2.4%	7,527	2.0%	6,442	1.7%	6,368	1.7%	6,702	1.7%
救命救急センター搬送事案	25,411	3.3%	20,248	2.6%	20,262	2.5%	23,116	2.6%	24,786	2.8%

(備考) 1 「令和元年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」により作成

2 重複あり

3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-5-7表 現場滞在時間30分以上の事案の推移

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	件数	割合								
重症以上傷病者搬送事案	22,379	5.2%	22,104	5.0%	22,620	5.0%	23,643	5.1%	23,790	5.2%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,194	7.9%	1,161	7.5%	1,112	7.8%	1,257	8.2%	1,107	7.4%
小児傷病者搬送事案	12,039	3.4%	12,237	3.2%	11,515	3.1%	11,494	3.1%	11,532	3.0%
救命救急センター搬送事案	47,030	6.1%	40,213	5.1%	42,491	5.2%	47,455	5.3%	47,598	5.4%

(備考) 1 「令和元年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」により作成

2 重複あり

3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

厚生労働省と共同で、都道府県に対する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）の策定、実施基準に関する協議会（以下「法定協議会」という。）の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法は、平成21年10月30日に施行され、現在、全ての都道府県において法定協議会が設置され、実施基準も策定されているところである。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握・紹介するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

各都道府県や地域において、消防機関と医療機関（救急以外の診療科も含む。）をはじめ、医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り（実施基準の改定等）を行っていくことが重要であり、各団体において、更なる取組を図っていくことが求められる。消防庁としても、引き続き、都道府県の法定協議会における実施基準の運用改善や見直しの議論に資するよう、必要な調査や情報提供を行うこととしている。

なお、消防法が改正され、実施基準に基づく救急搬送が実施されたことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関*⁹への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

（3）救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、令和2年4月1日現在、全国で4,146か所となっている（**附属資料 2-5-5**）。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが568か所（平成31年4月1日現在）、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が

2,756か所（平成31年4月1日現在）、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが294か所（令和2年4月1日現在）整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、43か所（令和2年4月1日現在）整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急搬送業務を行っている。

4. 救急業務高度化の推進 ……………

（1）救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年（1991年）8月15日に、我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実と救命率の向上を図るため、救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が新設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、救急救命士が救急業務に従事するには、病院実習ガイドラインに従い、160時間以上の病院実習を受けることとされており、その後も2年ごとに128時間以上（うち、病院実習は最低でも48時間程度）の再教育を受けることが望ましいとされている。

消防庁としては、都道府県等の消防学校において、応急処置の内容の拡大を踏まえた救急課程の円滑な実施や、救急救命士の着実な養成が行われるよう、諸施策を推進してきている。なお、救急救命士の資格を取得するための教育訓練については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、救急医療関係の

*9 私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

講師の確保を図る必要があること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、消防機関の救急救命士の養成を目的として全国47都道府県の出資により一般財団法人救急振興財団が平成3年（1991年）に設立され、救急救命士の養成が行われている。

令和元年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で789人、指定都市等における救急救命士養成所で395人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

救急救命士法の施行から30年近くが経過し、他の救急救命士を指導する人材の育成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を、経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的立場の救急救命士（以下「指導救命士」という。）に求められる役割は高まっている。

平成25年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成26年5月から救急救命九州研修所が、同年9月から消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。また、一部の消防学校において、独自に指導救命士の養成が行われている。

さらに、消防庁では指導救命士の更なる養成の促進と全国的な運用に向けて、カリキュラムをより具体的な教育内容へと展開した全国統一の基準となる「指導救命士の養成に係るテキスト」を平成27年11月に作成した。

また、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の公布・施行も受け、循環器病に対しての社会の関心が高まっていることを背景に、心臓病及び脳卒中に関する救急隊における観察・処置等について、関係学会から消防庁に対して最新の科学的知見に基づく提案がなされたことから、本提案に対して救急業務の観点から、「令和元年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行った。検討会において妥当と認められた事項について、「救急隊における観察・処置等について」（令和2年3月27日付け消防救第83号消防庁救急企画室長通知）を発出し、最新の科学的知見に基づいた

救急業務における知識・技術の向上等を目的として、全国に対して情報提供を実施した。

そのほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修・研究機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や救急活動技能の向上が図られている。

（2）救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士の処置範囲については、（3）に述べるメディカルコントロール体制の整備を前提とした上で、以下の【処置範囲拡大の経過】〔1〕から〔4〕に示すように、順次拡大されてきた。

直近の救急救命士の処置拡大事例は〔4〕であり、その経緯については、次のとおりである。

- ・平成23年度から、「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、①血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、②重症喘息患者に対する吸入β刺激薬の使用、③心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、の3行為について、臨床効果、安全性及び実効性に関する検証が、全国129消防本部で実施された。
- ・この実証研究における分析・考察の結果、平成25年8月に厚生労働省より公表された「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の報告書において、3行為のうち、①及び③については、救急救命士の処置範囲に追加することが適当であるという結論が示された。これを受けて、平成26年4月1日から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が、救急救命士の処置範囲に追加された。

【処置範囲拡大の経過】

〔1〕除細動

平成3年の救急救命士法の施行以来、医師の具体的指示の下に救急救命士が実施していた除細動については、平成15年4月から、プロトコルの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコルに沿った処置の実施等に関する事後検証体制の整備など、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、医師の包括的指示の下で実施することが可能となった。

〔2〕気管挿管

気管挿管については、平成16年7月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急

救命士に認められることとなった。令和2年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、気管挿管を実施することのできる者は1万5,597人となっている。

また、気管挿管を実施する場合に、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用すると、気道確保の安全性や確実性が高まることから、平成23年8月より、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士はビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能となっており、今後、地域メディカルコントロール協議会等で運用について検討されることが期待されている。令和2年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を実施することのできる者は6,359人となっている。

〔3〕薬剤投与（アドレナリン）

薬剤投与については、平成18年4月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。令和2年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、薬剤投与（アドレナリン）を実施することのできる者は2万7,283人となっている。

さらに、平成21年3月から、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者があらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を処方されている者であった場合には、救急救命士がアドレナリンの投与を行うことが可能となった。

〔4〕心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、平成26年4月から、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習を受講し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。令和2年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施することのできる者は2万5,218人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施することのできる者は2万5,251人となっている。

（3）メディカルコントロール体制の充実

プレホスピタル・ケアにおけるメディカルコン

ロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、各都道府県単位及び各地域単位で設置されており、令和2年8月1日現在において、各地域単位のメディカルコントロール協議会数は251となっている。メディカルコントロール協議会においては、事後検証等により、救急業務の質的向上に積極的に取り組んでおり、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大など救急業務の高度化を図るためには、今後もメディカルコントロール体制のより一層の充実強化が必要である。

なお、消防庁においては、厚生労働省とともに、全国のメディカルコントロール協議会の充実強化、全国の関係者間での情報共有等を目的として、平成19年5月に設置された「全国メディカルコントロール協議会連絡会」を定期的に開催している。

また、平成21年に改正された消防法に基づく、実施基準に関する法定協議会について、メディカルコントロール協議会の活用も可能となっている。

さらに、昨今、メディカルコントロール協議会に求められる役割は多様化してきている。例えば、高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」を開催の上、消防本部等の取組状況の実態調査、課題の整理及び検討を行った。検討部会においては、有識者から、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に

傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。検討部会の中では、メディカルコントロール協議会等の場を利用し、十分に議論した上で、かかりつけ医等と連絡し、心肺蘇生中止の指示を受けた場合、心肺蘇生を中止する方針としている地域の事例も紹介され、改めてメディカルコントロール協議会の果たす役割が非常に重要であることが認識された。

これらの検討結果について、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（令和元年11月8日付け消防救第205号消防庁救急企画室長通知）を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域における地域包括ケアシステム^{*10}やACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）^{*11}に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者ととも適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。あわせて、各消防本部において、心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数を集計するとともに適切に実態把握を図ることを依頼した。また、各消防本部等において、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案に対し、対応の手順等を定めた場合には、その旨及び具体的内容について消防庁まで情報提供するよう依頼した。

（4）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成17年1月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式^{*12}を導入しているが、全国統一的な導入は世界初であり、先進的な取組となっている。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成17年から令和元年までの15年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

なお、従来、ウツタイン様式については、「ウツタイン統計」及び「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」として公表していたが、救急搬送された心肺機能停止傷病者に関する統計であることをより分かりやすくするため、平成21年から「救急蘇生統計」へと名称の変更を行っている。

（略）

- *10 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
- *11 ACP：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。
- *12 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

第6節

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和元年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数6万1,340件（対前年比167件減、0.3%減）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）6万3,670人（対前年比166人減、0.3%減）である（第2-6-1表、附属資料2-6-1）。

第2-6-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減比(%)	人員	対前年増減比(%)
平成27年	55,966	△1.3	59,190	△2.4
平成28年	57,148	2.1	57,955	△2.1
平成29年	56,315	△1.5	57,664	△0.5
平成30年	61,507	9.2	63,836	10.7
令和元年	61,340	△0.3	63,670	△0.3

（備考）「救助年報報告」により作成

この減少の主な要因は、「交通事故」における救助活動件数（対前年比1,101件減、7.7%減）及び救助人員（対前年比1,499人減、8.0%減）が減少したことである（第2-6-1図、第2-6-2図）。

(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

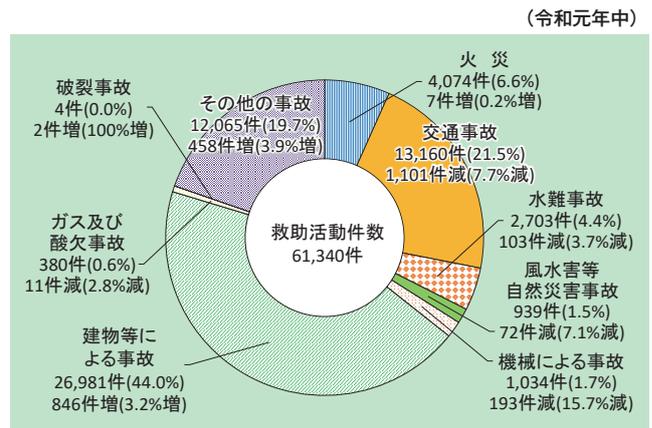
事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」において高い数値のまま推移している。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、延べ145万9,779人である。このうち、消防職員の出動人員は延べ139万6,315人であり、「建物等による事故」による出動が32.6%、「交通事故」による出動が22.1%となっている。一方、消防団員の出動人員は、延べ6万3,464人であり、「火災」による出動が68.9%となっている。

次に、救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、延べ58万690人であり、救助活動1件当たり9.5人が従事したこととな

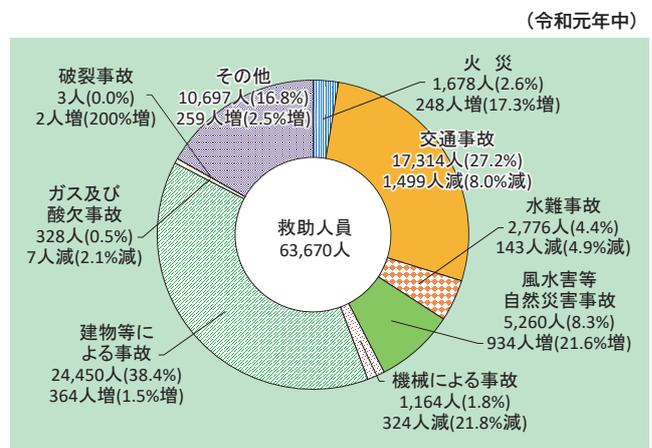
る。また、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は、「破裂事故」の18.3人が最も多く、次いで「火災」の16.4人となっている（第2-6-2表）。

第2-6-1図 事故種別救助活動件数の状況



（備考）「救助年報報告」により作成

第2-6-2図 事故種別救助人員の状況



（備考）「救助年報報告」により作成

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（以下「救助省令」という。）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置される。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、

第2-6-2表 事故種別救助出動及び活動の状況

事故種別		火災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害事	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		4,074 (6.6)	13,160 (21.5)	2,703 (4.4)	939 (1.5)	1,034 (1.7)	26,981 (44.0)	380 (0.6)	4 (0.0)	12,065 (19.7)	61,340 (100.0)
救助人員		1,678 (2.6)	17,314 (27.2)	2,776 (4.4)	5,260 (8.3)	1,164 (1.8)	24,450 (38.4)	328 (0.5)	3 (0.0)	10,697 (16.8)	63,670 (100.0)
消防 職員	救助出動人員	135,481 (9.7)	308,865 (22.1)	76,440 (5.5)	14,139 (1.0)	22,885 (1.6)	455,098 (32.6)	11,676 (0.8)	201 (0.0)	371,530 (26.6)	1,396,315 (100.0)
	救助活動人員	60,080 (10.5)	130,208 (22.9)	37,357 (6.6)	8,347 (1.5)	10,408 (1.8)	213,769 (37.5)	4,350 (0.8)	73 (0.0)	105,088 (18.4)	569,680 (100.0)
消防 団員	救助出動人員	43,724 (68.9)	1,177 (1.9)	2,877 (4.5)	729 (1.1)	177 (0.3)	1,872 (2.9)	121 (0.2)	24 (0.0)	12,763 (20.1)	63,464 (100.0)
	救助活動人員	6,853 (62.2)	79 (0.7)	1,521 (13.8)	568 (5.2)	78 (0.7)	13 (0.1)	4 (0.0)	0 (0.0)	1,894 (17.2)	11,010 (100.0)
1件当たりの 救助活動人員		16.4	9.9	14.4	9.5	10.1	7.9	11.5	18.3	8.9	9.5

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

- () 内は構成比 (%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
- 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。
- 「救助活動人員」とは、救助活動のうち実際に救助活動を行った人員をいう。
- 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。
- 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

高度救助隊及び特別高度救助隊*1の4つに区分される。

令和2年4月現在、709消防本部に1,438隊設置されており、救助隊員は2万4,670人となっている。1消防本部当たり約2.0隊の救助隊が設置され、1隊に17.2人の救助隊員が配置されていることとなる。消防本部数は広域化により減少しているが、救助隊員数は増加傾向にある。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具及び可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やNBC災害*2に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、消防庁として、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付及び地方交付税措置を講じることにより、その整備の促進を図っている(第2-6-3表)。

第2-6-3表 救助活動のための救助器具の保有状況及び救助隊が搭乗する車両

		(令和2年4月1日現在)										
主な 救助 器具	省令別表 第1	三連はしご	救命索 発射銃	油圧 スプレッダー	油圧切断機	可搬 ウインチ	エンジン カッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性 ガス測定器	空気呼吸器	簡易画像 探索機
		7,955	1,777	2,130	2,100	4,416	6,657	7,059	1,277	6,127	50,545	945
	省令別表 第2	マット型空気 ジャッキ	大型油圧 スプレッダー	大型油圧 切断機	削岩機	空気鋸	ロープ 登降機	ハンマ ドリル	送排風機	酸素呼吸器		
	2,749	2,254	2,246	1,740	1,901	3,358	1,703	2,328	3,323			
省令別表 第3	画像探索機	地中音響 探知機	熱画像 直視装置	夜間用 暗視装置	地震警報器	電磁波 探査装置	二酸化炭素 探査装置	水中 探査装置				
	611	335	1,781	364	236	124	65	88				
搭乗車両	救助工作車	はしご車	屈折 はしご車	消防 ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化学車	特殊災害 対応自動車	その他	計			
		1,243	386	115	240	405	108	28	495	3,020		

(備考) 「救助年報報告」により作成

3. 全国消防救助技術大会の実施 ……………

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うと

もに、全国の救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和47年(1972年)から全国消防救助技術大

*1 救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には、特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び指定都市では、1以上の高度救助隊を特別高度救助隊とすることとされている。
*2 NBC災害：核(Nuclear)等、生物(Biological)剤及び化学(Chemical)剤によって発生した災害をいう。

会が毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

全国消防救助技術大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれの部に隊員一人一人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、さらに、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

第49回大会については、令和2年10月24日に福岡県北九州市で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、令和2年度中の開催を見送り、令和3年10月に同じく福岡県北九州市で開催される予定である。

(略)

第8節

広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務がある（消防組織法第39条第1項）ため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

(2) 広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な

活用を推進している（第2-8-1表）。また、大規模な林野火災が連続して発生したことを受けて、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成29年5月10日付け消防特第104号消防庁特殊災害室長、消防広第157号消防庁広域応援室長通知）を各消防本部に通知し、都道府県管轄内の消防防災ヘリコプターだけでは対応できない場合には、より迅速に他の都道府県の消防防災ヘリコプターの応援を求めるとともに、自衛隊ヘリコプターの派遣についても時機を逸することなく要請を行うなど、ヘリコプターを大量投入して、被害拡大防止体制をより早期に確立する要請スキームを明確化した。令和2年においては、9月末までに広域航空消防応援の要請に至った林野火災が4件発生しているが、早期の応援要請や自衛隊ヘリコプターとの連携により、被害の拡大を最小限に抑えている。

今後も、消防防災ヘリコプターの広域的かつ効果的な活用を行うため、大規模な災害が発生した場合における、各都道府県災害対策本部への航空運用調整班の設置、迅速な情報収集活動を行うためのヘリサットシステム及びヘリコプターテレビ電送システムの整備並びに消防防災ヘリコプターの位置情報の把握及び効率的な運用調整を行うためのヘリコプター動態管理システムの活用を推進し、全国的な広域消防応援体制の更なる充実強化を図る必要がある。

第2-8-1表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績
(過去20年間)

令和2年10月1日現在 単位:件

年	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の 災害
平成13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2			1		1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	6	4		1			1		
30	13	12					1		
令和元	9	9							
2	4	4							
計	347	290	4	22	0	6	0	4	21

2. 緊急消防援助隊 ……………

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ迅速に実施し得よう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、ひとたび国内のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に

位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し初めて行われ、その後、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）及び令和2年7月豪雨による災害に対しても行われた。

（ウ）緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

消防組織法上、総務大臣は基本計画を策定することとされた。

この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急

消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

（エ）緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（2分の1）については政令で規定されている（第2-8-2表）。

第2-8-2表 平成15年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、NBC災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金(補助率原則1/3)	義務的補助金(補助率1/2)
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

（オ）緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

（ア）法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

（イ）都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁

長官が行うこととされた。

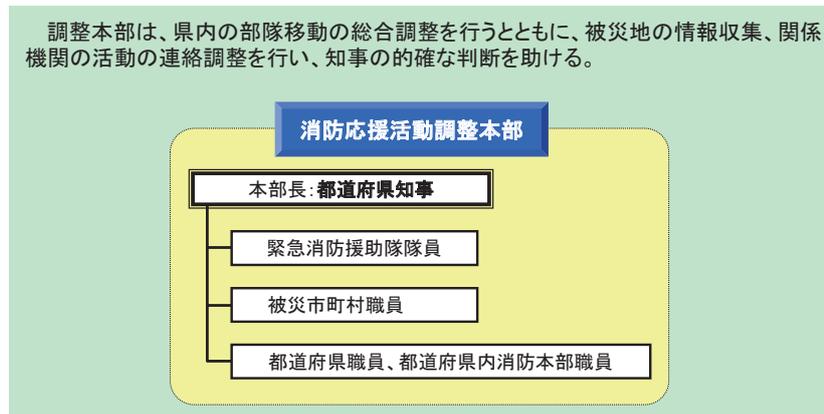
(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ) の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」と

いう。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第2-8-1図）。

第2-8-1図 消防応援活動調整本部の組織

調整本部は、県内の部隊移動の総合調整を行うとともに、被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行い、知事の的確な判断を助ける。



(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。緊急消防援助隊の指示対象災害は、従来は2以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。また、平成31年3月には基本計画の改定により、大規模な災害に対して、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、必要な措置をとることを指示するものとされ、消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の判断要素が追加された。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、

総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

ア 緊急消防援助隊の編成

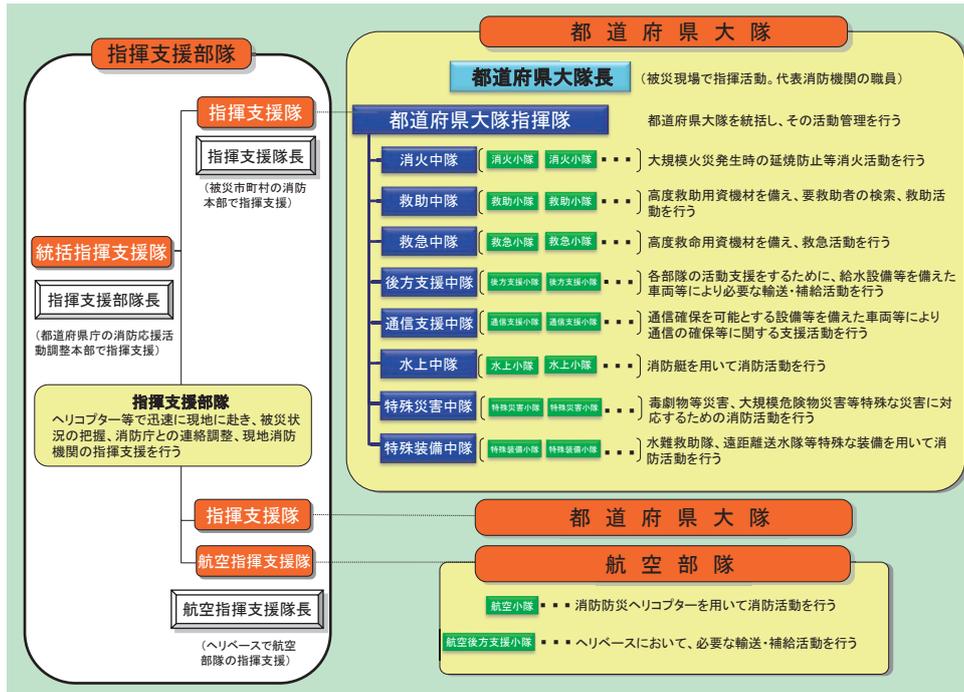
(ア) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

(イ) 都道府県大隊

都道府県大隊は、緊急消防援助隊の基本的な隊の集合体であり、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成される（第2-8-2図）。

第 2-8-2 図 緊急消防援助隊の部隊編成



(ウ) 航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

(エ) 特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊がある (第 2-8-3 表)。

第 2-8-3 表 特別な部隊の任務と編成

部隊名	部隊の任務	部隊を構成する隊
統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと	統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。
NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと	NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。
土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。

イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

(イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震発生時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどが想定され、応援の要請等が早期に実施できないことも考えられる。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。なお、平成27年3月、同実施要綱は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定した。

(ウ) 南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震、東海地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行

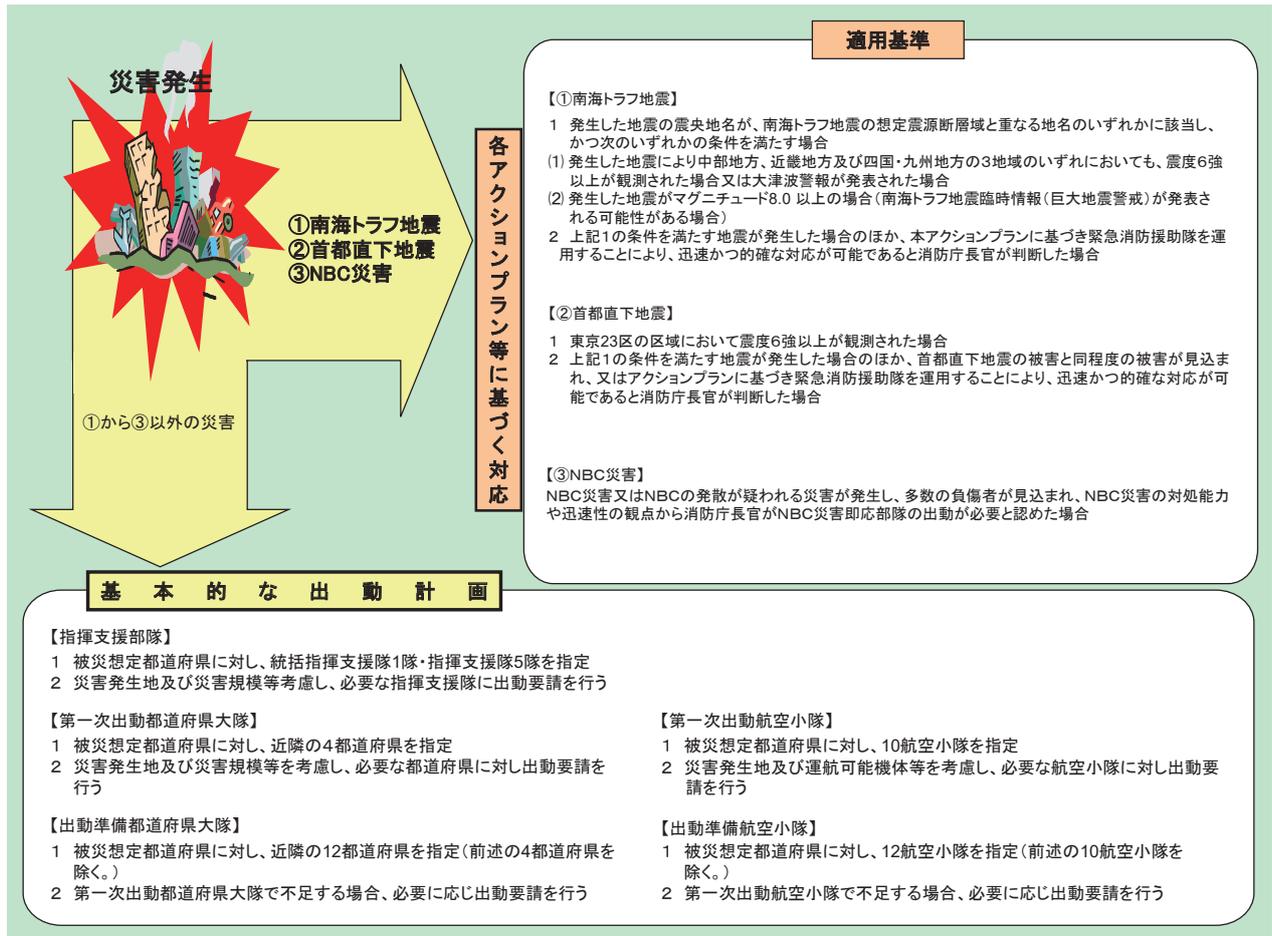
うこととしている。

そのため、南海トラフ地震、首都直下地震等を想定して、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、それぞれの発災時における緊急消防援助隊アクションプランを策定している（第2-8-3図）。

例えば、南海トラフ地震の場合、平成28年3月に策定した南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、被災の状況等を踏まえ、あらかじめ作成した4パターンの応援編成計画に基づき、重点受援県に指定されている10県以外の37都道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。なお、令和2年5月に南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が改定されたことに伴い、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランについても、令和2年7月に改定を行い、従前に想定していたマグニチュード9クラスの地震だけでなく、マグニチュード8クラスの地震も想定し、緊急消防援助隊を柔軟に運用できるようにしたほか、後発地震発生時の対応について新たに規定した。

また、平成29年3月に策定した首都直下地震におけるアクションプランにおいても、受援都道府県に指定されている4都県以外の43道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

なお、東海地震については、前述の南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの改定により、南海トラフ地震の想定震源断層域の全体が破壊されるマグニチュード9クラスの地震だけでなく、一部の領域で割れが生じるとされるマグニチュード8クラスの地震への対応についても規定されたことから、（暫定版）東海地震における緊急消防援助隊アクションプランの運用を停止した。



(エ) NBC 災害における運用計画

NBC 災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ確に行う必要があることから、特別な運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速に NBC 災害即応部隊等が出動することとしている。

(オ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項についての計画として都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

ウ 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項についての計

画として、都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において緊急消防援助隊を受入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法第 45 条第 4 項の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成 7 年 (1995 年) 9 月に 1,267 隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和 2 年 4 月 1 日現在では全国 723 消防本部 (全国の消防本部の約 99%) 等から 6,441 隊の登録となり、発足当初の約 5 倍まで増加した (附属資料 2-8-1、第 2-8-4 図)。

なお、平成 31 年 3 月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のため

の体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、令和5年度末までの登録目標隊数を、おおむね6,000隊からおおむね6,600隊へと増隊することとした。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第50条の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車、

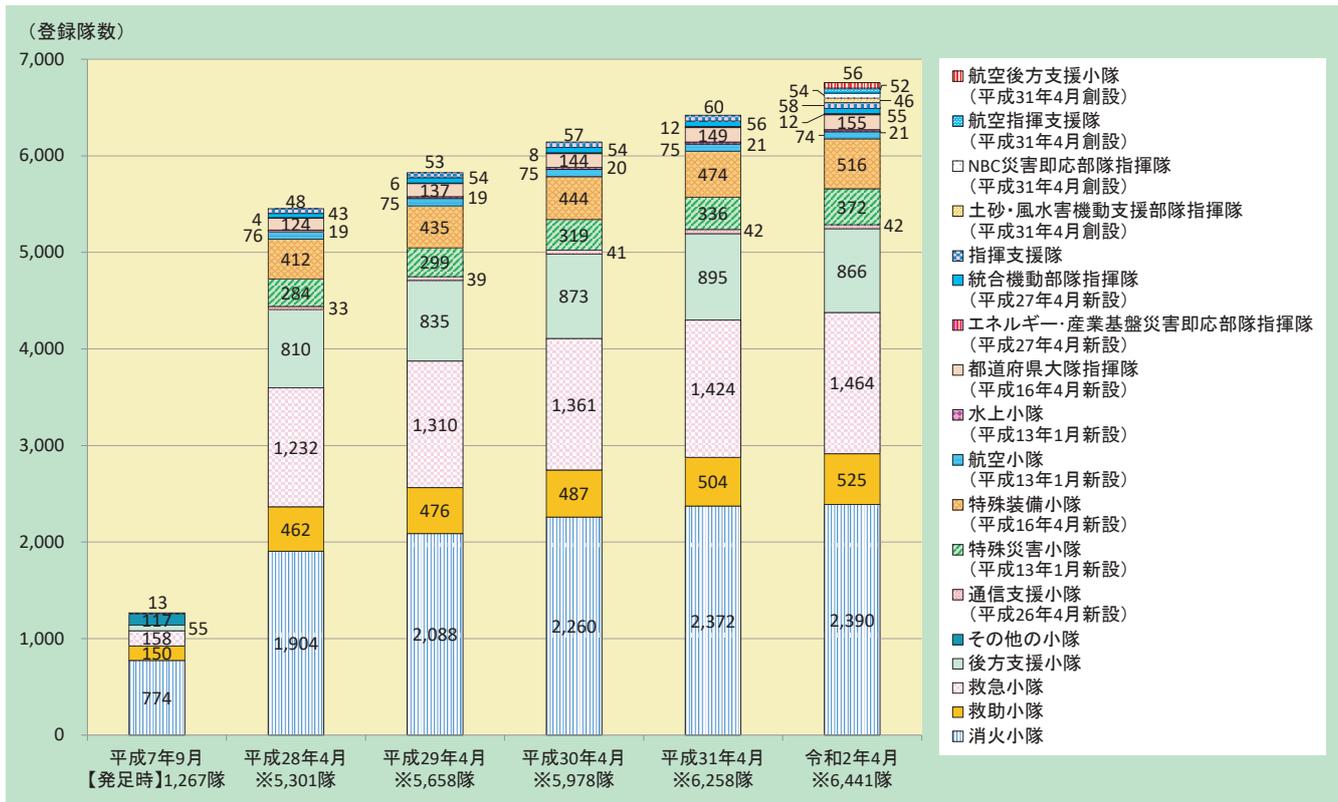
拠点機能形成車等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を消防本部等に配備している（第2-8-4表）。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債（100%充当、交付税率70%）において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」にも対象事業が拡大された。

平成26年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設等から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、緊急消防援助隊が自立的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

第2-8-4図 緊急消防援助隊登録部隊の推移



第2-8-4表 消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度	配備車両等	配備数
平成17	ヘリコプター	1機
18	大型フロアー装置搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
22	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車Ⅰ型	47台
23	海水利用型消防水利システム	3式
	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車	1組
	無線中継車	21台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
	ヘリコプター動態管理システム	11式
ヘリサットシステム	1式	
25	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	ヘリサットシステム	4式
26	ヘリサット用カメラ	3式
	拠点機能形成車	4台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
27	ヘリコプター動態管理システム	4式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	消防活動用偵察システム(無人ヘリ)	2式
	重機及び重機搬送車	3組
28	大型除染システム搭載車	1台
	ヘリコプター動態管理システム	6式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	3台
29	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	無線中継車	3台
	大型除染システム搭載車	1台
	燃料補給車	9台
	ヘリテレ受信機	23式
30	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	6台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	4式
	情報収集活動用ドローン	18式
令和元	化学剤遠隔検知装置	3台
	津波・大規模風水害対策車	6台
	中型水陸両用車及び搬送車	5台
	拠点機能形成車	1台
	重機及び重機搬送車	16台
2 ※	高機能救命ボート	36艇
	津波・大規模風水害対策車	13台
	中型水陸両用車及び搬送車	1台
	大型水陸両用車及び搬送車	1台
	拠点機能形成車	1台
	情報収集活動用ドローン	15式
	重機及び重機搬送車	12台
	高機能救命ボート	29艇
水上オートバイ	6艇	
	ヘリコプター	1機

(備考) ※については予定

(略)

附属資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況

(令和元年中)

区分	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,892	1,128	33	272	6	0	453	1,707	585	107	447	568
青森	606	287	51	40	4	0	224	510	171	40	146	153
岩手	443	214	59	46	0	0	124	426	198	34	118	76
宮城	654	356	31	79	0	0	188	584	181	33	140	230
秋田	356	198	32	31	1	0	94	401	179	26	118	78
山形	332	175	22	33	0	0	102	301	95	18	96	92
福島	657	337	63	75	0	0	182	553	219	28	141	165
茨城	1,249	576	66	135	1	1	470	994	377	56	249	312
栃木	760	330	56	85	0	0	289	549	208	32	159	150
群馬	805	380	27	89	0	0	309	678	217	44	179	238
埼玉	1,867	1,068	20	162	0	0	617	1,757	362	106	508	781
千葉	1,863	955	77	142	2	0	687	1,431	355	77	325	674
東京	4,120	2,920	5	206	1	0	988	3,304	111	101	589	2,503
神奈川	1,920	1,187	15	167	2	0	549	1,517	167	67	342	941
新潟	528	354	29	66	3	0	76	618	166	42	189	221
富山	190	126	3	23	0	0	38	205	50	12	59	84
石川	223	132	10	27	2	0	52	208	40	17	59	92
福井	170	103	4	34	0	0	29	153	34	9	42	68
山梨	359	144	23	44	0	0	148	226	71	7	67	81
長野	905	402	45	71	0	0	387	625	235	38	201	151
岐阜	624	318	24	60	0	0	222	496	143	24	111	218
静岡	1,010	530	26	135	1	0	318	733	174	41	198	320
愛知	2,009	1,102	40	220	1	0	646	1,453	240	77	419	717
三重	660	335	22	69	3	0	231	463	108	29	147	179
滋賀	383	216	6	46	1	0	114	318	78	15	85	140
京都	501	318	9	55	2	0	117	432	88	18	111	215
大阪	2,007	1,406	7	183	3	0	408	1,888	235	111	485	1,057
兵庫	1,507	827	58	148	1	0	473	1,100	193	65	267	575
奈良	385	190	7	39	0	0	149	279	68	21	90	100
和歌山	346	176	12	21	2	0	135	245	71	13	45	116
鳥取	219	115	6	19	2	0	77	174	50	13	47	64
島根	267	124	34	13	0	0	96	214	90	12	44	68
岡山	662	343	61	56	0	0	202	550	192	29	149	180
広島	841	432	63	77	5	0	264	661	157	38	183	283
山口	513	231	32	35	2	0	213	400	131	17	115	137
徳島	277	126	11	31	0	0	109	192	63	13	58	58
香川	331	155	13	32	2	0	129	267	99	13	76	79
愛媛	395	233	14	29	1	0	118	386	116	17	108	145
高知	256	156	8	24	1	0	67	294	112	14	78	90
福岡	1,348	741	47	120	4	0	436	988	189	51	264	484
佐賀	305	135	23	27	0	0	120	220	64	22	78	56
長崎	425	206	29	36	3	0	151	360	126	14	93	127
熊本	631	300	43	62	4	0	222	469	144	10	122	193
大分	427	207	45	48	4	0	123	300	108	12	72	108
宮崎	384	194	22	37	0	0	131	310	116	15	80	99
鹿児島	645	309	31	78	4	0	223	465	198	21	94	152
沖縄	426	206	27	58	1	0	134	249	30	12	60	147
都道府県計	37,683	21,003	1,391	3,585	69	1	11,634	30,653	7,404	1,631	7,853	13,765
札幌市	407	285	1	53	0	0	68	332	26	18	101	187
仙台市	249	154	0	31	0	0	64	178	10	9	30	129
さいたま市	252	167	0	15	0	0	70	254	38	11	70	135
千葉市	258	154	4	24	0	0	76	219	35	8	44	132
東京都特別区	3,052	2,231	0	138	1	0	682	2,484	46	68	455	1,915
横浜市	685	428	1	55	1	0	200	527	49	18	128	332
川崎市	328	219	0	28	0	0	81	243	11	3	42	187
相模原市	141	89	3	13	0	0	36	131	16	6	31	78
新潟市	147	107	0	25	1	0	14	197	32	13	60	92
静岡市	154	88	5	16	0	0	45	119	16	4	26	73
浜松市	178	100	5	21	0	0	52	155	52	8	51	44
名古屋市	528	340	2	62	0	0	124	388	22	15	108	243
京都市	215	162	3	18	0	0	32	205	20	11	62	112
大阪市	745	569	0	56	1	0	119	664	19	25	201	419
堺市	178	134	0	12	0	0	32	159	8	14	24	113
神戸市	373	237	4	37	0	0	95	271	22	13	52	184
岡山市	185	109	10	16	0	0	50	181	55	12	40	74
広島市	255	156	3	22	0	0	74	214	24	13	48	129
北九州市	230	124	3	20	2	0	81	192	38	14	55	85
福岡市	307	217	3	25	0	0	62	246	19	6	63	158
熊本市	161	107	2	13	0	0	39	173	38	3	42	90
21都市計	9,028	6,177	49	700	6	0	2,096	7,532	596	292	1,733	4,911

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況 (つづき)

(令和元年中)

区分	焼 損 面 積			死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数
	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	69,342	7,884	24,364	91	259	799	153	80	566	1,597
青森	32,215	2,526	2,860	37	93	263	82	21	160	629
岩手	25,998	2,176	881	25	72	182	68	9	105	463
宮城	22,449	1,510	1,088	28	97	287	85	9	193	638
秋田	26,977	1,820	1,655	18	85	226	85	19	122	549
山形	15,419	1,585	1,371	16	52	143	46	15	82	381
福島	28,146	2,013	8,682	53	100	294	115	18	161	676
茨城	56,908	4,828	1,216	54	148	506	198	29	279	1,129
栃木	37,347	2,261	2,180	31	76	369	95	13	261	673
群馬	28,096	2,623	931	34	117	359	103	30	226	780
埼玉	51,687	7,061	1,019	88	338	1,189	256	65	868	2,662
千葉	47,669	5,216	1,377	54	254	902	215	83	604	1,928
東京都	18,824	8,027	782	108	706	2,350	206	172	1,972	4,428
神奈川県	38,665	3,741	78	71	356	1,086	170	45	871	2,512
新潟	29,715	3,384	993	43	107	323	97	25	201	796
富山	7,799	1,054	41	17	31	115	32	11	72	290
石川	8,667	839	84	9	45	122	21	12	89	292
福井	11,009	569	30	10	33	86	20	7	59	197
山梨	7,136	554	1,301	12	49	115	39	10	66	229
長野	33,967	3,345	5,162	40	133	356	104	19	233	789
岐阜	20,558	999	392	19	80	239	56	15	168	613
静岡県	41,265	2,617	861	33	149	415	96	31	288	932
愛知県	37,939	5,405	647	65	303	876	151	62	663	1,961
三重	24,045	1,765	284	19	82	219	59	17	143	501
滋賀	8,650	959	16	12	62	148	26	13	109	341
京都	14,529	874	259	49	125	270	39	17	214	562
大阪	32,032	8,304	569	72	481	1,503	240	108	1,155	3,151
兵庫県	28,965	2,538	667	53	224	694	137	46	511	1,495
奈良	13,079	875	1,266	12	66	183	51	11	121	417
和歌山	10,359	706	1,355	12	32	148	40	11	97	307
鳥取	11,799	1,147	41	8	27	76	22	2	52	201
島根	11,019	864	386	10	28	105	43	6	56	247
岡山	19,324	1,515	925	21	108	284	84	20	180	635
広島	22,946	2,333	4,035	32	136	413	92	20	301	877
山口	14,627	749	490	27	66	231	96	8	127	493
徳島	8,617	748	262	8	25	103	31	7	65	213
香川	12,855	614	153	20	51	151	47	8	96	347
愛媛	14,889	1,442	3,143	23	48	222	63	15	144	497
高知	12,716	1,810	1,795	11	44	159	54	8	97	336
福岡	37,163	3,011	1,291	40	165	581	118	28	435	1,348
佐賀	11,616	737	71	11	41	104	30	11	63	280
長崎	15,725	1,085	122	24	40	231	81	11	139	542
熊本	17,455	789	6,734	13	109	229	72	3	154	575
大分	13,181	1,639	463	15	52	152	51	6	95	315
宮崎	14,506	1,975	982	13	40	166	66	8	92	374
鹿児島	25,411	1,984	145	14	94	249	111	8	130	514
沖縄	9,382	623	202	11	36	141	27	14	100	271
都道府県計	1,102,687	111,123	83,651	1,486	5,865	18,364	4,173	1,206	12,985	39,983
札幌市	10,866	1,901	0	11	63	228	8	21	199	407
仙台市	1,622	165	0	8	39	114	19	3	92	220
さいたま市	5,295	1,066	0	14	72	189	46	8	135	397
千葉市	4,005	564	30	9	20	177	32	11	134	336
東京都特別区	11,971	6,449	0	79	539	1,769	138	133	1,498	3,211
横浜市	6,672	1,505	2	22	117	407	39	14	354	948
川崎市	17,601	457	0	5	68	173	13	3	157	418
相模原市	2,120	217	1	5	27	81	16	0	65	299
新潟市	6,092	1,068	0	13	19	99	25	6	68	243
静岡市	4,206	300	16	6	27	87	17	8	62	182
浜松市	6,387	1,089	407	8	22	93	30	7	56	209
名古屋市	4,087	718	2	22	110	266	24	24	218	532
京都市	3,478	446	71	41	85	153	15	10	128	283
大阪市	6,204	2,766	0	25	187	627	63	44	520	1,107
堺市	2,988	285	0	3	34	104	11	11	82	233
神戸市	3,633	435	62	11	57	219	31	21	167	422
岡山市	4,723	497	134	8	28	115	23	13	79	222
広島市	3,139	946	56	9	39	163	22	14	127	342
北九州市	6,907	813	112	10	47	126	27	8	91	245
福岡市	4,160	491	3	9	45	156	20	9	127	317
熊本市	4,685	353	11	4	37	92	20	0	72	227
21都市計	120,841	22,531	907	322	1,682	5,438	639	368	4,431	10,800

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況 (つづき)

(令和元年中)(単位:千円)

区分	損害額									
	計	建 物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	5,055,106	4,427,760	3,236,371	1,191,389	14,033	225,056	27,472	0	358,243	2,542
青森	1,285,299	1,213,453	817,396	396,057	28,988	20,020	7,491	0	15,345	2
岩手	939,361	888,535	745,886	142,649	5,326	30,003	0	0	15,333	164
宮城	1,305,271	1,239,954	984,560	255,394	12,874	33,053	0	0	19,390	0
秋田	1,127,585	1,098,989	762,892	336,097	4,398	12,784	87	0	11,246	81
山形	773,875	648,995	504,769	144,226	1,124	22,637	0	0	5,543	95,576
福島	2,080,009	1,861,197	1,563,830	297,367	61,582	31,033	50	0	125,576	571
茨城	6,002,784	4,675,605	3,061,327	1,614,278	1,295	91,587	2	3,000	1,086,934	144,361
栃木	4,962,989	4,815,693	2,313,791	2,501,902	16,498	41,591	0	0	77,288	11,919
群馬	1,714,220	1,610,635	1,306,617	304,018	2,118	49,131	0	0	52,296	40
埼玉	5,369,618	5,153,759	3,499,482	1,654,277	1,677	98,817	0	0	113,876	1,489
千葉	3,855,441	3,539,927	2,472,800	1,067,127	5,975	89,577	1,032	0	218,849	81
東京都	7,757,184	7,574,920	3,518,381	4,056,539	1,938	84,653	13,147	0	79,832	2,694
神奈川県	3,673,198	3,414,936	2,359,285	1,055,651	101	131,579	8,007	0	115,844	2,731
新潟	1,458,575	1,392,091	1,040,130	351,961	547	36,887	13,310	0	15,429	311
富山	618,466	481,560	315,271	166,289	0	13,607	0	0	123,166	133
石川	540,233	474,555	401,420	73,135	152	12,007	51,850	0	1,669	0
福井	1,040,114	1,008,998	501,710	507,288	310	22,567	0	0	6,066	2,173
山梨	559,622	471,886	378,981	92,905	5	76,500	0	0	11,231	0
長野	2,042,718	1,882,020	1,355,994	526,026	52,228	51,822	0	0	55,591	1,057
岐阜	1,136,823	1,067,121	731,742	335,379	261	55,520	0	0	13,921	0
静岡県	5,543,844	5,374,677	2,514,714	2,859,963	11,054	86,384	181	0	70,199	1,349
愛知県	4,292,689	4,042,286	2,319,818	1,722,468	5,333	161,430	1,550	0	79,020	3,070
三重	1,793,061	1,598,399	1,079,277	519,122	245	98,635	312	0	86,398	9,072
滋賀	975,716	867,037	569,620	297,417	453	45,995	256	0	5,995	55,980
京都	1,590,203	1,520,975	913,676	607,299	12	24,796	0	0	3,928	40,492
大阪	3,456,434	3,231,195	2,082,845	1,148,350	300	59,769	4,548	0	54,410	106,212
兵庫県	2,511,689	2,303,998	1,755,627	548,371	271	133,901	0	0	72,313	1,206
奈良	1,637,926	1,621,317	866,332	754,985	2,003	11,466	0	0	3,062	78
和歌山	650,549	613,754	487,478	126,276	6,904	3,395	22,050	0	4,446	0
鳥取	691,975	684,068	378,966	305,102	270	3,751	3,500	0	386	0
島根	557,773	547,800	432,992	114,808	329	8,096	0	0	1,548	0
岡山	1,122,670	1,051,581	827,126	224,455	760	57,069	0	0	13,260	0
広島	1,747,284	1,678,537	813,565	864,972	4,905	31,180	2,321	0	30,341	0
山口	714,421	627,419	501,104	126,315	1,912	30,746	1,981	0	24,356	28,007
徳島	509,151	469,035	277,955	191,080	38	10,993	0	0	27,992	1,093
香川	679,998	650,718	507,893	142,825	0	11,645	251	0	7,442	9,942
愛媛	670,910	591,638	457,344	134,294	4,381	11,245	2,742	0	60,904	0
高知	599,519	588,046	350,635	237,411	1,401	5,427	225	0	3,772	648
福岡	1,948,745	1,844,179	1,243,429	600,750	1,369	61,349	4,349	0	31,275	6,224
佐賀	690,800	647,839	481,133	166,706	1,916	15,253	0	0	25,792	0
長崎	735,306	604,305	463,115	141,190	145	41,047	84,359	0	5,450	0
熊本	1,054,403	1,010,926	773,412	237,514	2,396	21,894	1,028	0	18,140	19
大分	1,139,953	1,067,939	470,283	597,656	1,226	31,647	1,985	0	23,169	13,987
宮崎	702,675	589,002	501,764	87,238	8,062	20,212	0	0	85,399	0
鹿児島	1,105,432	1,057,414	662,036	395,378	1,480	27,469	388	0	18,681	0
沖縄	378,575	359,316	225,363	133,953	110	13,983	0	0	5,164	2
都道府県計	90,800,192	84,185,989	53,830,137	30,355,852	268,705	2,259,208	254,474	3,000	3,285,510	543,306
札幌市	1,606,994	1,564,983	1,299,402	265,581	7	8,515	0	0	32,831	658
仙台市	161,481	150,718	110,170	40,548	0	10,196	0	0	567	0
さいたま市	515,690	504,405	382,162	122,243	0	6,783	0	0	4,502	0
千葉市	363,247	265,890	179,749	86,141	360	9,185	0	0	87,812	0
東京都特別区	5,716,938	5,573,035	2,706,414	2,866,621	0	59,630	13,147	0	68,636	2,490
横浜市	703,928	657,103	521,375	135,728	101	37,716	7	0	6,365	2,636
川崎市	1,251,838	1,150,237	656,344	493,893	0	7,788	0	0	93,813	0
相模原市	230,514	209,106	133,904	75,202	0	20,597	0	0	727	84
新潟市	338,686	319,588	202,439	117,149	0	5,136	8,956	0	4,765	241
静岡市	686,828	623,740	261,308	362,432	0	13,795	0	0	49,293	0
浜松市	520,135	488,169	362,450	125,719	9,614	12,045	0	0	10,307	0
名古屋市	333,044	317,486	240,416	77,070	0	11,671	0	0	3,484	403
京都市	430,837	426,313	341,081	85,232	12	3,570	0	0	937	5
大阪市	756,280	735,222	507,083	228,139	0	13,986	4,272	0	2,800	0
堺市	437,107	371,635	186,977	184,658	0	4,283	0	0	1,169	60,020
神戸市	416,212	382,324	267,040	115,284	0	31,674	0	0	2,214	0
岡山市	402,552	385,101	288,403	96,698	1	14,872	0	0	2,578	0
広島市	315,792	306,831	151,437	155,394	40	6,566	2	0	2,353	0
北九州市	344,409	325,261	216,759	108,502	906	3,434	205	0	14,596	7
福岡市	204,654	200,269	157,024	43,245	6	3,610	0	0	626	143
熊本市	361,739	351,738	269,415	82,323	0	4,357	0	0	5,644	0
21都市計	16,098,905	15,309,154	9,441,352	5,867,802	11,047	289,409	26,589	0	396,019	66,687

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-2-1 危険物施設数の推移

(各年 3月31日時点)

年	製造所等の別 総計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702		7,742	
昭和42年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059		25,270	
昭和43年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478		34,628	
昭和44年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907		43,586	
昭和45年(1970年)	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274		51,800	
昭和46年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553		62,244	
昭和47年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91	70,911	
昭和48年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163	79,948	
昭和49年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258	89,974	
昭和50年(1975年)	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
昭和51年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
昭和52年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
昭和53年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
昭和54年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
昭和55年(1980年)	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
昭和56年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
昭和57年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
昭和58年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
昭和59年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
昭和60年(1985年)	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
昭和61年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
昭和62年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
昭和63年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
平成2年(1990年)	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
平成3年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
平成4年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
平成5年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
平成6年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
平成7年(1995年)	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
平成8年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751
平成9年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777
平成10年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779
平成11年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534
平成12年(2000年)	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,806	618	1,288	75,486
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055
平成17年(2005年)	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882
平成22年(2010年)	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705
平成27年(2015年)	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127	62,766
平成28年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	83,341	1,002	67,170	10,213	126,297	61,401	1,178	510	1,111	62,097
平成29年	410,651	5,096	280,863	50,023	61,124	10,586	81,417	986	66,733	9,994	124,692	60,585	1,138	499	1,098	61,372
平成30年	405,238	5,093	276,879	49,811	60,360	10,386	79,723	961	65,806	9,832	123,266	59,715	1,107	493	1,084	60,867
平成31年	400,639	5,098	273,641	49,717	59,699	10,170	77,988	940	65,425	9,702	121,900	58,865	1,078	482	1,077	60,398
令和2年(2020年)	396,457	5,077	270,722	49,613	59,035	9,988	76,425	933	65,124	9,604	120,658	58,124	1,050	474	1,062	59,948

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 昭和34年は9月30日現在である。

3 東日本大震災の影響により、平成23年、平成24年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成22年3月31日現在の件数で集計している。

附属資料 2-1-2 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

年	区分	消 防 本 部				消 防 団				
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和31年 (1956年)		383	6	465	713	31,864	5,332	-	101	1,830,222
32 (1957)		406	6	488	735	32,745	4,484	-	107	1,737,319
33 (1958)		429	6	507	778	33,729	4,304	-	104	1,677,555
34 (1959)		438	6	533	831	35,168	4,153	-	93	1,633,792
35 (1960)		445	3	562	833	36,627	4,016	-	102	1,591,053
36 (1961)		461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37 (1962)		484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38 (1963)		511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39 (1964)		544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40 (1965)		620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41 (1966)		640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42 (1967)		671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43 (1968)		700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44 (1969)		734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45 (1970)		756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46 (1971)		782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47 (1972)		805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48 (1973)		829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49 (1974)		848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50 (1975)		859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51 (1976)		869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52 (1977)		878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53 (1978)		887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54 (1979)		895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55 (1980)		906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56 (1981)		914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57 (1982)		923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58 (1983)		927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59 (1984)		932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60 (1985)		933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61 (1986)		933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62 (1987)		931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63 (1988)		930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年 (1989)		931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2 (1990)		933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3 (1991)		935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4 (1992)		935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5 (1993)		932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6 (1994)		931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7 (1995)		931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	-	975,512
8 (1996)		925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	-	972,078
9 (1997)		923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	-	968,081
10 (1998)		920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	-	962,625
11 (1999)		911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	-	957,047
12 (2000)		907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	-	951,069
13 (2001)		904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	-	944,134
14 (2002)		900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	-	937,169
15 (2003)		894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	-	928,432
16 (2004)		886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	-	919,105
17 (2005)		848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	-	908,043
18 (2006)		811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	-	900,007
19 (2007)		807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	-	892,893
20 (2008)		807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	-	888,900
21 (2009)		803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	-	885,394
22 (2010)		802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	-	883,698
23 (2011)		798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	-	879,978
24 (2012)		791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	-	874,193
25 (2013)		770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	-	868,872
26 (2014)		752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	-	864,347
27 (2015)		750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	-	859,995
28 (2016)		733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	-	856,278
29 (2017)		732	290	1,718	3,111	163,814	2,209	22,458	-	850,331
30 (2018)		728	289	1,719	3,117	164,873	2,209	22,422	-	843,667
31 (2019)		726	289	1,719	3,113	165,438	2,198	22,388	-	831,982
令和2年 (2020)		726	289	1,719	3,106	166,628	2,199	22,309	-	818,478

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成